

間に締結されたる條約の規定を、明かに蹂躪するものにして、從て強國民の權利に影響すと。此に於て列國の時論、或は支那分割を説き、又保全を説き、縦横策論皆清廷の危殆を慮るにあらざるなし。清國朝野の間、亦覺醒の士ありと雖、滿漢南北、久しく黨同伐異して、遂に協和する能はず。康有爲の「變法自強、保種崇教」を以て君主に入説するや、一旦其の納るゝ所と爲り、維新の號令、施設頗勤めしも、却て滿人の憤怨を招き、西太后又垂簾聽政し、光緒帝の親政を停む。

(我三十一年、光緒二十四年戊戌六月、乃至九月)

四十年來大事記云、遼遼の事畢るや、喀希尼は前日鴻章との私約を以て總署に要求す、物議沸騰、皇上大怒したまひ、鴻章の職を罷めしめらる。略も暫時機を待ちしが、俄皇加冕の事(一八九六年五月)ありて、各國皆頭等公使をして往賀せしむ、略又總署に要求し、李を擧げて公使に任せしめんとす。乃、太后の宮中に重賂し、甘誘威迫、謂ふ、遼遼の義、必李を假りて報酬すべし」と。太后遂に李を召見し、俄國聯盟の密謀を定めたまひ、李をして出使せしめらる。李俄京彼得堡に至るや、特に外人の注目を避け、墨斯科の舊都に遊び、戸部大臣章提と會商して條約を立つ、時に丙申四月也。九月、密約も中俄君主の批准を経、李は再び總署に行走を命ぜらる。茲より德は膠州に據り、俄は旅順に據り、各國の要挾萬端、李皆一々允許す

而も俄英の兩國、利害反對、每事衝突、戊戌に至り、代造鐵路の事を以て、兩國爭拒し、開戦に幾からんとす。時に皇上親政、萬機維新、深く李の俄國に結び以て國計を誤りしを恨みたまひ、總署の行走を止めらる、七月也、暫くにして、兩廣總督に補せらる。(李鴻章の遊歴各國日記にも詳説あり)

膠州灣租借は、一八九八年三月に至り、始めて正式の條約を爲したり、曰く、山東省曹州府に於ける宣教師遭難事務局が、今や茲に終結するに際し、清國皇帝政府は、獨逸が曾て清國のために顯はしたる友誼(三國干涉、遼東還附に周旋したるを云ふ)に對し、欣然たる感謝の特證を獨逸に與ふべきことを當然と思考す。故に獨逸艦隊修繕及艦裝の爲、且其の物料並に食糧貯藏の爲、及び之に伴ふ所の諸般施設の爲に、清帝は獨逸に割與するに膠州灣兩涯の地域永借(九十九箇年期)の特權を以てす云々。

英露米の角逐 之より先、三十一年一月、清國が日本に納るべき償銀完済の期迫る、英露の二國とも、清廷に勸説する所あり。二月、清廷は英に就き日債代償の事を請ひ、英も亦支那河川の商船行駛、楊子江左右の不割讓海關總務の英人任補等の事を要求し、遂に締結を得たり。尋いて日債代償の後、日兵の威海衛を去るを見て、威海租借を併せ求む、曰く、獨の膠州露の旅順、已に租借を

許可す、列強の均衡、必威海を英に附せよと。七月に至り、日兵撤去し、英兵代りて劉公島一帶及び山東岬角に駐守す。是の時にあたり、日本の外交政策、一に退嬰を主と爲し、清韓の危急も力支することなし。威海撤退の如きも、論者或は輕舉と爲し、是れ宜く保持して以て列強と抗衡すべき者と痛言す。而も我伊藤内閣は、英に頼り結托する所あり、期の如く償銀の完済を得て、速に威海衛を英兵に交附したる。但し此間に、清廷より福建不割讓の然諾を得て、南佛北露の勢力圏圍に對揚したるも、實は大効を見ず。

北米合衆國は、是の歳を以て布哇を合同して、聯邦の一と爲す。布哇は太平洋中に孤懸し、年來我出稼労働者(農工傭夫)の栖植地たり、利害する所多し。我政府亦之に顧念する所ありしも、力及ばず。後、呂宋(菲律賓)の合衆國に合併せらるゝや(三十四年)論者或は我臺灣の形勢に慮りしも、我は動搖することなくして、自然の推移に任せ去れり。

當時、日本は固より列國に雷同して清國を煩すの意なしと雖、福建省は臺灣の對岸にして、利害の關係甚親密なれば、經濟上及軍事上より、其の他國

日本福建省
に要する所
あり

の占有に歸するを欲せざる所以のものあり。仍て我が政府は、矢野文公使に訓令して、清國總理衙門と交渉せしめ、王大臣の照復を得たり。日本政府、聞清國政府近日艱難、常深軫念、即如威海撤兵、前經聲明在案、原係慮節外生枝、加累於清國起見、亦足昭命意所在。但日本政府查明實在情形、反顧利害所及、未克置若罔聞、自宜設一案法、以期未雨綢繆。則請清國政府聲明不將福建省內之地方讓與若租與於別國矣、除面述外、請查照、並希照復等因前來。本衙門查福建省內及沿海一帶均屬中國要地、無論何國、中國斷不讓與或租給也。相應備文照復貴大臣查照、轉達貴國政府可也、須至照復者、光緒貳拾肆年閏參月。

利權索取

比年支那に於ける各國の利權索取は、勢力範圍の約定を必要とするの形情を招き、各種の條文協商、月日を逐ひて繁し。遂に英露の二大國は、南揚子江北長城の區域を立て、鐵道及び航路、鑛山等の利權を分つこととなれり。九年、英露の南北に、歐洲の強國は或は租借地、或は不割讓約束範圍、或は鐵道布設許可範圍の名義の下に、清國の地方に對して優先權を獲得したる

門戶開放

に、最後に滿洲に關する英露の交渉に於て、露國は英國の要求したる「滿洲に於て特に一國を利する鐵道運賃、其の他の準率を設けざる條件」を拒みたるより、北米合衆國は、將來其の清國に對する通商航海に、大なる不利益を被らんことを恐れ、清國の門戶開放に關する原則三條を定め、一八九九年九月、之を以て英國に謀り、十二月下旬に至るまでに、日本及露佛獨塊伊の諸國に謀りて、悉く其の同意を得たり。所謂門戶開放とは、列強が清國の一地方に對し、特別の關係を作ることに反對するに非ず、唯之が爲に、其の條約上の權利を阻害せられ、又は通商を壟斷せらるゝ結果を生せんことに反對す」と云ふに在り。

韓國は露人に信賴す。朝鮮は井上公使渡韓の後、大院君の專横を制し、李垞鎔の陰謀を覆し、朴泳孝を薦めて新政に參預せしめたり。而も重責の大臣、軋轢舊の如く、實務毫も舉らず。偶、日本政府遼東還附の事ありて、露人の勢望頓に隆まりしより、朴は閔妃と共に露國に結托し、漸く日本の舊誼に背く。已にして朴、閔隙を生し、朴身を以て免れ、再たび我國に投寄す、二十八年七月なり。井上乃、金宏集を薦めて首相と爲し、觀望、且罷め歸る、閔氏の黨之に乗して愈競

閔妃の凶變

韓王露國公館に潜居す

ひ、一切日本顧問官を排除せんと欲す。十月、三浦子爵梧樓陸軍中將井上に代り赴任す、金首相之を機とし、閔黨の陰謀を破らんと欲し、七日大院君を擁し王宮に入り、改革を請ふ。時に暴客あり、突然後宮に闖入し、閔妃を弑す。内外驚擾、我政府報を得て大に惶れ、急に三浦並びに暴舉嫌疑の邦人岡本柳之助以下を拘致し、渡韓取締法を發布す。而も弑妃の事深く韓王の危惧と怨恨を我に集め、讒構之に乗じて行はれ、金宏集又其の位地を保つ能はず、日韓の交情一變して、最疏遠に赴く。二十九年二月に至り、國王は金宏集及び日本兵民の凶害を疑ひ、身を露國公使館に投じ、露兵に依頼して、遂に金宏集以下を誅戮す。

東亞近世外交史曰、日清交戦之日、俄黨之領袖李範晉者、潛伏俄國使館、與閔派通聲氣。西曆一八九五年十一月二十八日、範晉欲使侍衛隊傾覆金宏集内閣、事泄不成。一八九六年一月、春川地方有人民暴動、訓練隊前往鎮之、京城空虚、俄使維耶巴等乘機周旋。二月十日、以俄水兵一百三十名由仁川入京城、十一日國王及世子等遁於俄使館、搜尋金宏集以下之大臣等、戮死於市、趙義淵等逃避日本、自是政令悉由俄公使館而出、俄黨專恣、政府絕日黨之跡焉。先是十月八日、弑妃之變、日黨勢雖滅、幸政府尙在其掌握中、至二月變後、日俄兩黨地位全更。大院君の政事生涯は、前後通して三十餘年間なり、其の攝政の初期に於て、克く國

内の人心を收攬統合し、其外國に對しても果斷勇猛、遠く祖宗に超越し、新羅大王をして顔色無からしむる者あり。而も一旦王妃と權を争ひ、克たずして退き壬午の變亂には疾風驟雨の如くに起りて、後宮を驚擾し政府を顛覆す。忽にして身拘引せられて保定に留る四年、還りて、閑居すること又八年なり。甲午の歲、再三東學黨を使喚して亂を起さしめ、以て日清の戰を産み、身亦其渦潮中に投入し、百敗百變。遂に乙未十月八日に於て王妃を斃すや、彼一生の勇氣も此に消沈し了り、老太公の末路此に究まれり、大院君傳。斯人蓋、半島史の代表者にして、其性情、事歴は、最も該國の命運を暗示する者とす。

此に於て日本獨力扶掖の路已に絶え、露國に共和して保護を謀るにあらざれば着手の所なし、即忍びて露國の意を迎へ、小村公使をして露國公使ウキパーと漢城に協議せしめ、國王の還宮、善政の勸告、日本居留界、及び京釜電線の保護、露國使館保護兵等の事項を暫定す、五月十四日也。尋いて山縣大使を露京に特派せられ、共同保護の協定を申ぬ、六月二十八日也。日本の支持する所、僅に一時の體面を飾るに過ぎず、韓王露館を去ると云ふと雖、仍該館邊の慶雲宮に留まり、政令多く露官の指授に由る。軍務訓練、財務顧問等の職、皆露人の手に歸せんとす。

日本國皇帝陛下の特命全權大使山縣有朋と露西亞國外務大臣ロバノフ、ロストウスキーは、朝鮮國の形勢に關し其意見を交換し、左の諸條を協議決定せり、

第一條、日露兩國政府は、朝鮮國の財政困難を救濟するの目的を以て、朝鮮國政府に向ひ、一切の冗費を省き、且其歳入出の平衡を保つことを勸告すべし。萬止むを得ざる改革の結果として、外債を仰ぐに至れば、兩國政府は當に合意して其援助を與ふべし。

第二條、日露兩國政府は、朝鮮國財政上及び經濟上の情況の許す限りは、外援に籍らずして、該國人を以て組織せる軍隊及警察を創設し、且之を維持することを、朝鮮國に一任することとす可し。

第三條、朝鮮國との通信を容易ならしむる爲、日本國政府は其の現に占有する所の電信線を管理すべし。露國は京城より其國境に至る電信線を架設するの權利を留保す。

已にして、上の三條の原則を精確詳細ならしめんが爲、東京に於て日露の代表

者の會商あり、三十一年四月を以て條約す。曰く、

第一條、日露兩帝國政府は、韓國の主權及完全なる獨立を確認し、且、互に同國の内政上には、總て直接の干涉を爲さざることを協定す。

第二條、將來に於て誤解を來すの虞を避けむが爲、日露兩帝國政府は、韓國が日本若くは露國に對し勸告及助力を求むるときは、練兵教官、若くは財務顧問官の任命に就き、先、相互に協商することを約定す。

第三條、露西亞帝國政府は、韓國に於ける日本の商業及工業に關する企業の大に發達せること、同國居留日本國臣民の多數なることを認むるを以て、日韓兩國間に於ける商業及工業上の關係の發達を妨碍せざるべし。

此に至り、露國の稍日本に讓るの情見る。時に、露官竊に絶影島を索取し、其の海軍の爲に貯炭所と爲さんと謀る者ありて、絶影は釜山浦の港口に横はり、日韓往來の咽喉に居る。漢陽には恰閔黨外務に當り、喜びて露の請に應ず。而も露人は英人の日本を援けて云爲するあるを恐れ、中途にして之を止め、且、軍務財務の要職をも去り、翻然日本に向ひて和同を乞ひ來る、形勢の變幻想ふべし。

露の對韓策に張弛あり

日露の對韓方策

有賀氏外交史云、一八九八年の春、露國外務大臣は韓國に關する紛議を解決すべき條件を提出して、聖比保堡に於て日本使臣と會商しつつ、其三月二十七日、旅順大連租借に關する、他のパフーフ條約は北京に於て調印せられたり。是に於て、一月以來日本との談判は、畢竟我を牽制して、旅大租借に對し故障を容れしめざる爲の計略なりしこと明瞭せり。

蓋、露國の此に至り頓に日本に讓るの狀を呈示するは、其の本意全力を滿洲に竭すに在り。故に且、韓國の争を緩くして、滿洲の定まるを待つのみ。而も日本は此に因りて京仁、京釜の鐵道敷設を條約し、暗に東清鐵道に競ふ所あり、京仁は三十三年開通、京釜は三十六年開通。又、馬山浦に土地を賣收して、他日の繫泊に備ふ。三十二年六月、露人は英の南亞に事ありて、トランスグアール征伐、東洋に力争するなきを視、又日本に迫らんとす。曰く、馬山、鎮海の近地に、艦隊の泊處を租借せん、巨濟島並びに其對岸の陸地諸島は、露國以外に租賃せしむる勿れ」と。是れ朝鮮に要請せる事項なれど、實は之を以て旅順浦鹽の策應に便宜し、直に日韓の交通を擁塞して、我西海を脅制せんと欲する者也。三十

三年三月に至り、露公使バフロフ遂に馬山近地の海軍泊地と、巨濟留保の二事を、韓政府に締約したり、而も秘密に附せるを以て、世間多く之を知るなし。

獨人アラント云、日本の清國と交戦せしは、内政の困難を免れ、朝鮮を自己の掌中のものとし、列強、殊に露西亞の勢力を東亞細亞より除き去らんが爲なりき。幸にして戦争は日本の内訌を鎮定したるも、日本の朝鮮に於ける勢力は、幾ばくならずして打ち破られ、露西亞は新に支那の代りに出で來りたり。現在の勢にては、日露の間に衝突の虞れなしと雖、日本にして陸海軍の擴張を實行し、露西亞にして西伯利亞鐵道を落成し、之に附帶せる北支那との連絡を完うするに於ては、争は遂に免るべからず。而も日清戦後、政府は陸海軍を擴張し、人民も亦多くの新事業を起したるために、日本は已に餘裕なし、これ日本が滿洲問題に關し、露西亞の進取政策に對して抵抗する能はざる所以なり。

是れ等、日露の兩邦、互に對韓方策に争ふ所ありし間に、朝鮮の國太公是殂し、國王熙は大韓皇帝の位號を始稱し、建元して光武といふ、即位三十四年にして、我明治三十年丁酉に當る。

朝鮮王の皇
帝號

群臣の帝號勸進の上疏に曰く、「我邦地界、毘連中土支那、分合無定、亦各稱王、羅麗統合、只用廟號。本朝受禪、舊貫斯仍、寔由唐宋以下、遙相控制也。惟我殿

下文、敦遠被萬國同列、而襲用舊號、則實非對揚天心、標準斯民之道也。歐洲列國、率皆平行往來、無分皇王之軒輊。而亞俗不同、視其位號、不等則在、交隣有所妨碍。伏願俯循輿情、誕受鴻號、聲照萬國、與天下更始、以て其の情意を知るべし。又、帝位を正す時の祝文に、「惟我東方人民之君、自檀君箕子以來、(中略)一統之業、垂裕我子孫、萬世磐石之宗、今天下三代之遺風、惟在我邦、有明之統、亦惟在茲矣」と宜べらる。是れ、中土、夏殷周三代を祖とする遺孫流俗は、獨此一朝、鮮ありと自負せるの氣概を見るべし。且は、蒙皇、上帝眷顧、樹獨立之基、行自主之權、など大言するも、一語も連年日本の援韓の大義に言及せず。光武中に撰録して、大韓の成典と稱する、増補文献備考二百五十卷、一所の日本に負荷する所あるを、述ぶる無し、皆疑惑なき能はず。

第五章 政府政黨の遷轉一其

征清戦後の經營 第七議會二十七年十月 第八議會二十八年一月は、政府當局者をして内顧の煩なからしめんと欲し、政府編製の諸豫算法律案は、大略聽可して、專、

力を外事に用ゐしめたり。而も馬關條約の畫押後に至り、忽露國の強壓を被り、遼東還附の失態を演出し、國民の政府に對する信任俄に動きたり。彼れ戦前に對外硬を唱へし諸政黨(改進、革新、及び國民協會等)之を見て一齊に伊藤陸奥の疎漫を怒り、痛斥する所あり。且、民心作興の一策として、臨時議會の招集せられんことを希望す。政府は既に之を外に失ひ、今又内に敗れんとす、危しと謂ふべし。幸にして、自由黨の後援を得、提携以て頽勢を支持す、第一議會以來の政黨事情、此に至り一變す。

従前、衆議院は久しく政府の總豫算編製に嫌らず、整理緊肅を加へて、國民の負擔を輕減せしむるの餘地あるを信しければ、開會毎に此の方針を以て政府と衝突し來れり。然れども、今や廿七八年の交、外征の大事あり、政府をして内顧の憂を抱かしめず、專其力を外事に用ゐしむるを必要とす。即、含忍して衝突を避くるを以て、機宜に合へりと爲し、政府初めて衆議院に信任を得たり(言換れば、衆議院初めて政府に親馴すと成り)。而も外交に就いて、猶當局の施措に嫌焉たり、一日、第八議會、革新派の長谷場純

孝は、伊藤總理大臣の演說に對し、質問して、今や政府が朝鮮の扶植に奮勵せむとするの意甚善し、而して之に際して列國の感情は如何。向後若、我單獨の行動に、第三國の容喙し來らば、政府は如何にして之に處せむとす、終始一貫するの決心なる乎と云ひしに、總理大臣は、未來の事變、豫に保證する能はず、何國も決して容喙するものなしとは斷言し難しと答へ、最後に、苟にも我輩は今至尊を代表して本席に臨み、此大日本帝國の安危存亡に關する大事を擔當す、豈侵さるゝ者ならんやと放言せしかば、議場は大に其言辭の暴慢を怒り、激語紛起して、總理大臣を責むるもの多かりしも、超えて數日、芳川司法大臣代りて、至尊を代表し、云云は、至尊の政府を代表し、云々の誤也と辨明したり。又、歐米各國との條約改正の嚆矢たる英國新約に就き、衆議院の質問、其要點は、本條約は稍對等相互の主義に基きたる觀あり、然れども青木公使が本條約調印と同日に作爲せる議定書及外交文書は、本條約當然の作用を檢束し、或は相剋殺し、本條約をして、帝國に對する不正不利のものたらしめたり。又、議定書は三十八種の重要輸入

品の税率を特約し、且、最惠國均霑の條章を約したり。他の交際國にも追次此例を以て締結せば、我國定税率を、少くも十有七年間は、實行する能はざらしむべし。夫れ此際の十有七年間は、實に軍事擴張と民業保護を必要とし、戦後の財政を維持せむ爲には、時に内國税を増加するの止むを得ざることあるべし。則、海關稅増徴の事も、亦時局の如何に干繋あること勿論ならむ。然るに、政府は何を苦みて清國との宣戰公布の後、時局如何を顧みず、漫に英國と海關稅目を別約したる乎云々。陸奧外務は之に復牒して、目下、各締盟國政府と現行條約の改訂を談判しつゝあれば、關聯の事情ありて、今の質問に答ふる能はずと曰ひ、究めずして閉會したり。

二十八年夏秋の頃、遼東還附の失政を擧げて當局を責むる聲、都鄙に遍布せしかば、政府に好意を抱ける自由黨も、其庇護の辭に苦み、七月宣言する所あり。其要領は、至尊容忍の大德量を奉體し、軍隊の忠勇義烈を感謝し、是れと同時に、政府の外交上に於ける失敗を責め、帝國の光榮を復興するが爲に、速に軍備を擴張し、外政を刷新し、且、朝鮮に於ける帝國の地位勢力

遼東還附の失態を責むる聲

政府初めて自由黨と提携すと云ふ

第九議會

を維持すべしといふに在り。此御容忍奉體は、臥薪嘗膽てふ語を以て人に唱說せられたり。既にして第九議會の開院に及ぶや、自由黨は更に宣言して曰く、我黨は本年七月、方針を議定して之を世に公にし、今後朝野を論せず、其方針の同じきものあれば相共に提携せんと欲し、肝膽を吐露し、以て之を當路者に詢る所あり。當路者亦深く時局の要を察し、我黨の誠を諒して、間、民議を容るゝに吝ならざらむとす。是に於て我黨は向來當路者と其針路を同一にして進み、之と相提携して要務を協賛せむとす云々。黨外或は之を見て、一時の苟合と爲したるも、當事者の意は、漸次政黨内閣に進むの階梯を踏まんと云ふに在り。又、國民協會は、戦前には對外硬派と歩趨を俱にしたるも、戦後の軍備擴張は、勢に於て免れずと爲し、其去就頗曖昧に赴きければ、第九議會の彈劾上奏案は、其賛成する所に非ず。案文に曰く、

歐洲列國が東洋の兵備を増加し、以て干涉の準備を爲せるは、一朝一夕の故に非ず、故に臣等は第七及第八議會に於て、閣臣に警告する所あり、

然るに閣員毫も之を顧慮せず、三國の干渉、既に目前に迫るを知らずして、漫に馬關條約を締結し、且之れを嘉納し給ふの大詔を奏請せり、而して三國の抗議に逢ふや、忽之に屈從して、綸言反覆の議を招き、以て陛下の尊嚴を傷つけ、國家の體面を汚すに終らしむ、云々。

此案は獨自由黨の反對を被りしのみならず、國民協會及び其の他の中立派は、自然に一致の態度を執りしを以て、二十九年一月の議場に於て、百七十の不賛成に對する百三の少數を以て、問責の奏議は否決せられ、政府の歳出要求、約一億五千萬圓案を通過したり。又、朝鮮に於ける閔妃變死、國王露館に入れる事實を擧げて、政府の失態を責問したる者ありしも、政府は時勢の不利を説きて、今日は詳言を爲すの機會に非ずと云ひ、緘黙して止めり。(國民協會は、會頭品川の慰撫によりて、遼遼失態詰責の議を撤回したるなり) 已にして議會閉ぢ、自由黨の板垣伯を入閣せしめしも、陸奥外務薨し、伊藤政府は維持の路究せんとす。

かくて、第九議會二十九年一月は、遼東還附、及び朝鮮放棄の責問につきて、伊藤内閣に

遼遼失態詰責の問責案成らず

第十議會の軍備と倍加

追究する所なかりしも、陸奥外務病に斃れ、戦後理財の方案又立ち難きを以て、板垣の入閣も頽勢を支へず、伊藤辭任す。松方之に代りて首班に就き、新に大隈を抜きて外務に就かしむ、二十九年九月なり。之より先、三月改進革新等の所籍議員は、合同して進歩黨を組織し、以て自由黨に當りしが、此に至り、松方内閣を援助して、財政整理に従事せんと聲言す。即、第十議會三十年一月は、二億五千萬圓の豫算を可決し、陸海軍の擴張、七師團を増加して十三師團と爲し、十二萬噸の軍艦を二十萬噸と爲す、清國債金處分、貨幣法(金貨本位制)改正、及び新聞紙發行停止の削條等を決了したり。

第九議會閉院の後、自由黨は政府援助の報償として、まづ總理板垣伯の入閣を要求し、内閣書記官長伊藤己代治、内に在りて周旋し、遂に板垣を擧げて内務大臣と爲す。然るに陸奥外務大臣は、媾和締結以後病に臥して、久しく事を視る能はず、自由黨の提携も、政府の強を如ふるや否や疑あり。閣外の元老井上伯は、伊藤首相に忠告して曰く、今方に戦後經營を急要とするの時、黨派の異同の如きは復問ふの違なし、宜く大隈を外務大臣に推

松方内閣の戦後經營

し、松方を大藏大臣に復し、以て時局を救ふの舉に出づべし」と。偶、山縣は露國の使事を終へて歸朝し、亦井上の發議に同意して、大隈松方の入閣を善と稱す。内務大臣板垣は之を聞き、其大隈の入閣を否として曰く、「大隈は背信不義にして、到底永く事を俱にすべからず、余は斯くの如き人と並び立つを欲せず」と。是に於て伊藤首相は勢の不可なるを見て、板垣と共に辭表を呈し、内閣瓦解したり。時に、對外硬派の諸政客は、團結して進歩黨と標榜し、尙に大隈と薩人との協同を謀る。九月に至り、松隈内閣成り第十議會には自由黨の反對側に立ち、上院に軍備緊縮の論起りしも、政府は猶軍備擴張及び財政計畫の大體を決するを得たり。

明治十四五年より朝鮮半島に對する疑懼は、漸次帝國軍備の擴張を要し、又、不換紙幣の處分、其他經費の増加を要するもの少からず、因りて政府は酒税を増加し、新に烟草税、菓子税、醬油税、所得税、證券印税等を賦課す。是等新に課せられたる租税は、所得税を除くの外多くは皆間接税類に屬するものなり。二十七八年役後に及びては、巨額の歳入増加の急を生じ、政

府は更に酒税を増加し、營業税登録税、葉煙草專賣法を起し、戦後經營の必要上、再三増税の斷行を累ねんとす。(三十七年、日露事件の起るに及びて、政府は更に非常特別税として戦時税を起し、又煙草と鹽の製造專賣法を實施することとなる)此の如き近時の趨勢として、二十七八年戦役後は、年増税を續行するの止むを得ざるに至れり。而も之を既往に稽ふるに、明治元年より同十四年までは、舊封建政治より引繼ぎたる租税整理時期と謂ふべく、其後二十一年までは、歐米文明の主義に基く所得税及び間接税制度の創定を試験して、帝國税法は茲に稍、完備を告ぐるの狀あり、以て議院政治に移れり。此議院の初まりしより二十九年までは、財政毎年餘裕を生じ、租税は物價の比例上、其實輕減せられたりと爲すべし。然るに二十九年戦役善後の計畫は、東洋の形勢に鑑みて、帝國の地位を安固ならしめ、且、産業の發達を圖るが爲、此に増税を行ふもの約二千六百萬圓尋いて三十二年の増税は約四千萬圓、三十三年の増税は約二千百萬圓とす。(爾後、三十七年の増税は約七千五百萬圓にて、この八箇年間に通計約一億

六千萬圓の負擔を増加したるものなり。而して戦役に因り日本は清國より債金二億兩を受けしも、其使用方法論は、或は債金の半額を以て軍備の擴張に充て、殘額を以て信用ある外國政府の公債證書を買置くか、又は内國債を償還すべしと云ひ、或は今貨幣本位を變更せんと欲せば、之を其基金に充てざるべからずと云ひ、收納の方法と消費の方法との議論紛起したるに方り、其大部分は早く已に軍備擴張に銷磨せられたり。所謂十年計畫は、夫の債金を見込みて猶足らざるのみならず、二十九年度より諸種の新税新債を起すこととなる。

松方伯爵云、日本政府が明治十一年一圓銀貨の内地一般通用を許すに及び、我國の金貨本位は一變して金銀複本位となりたれども、當時我邦は猶不換紙幣の時代に在りしを以て、銀貨も實際に行はれず、徒に銀紙の大差異を見る。十九年より紙幣兌換を實行するや、銀貨兌換の主義を執りしより、我國は事實上、銀貨本位となりしが、外國金銀比價の勢は、銀の下落甚しく、我邦の物價昂上止まず。三十年の貨幣制度改革により、本位金貨の

重量を改正し、従前純金四匁(金銀の比價十に對し百六十七)を以て十圓と定めたるを半減し、二匁を以て十圓と爲す。此に於て貨幣の稱呼の上に於て、従前と其實價を異にするを以て、國民は租税の増加に對し甚しき痛苦を感せざるのみならず、之を通商貿易の進歩に徴し、之を國民生計の改良に鑑み、又之を各地方争ひて公益機關の設備に資を投するの事蹟に考へ、因りて國民は尙租税の負擔上、許多の餘力あるを驗知することとなり。况や此増加せられたる租税は、臺灣の經營、清韓の門戶開放等、主として我商工業の利權擴張の目的に使用せられたるに於てをや、回收亦當に之を期すべき也。

然りと雖、歲計出入の權衡未、平を得ず、前途の計算合はざる者あり、朝野之を疑ふ。既にして大限事を以て閣僚と合はず、罷め去り、進歩黨亦政府に不滿なり。十一月、第十一議會は、劈頭に現内閣不信任の決議案を提出し、進歩、自由以下、連合して松方に迫りしを以て、松方は且衆議院を解散し、躬も亦内閣を去る。三十一年

當時、内閣書記官長高橋健三、法制局長官神鞭知常は、常に薩派と進歩黨との連鎖として頗重きを爲せしが、第十議院閉會の後薩派大臣の舉措漸く當初の政綱に背反したるも、松方首相は優柔にして斷する能はず、是に於て二人相携へてまづ政府を去る。抑、大隈は年來常に責任内閣論を主張して、藩閥政治に抵抗したる者、而して今、松方、樺山、高島等、藩閥の餘命を護持せんことを維れ努むるに方り、大隈の渙然氷釋、清濁併吞して、共に一堂の下に立ちて、國政を料理せんとす、亦以て近時の一奇異と爲すに足る。但し、新内閣組織の初め、大隈は政綱を提出して、松方、樺山、高島の同意を求む。「曰く閣員は聯帶の責任を佩ぶべし、曰く人權を重んずべし、曰く國民の宿望を容るべし、曰く大に行政を整理して、根本より財政の釐革を圖るべし」と、松方等甚之を拒まず。然りと雖、苟且は久しく保つべからず、大隈は政綱の必行を論じ、忽薩派の激昂を來したれば、内閣の紛擾は益甚しきを加ふ、京童は薩派を指目して蠻勇といへるも、此時なりき。

憲政黨の隈板内閣 伊藤侯爵は、松方の後 承けて再び内閣を總理する

に方り、隈板の二黨首を政府に致すの意ありしも、事果す能はず。井上伯爵を大藏に推薦し、以て財務の大任を分ちたり。三十一年五月、臨時議會第十自進の兩黨、共に地租増徴案に反對しければ、伊藤は解散を斷行して、兩黨の反省を求めんとす。而も兩黨別に覺悟する所ありと稱し、舊盟を解き、更に合同して憲政黨と命名す、六月廿二日なり。伊藤之を見て變通の時會と爲し、直ちに隈板を奏薦して、後任の事を奉請す。諸元老の間、頗難色ありしも、伊藤激昂止まず。三十日、大隈は總理大臣を以て外務を兼ね、板垣は内務に任す陸海軍以外之に、皆憲政黨員。苟且の事に似たりと雖、咄嗟の間、政黨内閣の實現を見しは、寔に朝野の一驚を博したり。

蠻勇内閣既に瓦解するや、伊藤は大隈を引き、共に内閣を組織せんとしたるも、進歩黨該首領の入閣を好まずして、勉めて伊隈の提携を妨げしかば、伊藤は轉して板垣に謀る。板垣乃内務大臣の椅子を得て入閣を諾せんとしたるも、此の要求は伊藤の容るゝ所とならず。而も首相は自由黨に好意を執り、特に其の黨員を官邸に招饗して、立憲政治の完成を期せんと欲

せば、野に在りては自由黨諸君の力に頼り、朝に在りては無似博文之に任せんとの語ありしかば、農商務大臣伊東已代治亦斡旋する所ありしと雖、新内閣の最大有力者たる井上大藏大臣は、自由黨との提携を好まず。是に於て伊東子爵病と稱して辭表を呈し、自由黨は斷然政府に反對するの意を決せりと云ふ。六月二十二日、憲政黨組織の聲明は、

憲法發布、議會開設以來、將に十年ならむとす、而して此の間解散は已に五回の多きに及び、憲政の實未、全く擧らず、政黨の力未、大に伸びず。是を以て藩閥の餘弊猶固結し、爲に朝野の和協を破り、國勢の遲滯を致せり、是れ舉國忠愛の士の慨歎する所なり。今や吾人は内外の形勢を鑑み、斷然、自由進歩の兩黨を解き、廣く同志を糾合して、一大政黨を組織し、更始一新、以て憲政の完成を期せむとす。

此の日の結黨式には、板垣、大隈の兩首領も出席し、且、公然入黨したれば、伊藤首相は此形勢を思へ、三策を案す。「第一策は、總理大臣として自政黨を組織し、之を率ゐて國務を進行せむとするに在り。第二策は、前策若、成ら

憲政黨の勃興に對する藩閥の策應

伊藤の奉表辭職遺書

ずんば、斷然野に降て、自政黨を組織し、以て政府を援助せむとするに在り、而して以上二策にして行はれずんば、憲政黨の指導者たる板垣、大隈二人を推薦して、後繼内閣を組織せしむるを以て、最後の事と爲す。」乃、伊藤は此の三策を蓄へて、二十四日の御前會議に列したるに、第一策及び第二策は山縣の強硬なる反對に依りて成立を得ず。此に於て伊藤は更に進言して曰く、事茲に至りては、唯新立の憲政黨首領を後任に薦むるの外あらず。當時、伊藤、山縣の論争確執は、翌二十五日の早朝を以て、伊藤が閣下に捧呈したる表文を見るも、之を想察するに足らん。

謹奏臣博文荷聖恩、屢奉重任、孜孜圖報効、而事與志違、是臣疎才之所致、恐懼曷勝、若獨莅尸位、壅塞賢路、恐汚聖鑑。茲謹奉表辭補衰之職、併乞奉還勳位顯爵。伏願皇上陛下曲垂哀憐、速賜聖允、臣不勝恐懼屏營之至、誠恐頓首百拜。

二十五日には、再び御前會議あり、山縣、大山、黒田、井上等の各元老拜趨したりしが、一人の自起ちて難局に立たんとするものなかりしを以て、遂に

伊藤の意見に従ひ、大隈板垣二人を薦むるに同意して退く。因りて伊藤は其夜急使を馳せて二人の來邸を求め、告ぐるに辭職の事を以てし、且、大命二人に降らば、直に之を拜受して、内閣組織に着手せんことを望むの意を述べ、二人事倉卒に出て、即答し難きを告げて伊藤を辭し、二十六日熟議を爲して、其旨を伊藤に通ずる所あり。是に於て二十七日、二人は宮中に召されて、新内閣組織の大命を拜受し、唯、陸海軍兩大臣を薦奏するの難きを奏陳したるに、主上特に詔して曰く、陸海軍兩大臣の選叙は、朕自之を裁せむ、此を以て念とする勿れと。かくして、隈板の政黨内閣、旬日にして成立し、大隈首相は其官僚に教へて曰ふ、今回の内閣交迭は、之を過去の政變に比し、大に意味を異にするものあり。從來の内閣は、閣臣として政黨員たることを許さざりしが、之に反して現内閣は殆純然たる政黨員より組織するものなれば、此際世人の惑を惹き起さざる事に注意を要す。蓋、時世の進歩が、かくの如く政黨内閣の實現を促成せる者なれば、亦宜く上下意を一にして國務に執掌せむ。但し、既に政黨内閣たる以上は、政務

隈板内閣の
陸海軍大臣
は特選に出
つ

官は吾人と同志なる政黨員を擧ぐべきも、事務官は政務官と其責務を異にする者なれば、明かに區別を立て、無用の交迭を行はざるべし云々。又、臨時政務調査局を設け、政黨が多年唱道したる行政整理の實行を圖るが爲に、萬難を排して之に従事すべきを訓示し、以て委員の努力を勸む。爾來、委員等は幾たびか會議を重ね、兎角、舊自由改進黨の出身者の間に、屢意見の衝突ありしも、其の概要を擧ぐれば、文部、司法の兩省、及び警視廳を廢すること、文官任用令を改正して、無試験任官の範圍を擴むること、現在の勅奏任官を悉く交迭せしむること、判任官を三分の一減すること等に於て、頗急激なる改革案なり。故に政府は之を採用するに躊躇し、修正を加へて裁可を得、十月を以て公布し、官吏の定員に於て四千五百人を減したり。而も陸海軍兩省に對しては、一も手を下だすこと能はずして止みたり。

隈板の政黨内閣は、下院議員總選舉に、黨員二百餘名、舊進歩百十名、舊自由九十餘名を得、議會の勝算目前に在るが如し。而も二伯の性行と、黨内の感情に於

憲政黨内閣
は議會に臨
みずして解

【今代國勢發展】

一八八

て、相互猶融和せざる所あり、事に就き機に觸れて、軋轢止まず、未、議會に臨むに及ばず、十一月初旬を以て、憲政黨内閣土崩瓦解す。板垣の辭表に十九日、臣退助在職數月、意見重信と相反し、獻替の職責を共にする能はざらんとす。偶、文部大臣尾崎行雄の國體に關する言説、容忍す可からざる者あり、臣再三論議して、重信斷せず、終に宸慮を惱まし奉るに至る、惶悚に勝へず。且、其後、任薦奏に至り、重信專斷以て聖裁を仰ぐを見る、是れ退助匡補の力乏きに由らずんばあらず云々。大隈即、更始して維持する所あらんと欲せしも、聖旨を得る能はず。時に伊藤侯爵は海外漫遊の途に在り、内閣總理の新命は、山縣侯爵に降させられたり。

自由派と改
進黨の不調

憲政黨は、其歴史と感情とを異にせる舊自由派と舊改進黨派とを以て成りたれば、初めは互に交讓して衝突を避けんことを勉めたり。然れども、兩派の軋轢は日を経るに従ひ益其弊を助長し、進歩派は警視廳廢止を主張したれども、自由派は之に反對し、自由派は文官任用令の全廢を唱へたれども、進歩派は制限任用論を唱へたり。是の時に當り陸奥の外務大

尾崎文部の
語を捉る

閣中の破綻
遂に土崩

臣たりし時代に、全權公使に任せられて米國に駐劄したる舊自由黨の領袖星亨は、賜暇を以て歸朝し、兩派の軋轢太しきを加ふるを見て、國務大臣の椅子を兩派に均分し、且、其他の高等選叙にも偏倚を避け、以て政府に於ける兩派の均勢を維持すべしと主張したり。既にして尾崎文部大臣、帝國教育會に臨みて一場の演説を爲したる中に、日本には、共和政治といふ如きは、千萬年経ても行れまいが、此に今、共和政治と云ふ夢を見たも假定せよ、恐らくは、豪富、三井、三菱の徒が、或は大統領の候補者となるであらうとの一語あるに及び、伊藤子爵治巳の指揮を被れる東京日々新聞、首として之を攻撃し、是れ不祥不敬の甚しき者なり、斯くの如き不祥不敬の言を爲すもの、一日も輔弼の重任に置くべからずと論難したれば、自由派は奇貨措くべしと爲し、相和して内より尾崎を陥擠せんとしたり。板垣の如きは、之を内閣に争ふのみならず、宮中に入出入するに至れり。是に於て、十二月二十日、主上特に侍従長徳大寺實則を板垣の邸に遣はして下問する所あらしめられ、翌二十一日板垣參内して奉答し、尋いて二十二日、侍従職

【第五章 政府政黨の遷轉其二】

一八九

幹事岩倉具定、大隈の官邸に臨み、尾崎の進退に關して聖旨を傳ふ。越えて二十四日、尾崎終に辭表を捧呈したるを以て、大隈首相は、二十五の閣議に於て、尾崎の辭表執奏の事を報告したれば、是れ方に自由派再び均勢論を提出するの好機會なり。果然、板垣は後任文部大臣を自由派星亨若くは江原素六の中より選むべしと唱ふ。而も大隈は黨内均勢の理なきを論じて、板垣の提議を排し、改進黨の犬養毅を適材と爲し推選、翌二十七日を以て將に親任式を行はれんとす。板垣之を聞き、其親任式の定刻に先たちて參内し、大隈の專横を言上し、犬養を文部大臣に親任あらせらるることあらば、臣は松田、林の二人と共に、斷然骸骨を乞ふの外あらずと奏陳して御前を退く。而も犬養の親任式は豫定の如くに舉行あらせられ、自由派は内閣に在りて著々失敗したれば、星亨は外に周旋し、憲政黨中の自由派總務委員をして、二十九日を以て神田青年會館に自派に屬する黨員のみを召集せしめ、憲政黨解黨の件を議題として之を可決せしめ、新たに憲政黨を議題として又之を可決せしめ、警察官衙に對して、解黨及び結

黨を同時に届出でしめたり。内務大臣は既に自由派たり、警視總監亦自由派の西山志澄たり、是を以て這般自由派の爲さむとする所は、一として意の如くならざるなし。之を見て改進黨は、自由派の解黨決議の不當不法なるを、世上に稟告し、抗議的の届書を警察署に提出し、黨系の正閏を争はんとす。然れども内務省は進歩派の届書を却下し、十一月一日進歩派の憲政黨大會を開くや、解散の命を傳へ、翌二日更に進歩派憲政黨の存立を非認したり。蓋、芝公園内に本部を置ける憲政黨の存立を認むと雖、内幸町に本部を置ける憲政黨當時進歩派の憲政黨本部は内幸町に在り、其の存立を認めずと云ふ也。是に於て進歩派は亦看板争ひを爲すの無益なるを知り、斷然憲政黨の名稱を抛ち、新たに組織して憲政本黨といひ、宣言すらく、頃日、黨中一部野心の徒、私情に驅られて我黨の名を借し、俄然大會の豫期を一變して、忽解黨を決議し、忽一黨を組織し、以て憲政黨を借稱したり。然るに當局者彼の借私の黨與を承認して、條理堙滅す、豈憤慨に堪ふべけむや、云々。憲政黨は創立後五箇月に滿たずして、今や復自由

大隈に御信
任無し

進歩兩派の對立したる當年の状態に返れり、是れ實に星亨の手腕に由りて然りとす。二十九日、板垣等奉表辭職を乞ふに方り、大隈首相は農商務大臣大石正巳と共に參内し、内閣不統一の事情を具奏し、板垣等の辭職を止むべからざるの勢なりと爲し、後任推薦の内旨を請ひ奉る。而も主上之を許し給はず、侍臣を遣はして板垣を慰藉あらせられ、又西郷海軍桂陸軍の兩大臣に下命し、板垣の留任を諭さしむ。而も板垣辭意固く、此の際總辭職の外に策なきを奉答す。大隈は三十一日上奏、内閣更始の事、一に聖斷を仰ぎ奉るといひ辭表を呈しければ、主上は乃ち山縣、松方、黒田、大山等の諸元老を召して、後圖を議せしめられしに、山縣を起して内閣を組織せしむるに歸着し、十一月八日を以て新に内閣を組織せらる。伊藤、井上は西遊して在らず、政黨内閣は異常の起滅を爲してここに了れり。

政黨事情の
變遷

開國五十年史云、議會開設せられてより、自由改進黨の聯合民黨は、年々政府と競争し衝突し、政府は全力を擧げて、或は選舉に干渉し、或は議會を解散し、頗之を威嚇したれども、反對黨常に議會の多數を占め、政府は殆其策に窮したり。而も日清戦争起りて形勢一變し、政府も漸く政黨の壓迫すべからざるを覺り、政黨亦常に

政府を敵視するの不利なるを知り、先づ自由黨は政府と提携し、次に進歩黨も政府と提携したれども、並びに失敗に歸したり。是に於いて、兩黨合同して政黨内閣を組織したるも、亦内部の一致せざるが爲に瓦解したり。やがて、我國に帝室内閣の成立し難くして、政黨内閣の時期も尙早きを經驗せしめ、爾來、政府政黨は暫く交譲して國政を爲すに似たり。然れども、政黨内閣前後兩度の失敗は、或は其成功に近づきつゝある階段と見做すを得べし。又、政黨内閣が外間の反對に破るゝに非ずして、内部の動搖に由りて倒れしは何ぞ。蓋し君主の信任に頼り專制政府の宰相たるは易く、政黨の首領として立憲内閣の總理たるは難し、君主は一人なれども、政黨は多數なり、一人の信任を得るは易く、多數の信頼を受くるは難しと論斷せらるる也。

山縣と星の機略運用政治 山縣總理大臣は、固より民間政黨に依附して國務を執るを好まず、近年、伊藤、大隈、板垣等の黨人政治の効果少かりしを見、即曰く、内閣の更迭頻數なりしより、餘弊の及ぶ所、或は官紀の解弛を招かんと、嚴に政務官と政黨員の分域を爲し、議會に對しては、專用兵制敵の術數を以て、其勝利を得んと期したり。自由黨、憲政黨の領袖星亨、又機略運用を以て自任し、遂に宿志素見一致せりとの聲明を爲して、内閣と提携せんと勉めたり。此に於

て、第十三議會三十二年は、地租増徴の政府案を可決して、其の戦後經營の財資を豊かにし、又議員の歳費増額をも敢行して、政府政黨合意分責の實を示し得たり。是れ一に、山縣星數氏の機略に由りて、其成績を擧げしに外ならず。第十四議會三十二年に及び、政府反對の黨派より、前年議會操縦の非行を彈劾し、上奏案を提出したれど否決、遂に無事を得、山縣は軍備擴張の計畫、已に一段落を告げ、今や勇退の意あり。而も偶清國に拳匪起り、列國皆兵を天津北京に進む、山縣此の事變に際して、退休する能はず、松方大藏大臣に謀り、一億萬圓の公債をロンドンに募集し、急需に應へ、隱忍して拳匪の平定を待てるのみ。

山縣内閣成立の初め、憲政黨を駕御せる星亨は揚言して曰く、現内閣は超然主義なり、政黨に依らざる内閣なり、是れ固より我黨の綱領と相容れざる所なり、反對せざるべからずと。然れども、山縣内閣と絶つは決して星の本意にあらず、試みに威嚇を以て之に臨みたるに過ぎず。されば再度の交渉を爲し、遂に明白に附和の意を表し、現内閣は我黨の政見を容れ、我黨の贊助に依ることを表明したるに依り、我黨當に之と提携を勉むべし。

超然主義に對する附和の提携

と曰ふに至る。又、山縣首相は憲政黨員を官邸に招きて演説を爲し、願るに、近年有力の士、前後局に當り百計施さざるなく、而も遂に國務の阻滯を通する能はざりし後を受け、一介の武弁を以て此時艱を救はむことを思ふは、任重く途遠く、固より微力の能く爲す所に非ざるを知る。而して憲政黨諸君の、其本領に於て、其歴史に於て、殊に其人たるを認め、互に肺腑を披き懷抱を展べ、國家歳入の基礎を確實にして、戦後の經營を完くするに付て、其見る所の諸君と相合ふを喜び、又各般制度の改正に付て、諸君平生の素見に同意するの允當なるを認め、諸君と各自其の職任に従ひ、相倚り相助けて、以て進取の宏謨に對へむことを期す云々と宣ふ。山縣内閣は既に憲政黨と提携し、又國民協會をも御方として、優に議會の多數を制するの形勢を占め、三十二年度に於て、約三千四百萬餘圓の歳入増加の計畫を立て、之を第十三議會に提出し了る。願ふに、戦後經營を完成するが爲に、其財源を増税に求むるは止むを得ざるの理數なりと雖、獨、地租増徴の計畫を爲すに至りては、第二次松方内閣嘗て二十九年之を試みんと欲して

止め、第三次伊藤内閣(三十一年)亦之を試みしも成らず、而して大隈内閣は最歳計の究乏に苦みたりしに拘はらず、補填を地租に求めむとするの財政策を避けて、別種の計畫を立てたり。今や山縣内閣は、斷然、地租増徴に依りて歳入の不足を補填するの方案を立てたれば、憲政本黨は勿論、其他の非政府派及び中立の士人、皆群起して増税の失計を論じ、遂に地租増徴反對同盟會を組織して、運動を開始す。十二月十五日會するもの無慮二千餘人、前首相大隈重信は、陸軍中將谷干城、同三浦梧樓等の名士と之に與る。憲政黨は山縣内閣と提携したるも、地方利害の關係に於て、地租増徴を非とするもの多く、彼の提携も此問題に因りて將に斷絶せむとするの危機に迫りたり。是に於て憲政黨は、政府案の地租増率百分の四を百分の三に修正し、而も尙二十餘名の増租反對者は相連署して、黨議の外に立たむことを要求したれば、星以下の領袖は百方之を慰撫し、遂に増租年限を五個年に限るの條件を副へ、十二月二十日、百二十九に對する百六十六を以て之れを可決したり。而も山縣内閣が憲政黨と提携したるは、根本

の政治思想の相一致したるに因るに非ず、唯一時勢の止むを得ざるものあるに由れり。故に、目前の宿題たる地租増徴問題解決せられて、財政計畫の基礎既に確立したれば、山縣は復憲政黨の力に待つ所少し。されば政府は更に戒慎して、黨人獵官の門戸を鎖さして、彼等の政府に侵入する途なからしめむと謀り、文官任用令を改正し、親任式を以て起用するもの及び特別任用の規定を設くるものを除くの外、凡て勅任文官に無試験無資格者の登用を制限す。板垣は之を見て、山縣首相の不信を責めたるも、遂に要領を得ずして止む。然れども當時、憲政黨が最も政府に惡感を抱きたる、屬僚組が事毎に憲政黨を排斥するの手段を講したるが爲なり、屬僚組の首領として憲政黨に指目せられたるは、内務次官松平正直、法制局長官平田東助、内閣書記官長安廣伴一郎、警視總監大浦兼武等にして、尙に新政黨の樹立に援助を爲したる形迹あり。憲政黨は、之を以て提携の義に背くものと論じ、山縣首相に向ひ其屬僚の懲罰を迫るの勢ありしかば、山縣は旨を松平安廣等に諭し、其官を免したり。是より先、國民協會は品

川子爵死し、一選舉毎に減少し、僅に佐々友房以下二十餘名を保留するに過ぎざる頽勢に傾けるを慨き、斷然解散して、更に新政黨を組織せんとする意あり。而して、憲政黨の跋扈に懾焉たる政府の屬僚組は、亦新政黨の組織に援助を與へて、憲政黨を控制せむとしたりしを以て、國民協會を解き、帝國黨を結ぶ、是れを三十二年夏秋の形勢とす。抑、山縣内閣の憲政黨を操縦するや、其秘訣之に略はしむるに利を以てするにあらざるなし、彼の議員歳費増額案を第十三議會に提出、通過せしめたるも、亦手段の一人、議員の歳費八百圓を二千圓に改め、衆議院に於ける討議の結果は、百二十五に對する百三十四を以て通過す、而も慨然として其歳費辭退の舉に出でたるものは、唯一人の田中正造あるのみ。論者が此状態を極言して「議會は恰も奴隸賣買の市場の如く、議員は市價を有する動物の觀を呈せ」と云へるも以なしとせず。今其の最も顯著なる事實を擧ぐれば、横濱埋立地事件あり。されば、第十四議會に、反對一派より提出したる上奏案の文中に、

曩に第十三議會に於て、内閣大臣山縣有朋等の地租増徴案を衆議院に出たすや、其の國論の反對せらるゝを知り、某々等に約するに私利を以てし、纔に一時を糊塗し、以て該案の通過するを致せり。頃日に至り、事跡顯著、亦覆ふべからず、則、横濱海面埋築の利を小山田信藏等に專斷せしめたるは、實に内務大臣西郷從道等が地租増徴案通過の際、星亨輩と私約せし所を履踐したるに由る、云々と論したり。此上奏案は否決せられたりと雖、是れ偶因て以て術計議員多數を占めたりし證據と爲すに足るべし。願ふに、憲政黨の山縣内閣と提携したるは、單に金錢上の利益をのみ要求としたるに非ざるは論なく、又政黨内閣の實現を想望したるに由るのみ。故に第十四議會の閉つるや、最早含忍に勝へず、説を作して曰く、我黨は唯政府に盲從して其の手足と爲りたりとの笑を免るべからずと。是に於て、星は公然政府に交渉し、黨内不平の聲頗大にして、皆局面の展開を希望することを告げ、之に對する政府の措置を求めたるも、政府は第十四議會を終了して、得意の位地に

立てるが故に、容易に星の希望を容れず、冷然として復其の反覆を顧念せざるの概あり。而も幾も無く、山縣は左右を顧み、辭職の意を表白するに至れり。或は云ふ、當時在野の元老、伊藤井上の二人が、局外に在て頻に山縣の財政計畫を非難し、動もすれば攻撃を試みんとするの態度ありしを以て、山縣之を不快として退引の意を起ししものゝ如しと。然れども、時方に支那團匪の亂起りて、北京の警報連々到りしかば、主上深く宸襟を憐ませられ、旨を山縣に諭し、現職に當りて國務を措畫すべきを命せらる。是を以て山縣暫く辭意を離へしたるも、其後伊藤が井上の援助に假り政友會を組織するに及び、終に斷然骸骨を乞ひて、椿山莊に閉居することとなる。

之より前、大隈内閣は故陸奥外務の立案協定に従ひ、明治三十二年七月以降は、該新條約を實施すべき旨を、各締盟國に通知したりければ、期に至り山縣内閣に詔勅あり。曰く、朕が年來の宿望たる條約改訂は、規畫を悉し交渉を累ねて、竟に締盟國と妥協を遂ぐるに至る。茲に其の實施の期に迫り、億兆心を一に

條約改正の
實施

して、善く遠人に交り、國民の品位を保ち、帝國の光輝を發揚するに努めむことを庶幾ふ。在廷の臣僚は、施行の責に任し、慎重措置、中外の臣民をして、均く其の惠澤を享けて憾なからしめ、以て列國の和好を永遠に鞏固ならしめむことを期せよと。但し、新條約は、現在の外人永代借地券の有効を認め、將來何等の條件を命ぜざることを附言したるを以て、後年に及びて、是件は端なく帝國政府と在留外人との間に紛議を生じ、遂に其裁決を萬國仲裁々判に仰ぎ、不利を招くに終れり。

明治五年、岩倉大使一行の改正談判を開始せしより、歲月を閲するもの正に三十年、此間に於て、上下官民が心力を協せて、政治法律教育風俗、其他百般の改革を敢行し、以て國家の進運を助長したるは、是れ取りもなほさず、對等改訂の結果を胚胎したりしものとす。而も年來數回の頓挫失敗を見しは、當時内外の情勢、未之を許さざりしに因るものにして、到達の路程に屬す。則、條約改正の事も、其成るの日に於て成るにあらず由來久し、豈それ一人一個の力を以て成就し得べき所ならんや、煙山氏最近世史

第六章 政府政黨の遷轉 二其

拳匪義和團

北清事變 明治三十三年庚子五月、清國北京天津等に拳匪亂を作し、義民と稱して大衆を嘯集す。該政府王大臣之を招撫して強援と爲し、以て外人を驅掃して攘夷滅洋の實を擧げんと欲す、前古に例なき奇變とす。六月三日、北京駐在の列國公使急を覺り、近海游弋の艦船より兵を招致して自衛す、兵僅に四百、後繼未到らず、拳匪三萬已に北京に入り、洋館洋人の焚毀傷害せられしもの若干。十七日、外國兵天津に清國官兵と戦ひしかば、二十二日清廷は公々然と開戦を布告し、北京の諸外國館は、清兵並に拳匪の攻襲する所となる。七月に至り、各國の兵逐次天津に到る、十四日、日英佛米の軍攻めて天津城を陥れしも、列國軍の力猶弱く、北京諸公館の危急を救ふ能はず。

北清事變史云、五六十年来、西力東漸の勢は、中華と自誇れる老大支那國をして多事ならしめ、其の謂はゆる夷狄の爲に毎々師を喪ひ地を割き、甲午、日本と戦ひしより益甚しく、屈辱底止する所を知らざるに似たり。是

北京朝廷

康有爲

に於て國內の人心漸く動き、守舊改進の二派を生じ、改進派は變法自強の説を唱へ、國運を挽回せんと期し、守舊派は排外攘夷の念を固くし、積憤を洩さんことを欲し、互に相持して下らざるの状態に在り。我明治三十年丁酉、光緒帝親政の初めに方り、其師傅翁同龢に依りて、康有爲を知り、其自強新法の上奏案を用ひて、著々之を實施したり。而も、其主義及利益の相反する所、忽守舊派の恐慌となり、遂に西太后をして再び訓政の詔を發せしめ、皇帝を幽屏し、康黨を勦捕し、改革の企圖破壊し、政府の實權全く守舊派の手中に歸す。此に於て、西太后は端郡王の子溥儀を立て、太阿哥子皇太と爲し、以て三十三年一月將來讓位の地と爲し、端郡王載漪を重用し、虎神營一萬人を其統率に屬せしめ、軍機大臣榮祿に武衛五軍の總統を兼しむ、其五軍は四川提督宋慶、直隸提督聶士成、右侍郎袁世凱、新疆提督張俊、甘肅提督董福祥をして之を分統せしめ、外人と一戦の快を取らんとするの志あり。即、閉關詭約、鎖港攘夷の義を實行せんとするの時なり。加ふるに、北清連年の早災を以てし、謂はゆる窮民亂を思ふの際に在り。義和

【今代國勢發展編】

團は、實に此の如き機會に乗して起り、人心時勢の相逼る所、竟に古今の奇局、中外の大變を醸成したるものなり。義和團は素、白蓮教より出づ、白蓮教の名は元時の韓林兒に始まり、教徒相傳して明末に至り、朝廷に對し叛逆の跡ありしかば、是より目するに教匪を以てし、官兵力を竭して勦討せり。清朝に及びても、白蓮教徒は屢國家の顛覆を圖らんとして事敗れ、禁壓愈嚴なるに及び、白蓮教中に天理八卦の二派を生じ、義和團の名も亦此時に起り、八卦教義和門と稱せり。當時上諭の略に曰く、山東河南一帶、匪徒八卦教義和拳の名目を設立す、實は白蓮教の餘孽に係る、嚴旨を奉して究拿懲辨せしむ」と。爾後此禁令の爲、義和拳の名目を用ゐることを避け、改めて梅花拳、大刀會、紅燈會と稱し、其黨尙各地に散在し、殊に山東省を多しとせり。此の如く義和團本來の性質たるや、宗教的迷信を利用して愚民を誘惑し、端を藉りて其非望野心を逞うせんとする秘密結社也。故に近年に至り、該匪の頭目は仇教滅洋を以て名とし、之を行るに神秘の道術を以てし、槍砲其身を傷らざるの説を唱へしに因り、地方不逞の民翕然とし

仇教滅洋

清兵も匪徒に與同す

て之に應じ、要路の王公大臣中、亦團匪を以て忠憤の義民と爲し、之と聲息を通する者あり。一説云、拳匪の祖を憂世天師と爲し、水滸傳に見ゆる龍虎山宗異派なるものあり、其頭目を攻め敵を破り、水火を出入すと。又黑燈照と稱し、其中に在りと稱せり。中ん就く最も著名なるを黃蓮聖母と爲す、俗諺、福郡王、剛毅等の崇信太、至る、其實は妓女にして、普羅網技綱波を江湖に賣り、百種の戲術に通ずるに因り、故さらち奇異の技を演じて愚民を誑惑せしに過。京畿一帶、壇を設け拳を練り、聲勢洶湧たりしが、我明治三十三年庚子五月光緒二十六年四月初旬、涿水縣高樓村民、耶蘇教徒と紛擾を起せしにあたり、義和團之れに乗し、教會堂を焼き教徒六十人を殺し、又鐵道を焚壞し京津間の聯絡絶えんとす。在北京列國公使自衛の爲、各近海に在る軍艦より護衛兵を招致す、凡四百六月三日なり。次いで二千餘兵亦進京せんとす、清廷懼はす。十日、太后董福祥を召見し、甘軍武衛軍を率ひて京中に移紮せしむ、洋人勦滅の密旨を奉せりと稱す。翌十一日、端郡王を以て總理衙門大臣と爲す、外人之が爲に目を聳つ、同日甘軍の兵、我公使、館書記生杉山彬を永定門外に殺し、其尸を路に裂く。是より拳匪三萬、公然北京に横行し、内外各處の教堂、洋樓を

清廷公然開

焚き、其火連日絶えず、到る處、教民及洋人に通する者を求めて之を屠る。十四日、天津鎮兵は亦太后より械仗を整ひ、外國兵の上陸を阻止すべしとの密諭を奉し、太沽砲臺戰備に著手したるも、十七日反りて列國艦隊に占領せらる。翌二十日、清廷は、獨逸公使自總理衙門に來るの途中、甘軍の兵之を殺害し、事態決裂するに至りしを以て、公然開戦に着手し、莊親王載勛を步軍統領兼辦理攻守事宜に任し、董福祥に甘軍を率ゐ、城民と共に交民巷各國使館を攻め、端郡王に虎神營を率ゐ、市人と同く西什庫天主教堂を攻めしむ。二十一日、清廷遂に開戦の上諭を布告し、翌二十二日、莊親王、剛毅軍機大臣二人を統率義和團大臣に任し、各團衆をして朝廷の爲に努力せしめむとす。

庚子傳信錄云、義和拳者起自嘉慶時、祖訓有嚴禁、犯者凌遲。戊戌八月、楊崇伊請太后復出聽政。康有爲以變法獲罪、所連坐甚多。遂迎干進者、皆以攻康有爲爲名、稍與祖訓則目爲新黨、罪不測。張仲忻密疏、言皇上得罪祖宗、當廢、太后心喜、其言未敢發也。已而康有爲走入英、英人庇焉、遂以李鴻章爲兩廣總督、欲誑致之、而英兵衛之、嚴不可得、鴻章以狀聞、太后大怒曰、此警必報。會立端郡王載漪子溥儀、

西太后義和拳に依頼す

光緒帝の悲

爲大阿哥、天下譁然。載漪恐、遣人喚各公使入賀、各公使不聽、有違言。時庚子春、載漪慙憤、日夜謀所以報。而義和拳自山東浸淫、入畿輔、衆亦漸盛、遂圍涿州、詔令祝帶請兵、直隸總督裕祿遣記名提督楊福同、勳福同敗死。拳匪進攻涿州、知州蔭隆培告急、順天府尹何乃瑩、攜朝旨、格不行、隆培坐免。太后遣刑部尚書趙舒、題大學士剛毅及榮祿、先後前往、道之入京師、剛毅等復命、均力言、義民可恃、無他心、遂焚鐵道、毀電線、至者數萬人。城中復增場、嚴備、其神曰、洪鈞老祖、驅山老母、來常以夜、有聲殷然、以祠之、距離頓、巫覡自謂能視、鎗擊、令不然、又能入空中、指畫則火起、刀裂、不能傷、出則呼市人、向東南而拜、人無敢不從者。以仇教爲名、至斥上爲教主、太后與載漪謀、欲引廢立、故主持之堅。匪黨出入禁中、日夜無期度、揚言當盡滅諸夷、不受賜、願得一龍二虎頭。一龍謂上、二虎慶親王奕劻、大學士李鴻章也。五月二十日、拳匪焚正陽門外四千餘家、京師富商所集、數百年精華盡矣、延及城闕、火燭三天、三日不滅。是日召大學士六部九卿入議、太后哭相顧、遂巡莫敢先發、吏部侍郎許景澄言、中國與外洋交數十年矣、民教相仇之事、無歲無之、然不過賠償而止、惟攻殺使臣、中外皆無成案、今交民若使館幾於朝不謀夕、儘不測變、不知宗社生靈置之何地、慷慨歎、聲震殿瓦。太后目攝之、倉場侍郎長萃大言曰、拳者義民也、自通州來、通州無義民、不保矣、載漪載濂等和之言、人心不可失。上曰、人心何足恃、祇益亂耳、今日人喜言兵、然自朝鮮之役、創鉅痛深、效亦可睹矣、況諸國之強、十倍於日本、合而謀我、何以禦之。載漪言語不通、上嘿然、廷臣皆出。而載濂剛毅遂合疏言、義民可恃、

其術神、可_レ以_レ報_レ雪仇恥。廿二日、載漪請攻_レ使館、太后許_レ之、內閣學士聯元、協辦大學士王文韶言、中國自甲午以後、財帛兵單、衆寡強弱之勢、既已不_レ侔、一旦開_レ衅、何以善_レ後。太后大怒、而起以_レ手擊案、罵_レ之曰、若所言、吾皆習_レ聞之、若能前去、夷兵毋_レ入_レ城、否_レ者且斬。上泣曰、朕一人死、不足_レ惜、如_レ天下生靈何。太后陽_レ慰解_レ之、不_レ憚_レ而罷。太后意既決、載漪載勳力贊_レ之、遂下_レ詔、褒_レ拳匪_レ爲_レ義民、予_レ銀十萬兩。載漪即_レ第_レ爲_レ壇、晨夕必拜、太后亦祠_レ之、內中、由是燕齊之盜、莫_レ不_レ搔_レ腕_レ並起、而言_レ滅夷_レ矣。城中日焚劫、火光連_レ日夜、烟燄漲_レ天、紅巾左握_レ千百人、橫_レ行_レ都市、莫_レ敢_レ正_レ視_レ之者、風所_レ不_レ快者、即指_レ爲_レ教民、全家皆盡、死者十萬人云。

是より先、列國の陸戰隊約二千人は、英國海軍中將の指揮に屬し、鐵路天津を出發し、行々團匪を擊退し、十二日郎房に達したる時、前後の鐵路破壊せるのみにあらず、糧食及彈藥追送の途絶えんとす。因りて十八日逐次退却して、西沽武庫に達せしも、清兵及團匪に包圍せられ、二十六日僅に天津に歸還するを得たり。爾後、天津に於て戰鬪日夜、列國の増援軍漸次到着し、七月十一日其總數約一萬四千。乃、我福島少將の計畫に基き、七月十三日、日英佛米軍は天津城を攻撃し、十四日全く之を陥る。此間、北京危急旦夕に迫り、一刻も速に之を救援せんと欲せしも、其兵力清兵を擊破して北

に入るに足らず、遷引して日を彌る。八月五日、列國兵は北倉の敵を攻めて之を破り、六日楊村の敵を擊退し、遂に該村を占領す。七日、日本軍は一支部隊を出し、南蔡村の敵を掃蕩す、此日天津總督裕祿は敗戦の爲自盡。翌八日より日露米英軍の順序を以て、白河右岸を前進し、十二日通州に達す、此日直隸軍の幫辦李秉衡は敗戦自殺す。十三日、列國軍は北京城に近接して、偵察を行ひしが、此夜露軍の戰鬪を開始せし爲、列國軍は豫定の計畫を變し、十四日を以て北京城を攻撃することゝ爲り、早天より終日戰鬪を交へたる後、遂に紫禁城内に入るを得たり。

八月十四日、日露米英の諸隊始て北京に達せしが、愛親覺羅氏の帝室は、狼狽遁走し、城中の焚掠三晝夜に及ぶ。此に於て、列國は共同して北京政府の興復を謀り、公使連に會議する所あれど、遲疑決する能はず。九月十月の間、露國の大兵は東三省を攘奪したりとの報あり。三十四年一月に至り、露國は密に清廷と結び、滿洲に於て特に授受する所ありとの事、世に聞え、列國相疑ふこと愈深し。故を以て、愛親覺羅氏亦西安に滯留して北京に歸らず、遷引九月に及ぶ。

露人東三省
を占領す

庚子の變

【今代國勢發展編】

二一〇

已にして媾和僅に事局を結び、其帝駕を回すを得たり、而も露人の東三省に占踞する者は撤去せず。

北清事變史、大山大將序文。變者常之反也、常者不易、而變者無窮、宇宙之廣古今之遠、以變爲名者不暇枚舉、而如庚子北清之役、變之又變者耶。人民作亂、政府鎮定之常也、而是亂則清廷助拳匪矣。彼此以兵馬相見、各有宣戰常也、而北清之戰則竟無宣告矣。甲乙兩國相戰常也、或有數國連合而戰、其數止二三國常也、同宗教之國相合、抗異宗教之國常也、而北清役則以一國敵亞歐米三洲八國之軍矣。海軍戰于海、陸軍戰于陸常也、而是役則以海兵混陸兵有之矣、反常之事如此其多、豈非變之大變者乎、云々。清國帝室は、八月十五日の朝、狼狽して城を出て、八達嶺の方向に蒙塵し、九月十日、山西省太原府に達し、暫く駐紮の後、遂に陝西々安府に遷る、百官或は遁逃し、或は自盡し、北京の混亂名狀すべからず、庚子傳信錄又云、七月二十日黎明、城破、夷人自三門入、禁軍皆潰、董福祥走出、縱兵大掠、而西、輜重相屬於道。是日百官無入朝者、內人皆竄出。二十一日、天未明、太后青衣徒走、泣而出、上及后皆單

媾和の會議
運送す

裕隨之、至西華門、乘藏車。宮人皆委之而去、或走出、道遇潰兵、被劫多散。王公士民四出逃竄、城中一夕數驚。京師盛居人殆三百萬、自拳匪暴軍之亂、劫盜乘之、所過一空、無免者、坊市蕭條、狐狸晝出、向之摩肩擊轂者、如行墟墓間矣。城内の戰は十五日より三晝夜繼續し、十七日始めて鎮靜す。凡北京城は、六月十二日及二十日に、我公使館書記生及獨國公使虐殺に遭ひ、二十日より列國公使館は清兵及團匪の攻撃を受け、爾來約二个月間、四百四十餘名の水兵は、義勇兵及教民と共に殊死防禦し、八月十四日、列國軍の入京に至り、始めて重圍を脱す。既にして九月下旬には、列國軍六萬人を數へ、此等新來兵の大部は、北京及天津に集り、更に連みて蘆臺山海關を占領するに及び、獨逸元帥ワルデルセーは、連合軍總指揮官として天津に來著し、漸次に討伐隊を出し、敗兵若くは團匪を掃蕩するを勉め、遂に山西省の境上に到達す。當時清國帝室は西安に在り、慶親王を北京に歸らしめ、又兩廣總督李鴻章を招致し、共に媾和全權委員とし、列國と會商せしめんとす。然れども北京騒亂は、七月より滿洲に波及し、露國經營の鐵道破壊せられ、

【第六章 政府政黨の運轉其二】

二一一

其工事中絶せしを以て、露國は大兵を擧て之を回復せんとし、東三省到る處に戦闘起り、而も皆露軍の勝利に歸し、十月六日鐵嶺に於て南北露軍の連絡を爲し、諸要地を占領しければ、露國の異志早く已に暴露す。北京の列國公使、數回會合して討議を累ね、十二月廿二日に至り、始めて連名公書を清國全權委員に提出したるに、三十四年一月上旬に至り、滿洲に關する露清密約の事、北京外交團の耳朵に觸ければ、日英兩國首唱して露清兩國に勸告する所ありしなど、大に媾和の進行を妨げたり。又、元兇處分に關し、清廷の躊躇するや、二月十五日、元帥は西安遠征を揚言し、之に由りて元凶處分を承諾せしめ、更に四月保定に在る獨佛軍をして、山西省境上に作戦せしめ、以て媾和談判の進行を促したり。爾後は、賠償問題等に十一國の交渉を累ね、九月七日、清國全權委員と十一個國全權委員との議定書始めて調印せらる。此事變の始末は、約一个年を費し、列國の派遣兵總數二十五萬内九萬は直隸省に動作せし列國軍、他は滿洲に入りたる露軍の兵力なり。清國の之に對して用ひし兵數約十三萬人にして、列國軍の戦死者約七百四十名、此外露軍の滿洲に於け

る戦死者約二百名、清國人の死傷者軍人外の直隸省のみにても一萬滿洲に在るに達するならん。を下らざるべく、且、其官私有の財産に對する損害は尙鉅大ならん。此他、列國に對する賠償金額は、六億三千三百五十萬圓四億五千萬圓なりと云ふ。

拳匪の亂、列國出兵して鎮定に従軍するや、何れの國と雖共同一致の軌道を離るゝを得ずして、内に野心を包藏する者あるも、或は自之を抑壓し、或は私に之を隱匿して、互に相制したるため、清國政府は古今未曾有の罪過を犯したるにも拘はらず、北京の政府は之を復興し、西狩の車駕は之を還幸せしめたり。而も此間に一大隱微の伏するあり、露國の舉動是也。北京公館の危急にあたり、露國冷然として坐視、其救援を力めず、且此危急の際を間隙と爲して、大に滿洲に兵を入れて經營せんとしたり。又、彼れ獨將を連合軍の總指揮官と爲すべしとの露國政府宣言書も、是れ滿洲占奪に關し、獨國の同意を求めんとする伏線に外ならず、故に獨將入清の頃、露將リネウイチは既に北京を去れり。又、北京迅速解圍は露國の喜ばざる所にして、或は停戦を倡説したるも、列國軍は遂に帝都に進入したり。是に於て露國は其使臣及軍隊を北京より撤退せんと揚言す、是れ一は北京政府に恩誼を賣り、一は列國の感情意志を眩惑せしめ、一は間に乘して滿洲を靛定し、經營の基礎を固めんとするのみ。かくの如くにして、露國は巧みに列國の干渉

日本の地位

を避け、滿洲に關する特別條約を結びて果實を收めんと欲し、大に李鴻章の心を攪りしも、日英兩國主として異議を唱へ、適々李鴻章の死去しければ、露國も其志を伸ぶる能はず。且、彼は、日本當時の軍備に對して、露國紀東陸軍の設備不完全なることと、其東洋艦隊は日本當時の海軍に對し、到底優勢なる能はざることを熟知し、畏懼する所ありし如し。又、本職役の當初、日本の出兵遅く且寡きを以て、或は、是れ歐洲各國が日本に對し猜疑を抱くに由り、日本の謙退するものと論ずる者ありき。惟ふに當時、獨帝の如き、又カシニ（露の駐清露國公使）の如きは、若し日本をして清國に勢力を樹立せしめば、遂に黄色民族の合同を組織し、以て大に白色人種と角逐すべしとの恐怖を抱き、謂はゆる黃禍論を鼓吹したり。即ち日本の當局者が此事情に制せられし、亦一理あるにあらずや。而も當時、英國は南亞弗利加のポア鎮定に全力を傾注し、大に東洋の事に與る能はず。即、英は日軍に深く依頼すべきを唱道したり。此の日英結托の干係は、遂に後の日英同盟の端緒とも爲りし也。

南清の動搖

拳匪蜂起にあたり、南清に於ける各省の總督及巡撫等は、截然局外に立ち、其騷亂の蔓延を防遏し、一般に靜謐なりしと雖、漢口に富有票の黨與十三名斬首せられたり。此票匪は、遂に海外の康有爲、梁啓超と聲息を通じ、朝に當るの西太后及國柄を握る權臣を排して、光緒帝を復辟し、革進文明の新政府を組織せんと揚言したりと。康梁の外に孫逸仙あり、滅清興漢の大謀を蓄へ、機を相して事を舉げん

韓王の苦心

とて、屢日本に往來したれど、踪跡常に明ならず。朝鮮の動靜は特に記すべき者なし、當時全羅道に活貧黨起りしも、大事に到らずして熄む。但し日本亡命者之を聲援するの風聞あり、韓王以爲らく、日本にして永く亡命者を養はば、我危憂去る能はず、今彼の亡命者を盡滅するを得ば、國を擧げて日本と同一の行動を取るも可なり、國土の一部を割讓するも可なりと。故に王は國防同盟案と亡命處分案とを計劃して、日本に謀らんとしたることあり。而も亦露國の強大を恐怖すること甚しく、前年の露館行幸以來、一意無事を希ひ、局外中立の地位を得んことを苦心し、遂に何等の奇策なし、蓋、閔妃を失へる韓王は、猶雲を失へる龍のみ。

政友會の起立 列國軍北京に入り、事務局略、定まるに方り、三十九年九月三山縣首相は職を罷め、伊藤侯爵之に代る。伊藤時に政友會を創め、黨員を廣く朝野に求め、政黨改造の必要を説きて、議會並びに政府に對する行動の模範を舉示せんとしつゝ在り。其宣言に曰く、

帝國憲法の施行既に十年を経て、其の効果見るべきもの有りと雖、輿論を指導して善く國政の進行に貢献せしむるに至ては、其の道未全く備はらざるものあり。即、各黨の言動、或は憲法の既に定めたる原則と相扞格するの病に陥り、或は國務を以て黨派の私に殉するの弊を致し、或は宇内の大勢に對

する維新の宏謀を相容れざるの陋を形し、外は帝國の光輝を揚げ、内は國民の倚信を繋ぐに於て、多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂としたる所なり。今や同志を集合し、遵行せむとする所の趣旨を以て世に質すに方り、聊黨派の行動に對して、予が希望を披陳すべし。抑閣臣の任免は憲法上の大權に屬し、其の簡拔擇用、或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす、皆元首の自由意志に存す、而して其の已に擧げられて輔弼の職に就き、獻替の政事を行ふや、黨員政友と雖、決して外より之に容喙するを許さず、苟此の本義を明にせざる乎、或は政機の運用を誤り、或は權力の爭奪に流れ、其の害云ふべからざるものあらんとす。予は同志を集むるに於て、全く此の弊害の外に超立せむことを期す。

凡政黨の國家に對するや、其の全力を擧げ、一意、公に奉するを以て任とせざるべからず。故に、行政を刷振して以て國運の降興に伴はしめむとせば、一定の資格を設け、黨の内外を問ふことなく、博く適當の學識、經驗を備ふる人才を收むるを要す。黨員たるの故を以て、地位を與ふるに能否を論せざる

が如きは、斷して戒めざるべからず。地方若くは團體利害の問題に至ては、亦一に公益を以て準と爲し、緩急を按して之が施設を決すべし。或は郷黨の情實に泥み、或は當業の請託を受け、與ふるに黨援を以てするが如きは、亦斷して不可なり。予は同志と共に、此の如き陋習を一洗せむことを希ふ。凡、政黨にして國民の指導たらむと欲せば、先、自戒飭して、其の紀律を明にし、其の秩序を整へ、専奉公の誠を以て事に従はざるべからず。博文竊に自掃らず、同志と立憲政友會を設け、以て黨派の宿弊を革めむことを企つるもの、區々の心、聊帝國憲政の將來に裨補して、報効を萬一に希圖せむとするに外ならず、茲に會の趣旨とする要領を具し、以て天下同感の士に問ふ。

明治三十三年八月二十五日

侯爵 伊藤 博文

この立憲政友會は、九月十五日を以て發會式を擧げ、伊藤は現在の山縣内閣に反對する所無しと明言したるも、山縣は二十六日を以て辭表を呈し、後繼内閣の大命は伊藤に降り。

三十一年の夏、伊藤は隈板二人を後任に推薦し、飄然として清韓兩國に出

遊したりしが、其の日本に歸りたる時は、隈板内閣既に瓦解して、山縣内閣の成立し居たるを見、感想に勝へざる所あり。徐に政黨に關する自家の懐抱を述べ、既成政黨の弊害と、之を改良せざるべからざる理由を發したり。其案は、第一、政黨は政權爭奪を目的とする如き、無益の軋轢を禁遏せざるべからず。第二、黨議を以て、議會に於ける議員の權能を左右すべからず。第三、首領を信任して、其の指揮に服従す。第四、立法行政兩部の權域を守りて、互に相侵犯せず。第五、紀律を嚴肅にして、其の行動を統一す。第六、中央の政争を地方自治に及ぼすべからず。第七、一旦當局者となる場合に於ては、勉めて政治を公平に行ふを念とすべく、決して自黨のみに利益ある政略を施さず」といふに在り。伊藤は如上の懐抱によりて、模範政黨の組織に着手せむとするに當り、憲政黨は山縣内閣に迫りて政權分配の要求容れられざるに失望し、山縣と絶縁したりしが、忽にして山縣が辭表を呈出したるを聞き、又伊藤が方に各地に遊説して、政黨改良を論じ、或は模範政黨を組織せむとするの色あるを見て、星は奇貨措くべしと爲し、

口を極めて侯爵の入黨を懇請す。然れども、伊藤は既成政黨に入りて、自家の自由手腕を拘束せらるゝを好まざりしのみならず、憲政黨の全部は、殆舊自由黨員にして、伊藤にして、此際憲政黨に入りて之を指揮するに至らば、恰山縣内閣に反對する者に同く、伊藤の立場としては甚面白からず。寧ろ自家の考案に基きて新政黨を創立するに如かず。されば、憲政黨は終に解黨の決議を爲し、曰く「今や時運に際會し、伊藤侯と相謀り、更に立憲政友會を組織し、以て憲政の完成を致さむことを期す」云々〔博文館議會史〕

十月、伊藤の第四次内閣成り、大臣皆政友會に出づ、而も星遜信は東京市政に與り、罪迹連座の嫌疑あり、貴族院議員多く之を怒り、將に累を内閣に及さんとす。十二月、議會開院第五期の時に及び、星僅に引退し、政友會は之を以て官紀振肅の名に副はんとするも、貴族院の内閣に對する情意は、甚善からず、増稅案に不賛成を表す。三十四年二月、貴族院増稅案否決の形勢定まれるを以て、伊藤首相は停會を奏請し、其の反省を求めしも効なし。山縣、松方、井上、西郷の諸元老、特命を承け兩者の間に協商したるも効なく、首相再たび奏聞して、進退を奉伺す。

三月十三日、近衛公爵貴族院議長 御召あり、乃陛下に拜伏し、増稅案翼賛の勅語を賜はる、蓋異數に出つ。曰く、

朕中外の形勢に於て深く時局の艱なる憂ふ、今に於て必要の軍費を支辨し、並に財政を鞏固にするの計畫を立つるは、誠に國家の急務に屬す。聞く、増稅諸法案は、既に衆議院の議決を経たりと。朕は貴族院各員の忠誠なる、必朕が日夕の憂を頒つべきを信し、速に廟謨を翼賛し、他日の憾を貽さざらむことを望む。

と、因りて十七日貴族院開議、態度一變、聖勅に謹承して、増稅案可決せらる。政友内閣以て崩潰を免れたりと雖、伊藤首相の理想、上院に會ひて通せず。下院に先議權を有する會計豫算案も、其の審議可決は、上院の非決に會へば、之を拒ぐ能はず、此に其の先例の甚しきを遺すことゝなれり。

伊藤内閣の成るにあたり、まづ對外政策の見地より、政府に反對の氣焰を揚げたるは、國民同盟會なり。此國民同盟會は、支那保全、韓國扶植の二大綱領を掲げて、疾聲大呼しければ、其眼中には既成の黨派なく、亦官民の別

なし。當時、北京に義和團亂を作して、東洋の平和を破るに乘し、露國の滿洲經營は、俄に其の歩を進め、而して虎視眈々たる列國は、亦風雲に乘して、各力を絶東に伸ばさんとす。因りて支那分割を唱ふるもの、勢力範圍の劃定を約するもの、紛々として起りければ、公爵近衛篤磨は、今や形勢の甚不穩なるを見て、支那保全、韓國扶植の旗幟を樹て、同志を糾合したり、是れ即、國民同盟會なり。而して政友會の領袖は、國民同盟會の政策を、國家に不利なるものと認め、反對の決議を爲したるを以て、端なくこの兩會相敵視するの狀態を呈し、伊藤内閣の敵を増加するの勢あり。次に、伊藤内閣は星大臣の嫌疑に由り、四方の包圍攻撃を受けんとす、是れ、星は一面に於て新内閣の遞信大臣たると共に、一面に於ては東京市參事會長として、多數議員を頼みて專決し、而も收賄、賤金收受、詐僞取財、公金費消等の罪名の下に、與黨の市會議員、市參事會員等の拘禁せらるゝもの續發して、大獄を生したるを以てなり。世間は星を以て是れら犯罪の主謀者なりと推測したるのみならず、現に星の身にも收賄の罪ありとて、告發する者さへ

出てしかば、貴族院の各派は、斯くの如き醜漢をして、一日も補弼の重職を汚さしむべからずと爲し、星を排斥すると共に、之を推薦したる伊藤首相の不謹慎を攻撃せんとす。帝國黨、憲政本黨、其他政友會を喜ばざるものは、半は黨略上より、半は正義の上より、共に唱和して止まず。かくて、第十五議會開院の期漸く近づくに及び、伊藤首相も到底星の處分を不問に置く能はざる也。流石に剛愎なる星も、亦稍反省する所あり、十二月二十一日、終に辭表を首相に致し、黨員原敬舉げられて逓信大臣となりぬ。當時、衆議院に於ける黨派所屬の議員を見れば、政友會は百五十六名、憲政本黨は百三名、帝國黨は十四名、餘の中立議員は二十七名にして、政友會は過半数を制し得べきに似たりと雖、其の實は殆し。且、夫の増税法案は、貴族院の喜ばざる所とす。抑、増税の目的は、主として北清事件費を支辨し、軍艦、雷艇の補充を爲し、必要あるときは従來公債支辨に屬せしめたる計畫を變更して、租税収入の支辨に振替へんとするに在り。憲政本黨は、従來常に増税に反對したりしに拘はらず、首領大隈は今回の増税は止むを得ず

と爲して、伊藤内閣の計畫に賛成するの意見を發表し、黨内大に紛擾を見る。政友會すらも、其の内部には増税を喜ばざるものありしが、百方慰諭して、僅に衆議院を通過せしむるを得たる程なり。貴族院の態度は、初めより増税計畫を否認し、星亨問題に行動を俱にしたる六派の聯合體は、増税案に對しても亦一致の行動を執り、衆議院の決議を以て、國民の希望を真正に代表したるものに非ずとなし、憲法の與へられたる二院平等の權能に依りて、必衆議院の決議を翻さんと務め、形勢甚危険なり。因りて、政府は十日間の停會を命じ、貴族院が其の言動によりて停會を命せられたるは、議會開設以來の新例に屬す。近衛議長、乃六團體の有力者十餘名を招き、政府照會に關する協議會を開きしに、皆交渉の餘地なしといふ。既にして宮中より飛電ありて、山縣松方二老を其別莊より召す、二老直ちに相携へて入闕し、其他、井上西郷亦之に加はり、茲に時局疏通の元老會議開かれて、調停を試みしも容易ならず。政府は再び五日の停會を貴族院に命じ、此の期間に於て元老は六團體と交渉をかさねたりしが、調停も畢竟

無効に終れり。是に於て詔勅は近衛議長に下りしに因り、貴族院は一朝にして其の態度を一變し、修正を加へずして、増税諸案を通過したり。衆議院に於ては、憲政本黨、三四俱樂部、帝國黨等之を見て又聯合し、下の如き決議案を三月十九日の議場に提出す。

本年二月二十七日、増税諸法案が貴族院の議に上り、將に否決せられんとするに方り、現内閣は前後二回の停會を奏請し、其極、聖勅を煩はし奉るに至れり、識に恐懼の至に堪へず。然るに、現内閣員は之に對し、徒に一片の進退伺書を奉呈して恬然たり。是れ明に國務大臣たるの職責に背き、補弼の重任に堪へざるものと信す、仍て茲に決議す。

而も此の決議案は、内閣の答解を聞き、百五十五に對する百二十八の少數を以て否決せられたり。何となれば、夫の詔勅の貴族院長に下るや、首相以下各大臣、及び西園寺樞密院長は、十三日を以て相共に待罪書を捧げしが、十五日に及び悉く却下せられたれば也。而も論者は、政府が上院に詔勅を降下して、或は累を皇室に歸するの漸を啓かんことを恐れたり。

伊藤は僅に第十五議會を通過し得たりと雖、内外の風雲いまた定まらざる者

あり、議會閉づるの後、渡邊大藏は、財務計畫の變更を唱へ、閣僚の議論合はず。五月、伊藤首相、上表罪を乞ひ、其内閣自解散す。六月、桂内閣成り、星亨たましく、刺客に刺され、政友會結黨、未、一周歳ならずして頗動搖す。伊藤頗難色あり、急に去りて海外に遊行し、政友會の後事を西園寺侯爵望公に囑す。

伊藤内閣は辛うじて第十五議會の重圍の中より脱したりと雖、後一ヶ月ならずして内訌を生し、遂に傾覆を見る。而も之を擧げて傾覆に附したる者は、大藏大臣渡邊國武なりと謂ふべし。議院の閉會するや、渡邊密に伊藤に謀りて曰く、經濟界の趨勢を案するに、公債を募集して官業を遂行するは、到底財政を危機に陥るゝを免れず。故に斷然公債支辨に屬する三十四年度の官業を中止して、根本より財政を改革するに如かずと。抑、日清戦後、毎年歳計の膨脹を加へ、既に増税に次ぐに増税を以てし、公債の募集額も亦次第に倍增して、遂に財政の困難を來たしたるは、畢竟急激なる戦後經營の結果に外ならず。而して此の戦後經營の輪廓を作りたるものは、實に第二次伊藤内閣の財政の局に當れる渡邊子爵なりとす。今

や躬率先して財政の危殆を叫び、官業繰延の提議を爲す、自業自得の非難を免れずと雖、亦其の心機一轉の苦衷を諒とするに足れり。伊藤首相は渡邊の提議を聽き、之を三十四年四月初旬の閣議に附したるに、さなきだに平生渡邊に快ならざる政友會出身の五大臣は、擧げて之に反對し、幾たびか破裂せんとしたりしが、結局三十四年度の財政計畫は、大體に於て渡邊の主張を成立せしむるに至れり。然るに、渡邊は更に三十五年度の財政計畫を、四月十三日の閣議に提出し、一切新事業を起さず、又公債を募集せず、既定の繼續事業は、三十七年度まで之を繰延べんと立案しければ、異論沸騰し、閣議全く破裂したり。此に於て、伊藤首相は内閣不統一の責を引き、五月二日上表骸骨を乞ひ、各大臣皆辭表を捧げたるも、獨り渡邊は依然として其職に留まらんと欲し、伊藤上表の翌日、一書を伊藤に贈り、其の辭意を諷へさしめんとし、且、自參内して將來の財政計畫を伏奏したり。而も聖諭あり、渡邊亦辭職するの止むべからざるに至り、伊藤内閣全く傾覆す。依りて元老は聖旨を承け、子爵陸軍大將桂太郎をして新聞を組織せ

しむ。六月二日、桂以下任命あり。時に政友會の直參派と自由派との間に反目疾視ありて、動もすれば統一を破らんとするあり。而して星亨が、六月二十一日、東京市役所に於て刺客の兇刃に死してより、政友會の内訌に紛擾を加へ、伊藤總裁も駕御に窮するの狀あり。既にして第十六議會召集の期漸く迫るや、總裁飄然として歐洲漫遊の途に上り、政友會殆ど適從する所を知らず。

治國平天下の經綸は、星氏の本領にあらず。蓋、彼は請負師にして、設計發案者にあらず。如何なる方法徑路にても、目標已に定まれば之に就くに擇むの路無し、彼の權勢を得るの手段となるものは、總べて遣さず、欣然として之に應じたり。彼は何故に東京市政に手を突込みて、塵埃を揚げたるか、惟ふに彼の公使として米國にあるや、或はタムマニ館の魁首クロウカアに私淑したる所ある乎、何ぞ其行動の相類似したる。且、星は政治家的態度よりも、むしろ博奕打の親分的姿勢に出でしなれば、其事業の結果知るべし(山洞)。又、近日の事を觀るに、新聞紙が、星の非行を疾み罪跡を擧げ、斥けて公愆と爲し、痛撃刺さゞりし時、此に反對する新聞紙は、皆其効なきを冷嘲したり。然るに星の難に遭へるや、忽翻りて言論の恐るべき効あるを辯し、今回の兇變は某紙の教唆に歸す

べしといふに至る。則、某新聞を以て教唆の責ありとせば、此に反對せる新聞紙も亦責ありと謂ふへし、(雪嶺)云々。

伊隈の兩黨

憲政本黨は、政友會結黨の初めに方り、大隈伯爵を推戴して總理と爲し、以て之に對しければ、當時の政界は、伊隈の二人の相爾汝するが如き看を呈せり。而も此形勢久しからずして推移し、三十四年の政黨内閣伊藤の政友會其の蹉躓を再三せるより、政黨の意氣漸沮み、聲望稍衰ふ。されば、桂は不言にして實行すと稱し、猶以て中外の倚頼と爲りて、國務を進行するを得たり、世運の變を見るべし。

我邦政黨の特色

開國五十年史云、之を一義より論ずれば、我國政黨の價值は、英國の政黨に比し更に大なるものあり。英國に政黨の起りしは、議會成立の數百年後にあり、我國に於ては則然らず、政黨ありて後に議會あり、政黨は實に議會を産み出したる原動力なり。故に若、我國に政黨を議會より取り除かば、活動なく生命なきものと成り果てんのみ。又、我國政黨の特色は、概して穩和なるにあり、漸進主義なるに在り。極端なる急進派、又は過激黨、若くは革命黨なし。最初、自由黨は稍、過激黨たらんとする徴候ありしが、議會

政黨の効益

の開設と共に、其徴候は消滅せり。今は進歩黨の或點に於て、急進主義を見れども、そは外交問題か、然らずんば責任内閣の問題に在るのみ、其他の事は寧、持重の傾向あり。政友會は内治外交の政策に於て、最も穩和主義なり、最も漸進主義なり。一時、二大政黨の中間に介立して、議會の權衡を左右したる國民協會後に帝國黨今は大同俱樂部は、保守黨なりと雖、其の外交方針に於ては、連に國威を張ることを聲言し、常に軍備を強大にせんと主張するの外、内政の方針は政友會よりも稍、守舊的なりといふに過ぎず。又、これらの政黨は、政權を一時或は其手に收めしも、永く守持する能はず、黨勢漸く振はず、亦憐むべき顯象といふべし。然れども、常に當局者に對峙し、專横の惡弊を匡正し、政治の進歩を促進し、思はざる間に効益を國家に與へたるや明なり。夫れもし、明治六七年時代に政黨の萌芽を發せず、十四年以後に政黨の活動なからしめば、二十三年に立憲政治の成立を見ざるべし。もし立憲政治成立せず、依然專制の舊體を存在せしめば、逐年官民の隔絶甚しかりけん、殊に外難に遭遇するも、舉國一致前後に於

ける二大戦役如きの効を收むる能はざりしや明なり。

第七章 日英同盟、露人を排却す

桂内閣の特
色

第十六議會
の無事

日英同盟 伊藤の政友會内閣已に解け、山縣、松方等の推薦に因り、桂子爵(大)總理大臣に就任す(三十四年六月)閣員皆政黨以外の出なり、又階藩共に高からず、故に世或は目して藩閥後繼の壯年内閣と云ふ。此の内閣は已に政黨の援助に頼る所なし、偏に朝野公私の清議、輿誦に問ひ、柔和を以て物に接し、便宜を見て勢を制せんとす。故に第十六議會(三十四年十二月)の財政は、募債中止、事業繰延、債金繰替(北清事變賠償を等現下の急要に應ずるに止まり、恭謹無事を得たり。尋て經常歳入に繰替)三十五年二月、日英同盟協約の事、議會に報告せられ、清韓二國の保全について聲明する所ありしかば、内閣初めて上下の嗶呼を博す。該條約文は下の如し、日本國政府及大不列顛國政府は、偏に極東に於て現狀及全局の平和を維持することを希望し、且、清帝國及韓帝國の獨立と領土保全とを維持することと、二國に於て各國の商工業をして均等の機會を得せしむることに關し、特

に利益關係を有するを以て、茲に左の如く條約せり。

第一條 兩締盟國は、相互に清國及韓國の獨立を承認したるを以て、該二國の孰に於ても、全然侵略的趨向に制せらるゝことなきを聲明す。然れども、兩締盟國の特別なる利益に鑑みて、即其利益たる、大不列顛國に取りては主として清國に關し、又日本國に取りては清國に於て有する者に加ふるに、韓國に於て政治上並に商業上及工業上、格段に利益を有するを以て、若、右等の利益にして、別國の侵略的行動により、若くは干渉を要すべき騷擾の發生に因りて、侵迫せられたる場合には、兩締約國の孰も、該利益を擁護する爲に、必要缺くべからざる措置を執り得べきことを承認す。

第二條 若、日本國又は大不列顛國の各一方が、上記各自の利益を防護するに於て、別國と戦端を開くに至りたる時は、他の一方の締約國は、嚴正中立を守り、併せて其同盟國に對して、他國が交戦に加はるを妨ぐることに努むべし。

第三條 上記の場合に於て、尙も他の一國又は數國が、該同盟國に對して交

極東韓清を
保持する同
盟

戦に加はる時は、他の締約國は來りて援助を與へ、協同戦闘に當るべく、媾和も、亦該同盟國、相互合意の上に於て之を爲すべし。

第四條 兩締約國は、孰にても他一方と協議を経ずして、他國と上記の利益を害すべき別約を爲さざるべきことを協定す。

第五條 日本國若くは大不列顛國に於て、上記の利益が危殆に迫れりと認むる時は、兩國政府は、相互に、且隔意なく通告すべし。

第六條 本協約は、調印の日より直に實施し、該期日より五ヶ年間效力を有するものとす。若し右五ヶ年の終了に至る十二ヶ月前に、締約國の孰にても、本條約を廢止するの意志を表白したる當日より、一箇年の終了に至る迄は、引續き效力を有するものとす。然れども、右終了期日に至り、同盟國の一方が現に交戦中なる時は、本同盟は媾和結了に至る迄は、當然繼續するものとす。

又四月、露國は滿洲撤兵の條約を告げ、東洋逼迫の勢、稍挽回する所あらんとす。

日英同盟の
由來

日英同盟の由來につきては、明治廿八年三月、露獨佛の遼東還附忠言の當

時、露京駐在の西公使の書札あり參考すべし。曰く、東方問題に關して、今後も三國終始提携し、遂に朝鮮獨立の實行論迄にも立入る様なる事無しとも云はれざる付き、今日の如く、我に於て愈遼東を占領するに意あり、朝鮮は何處迄も我勢威を以て固むる積りならば、我に於ては更に必要なる軍備を爲すべきは勿論、可成は今に及びて英國に結托し、他日其勢力を得る様に致し置度ものと存候。又、今般の談判中、拙官最後の手段として、露國の東方に於ける將來の利害にも論及し、何か他に所望をも云はしめんこと試み候處、大臣ロバノフ氏は、目下朝鮮に所望する事もなしとの意味にて答へ、之に乗らざるも、追々は露國にも、滿洲の東北より南部の海岸迄も、其威勢に服屬せしむるの企望あるは、今回の事件に由て判然致候云々其由來の久しくして、識者の夙く此に注意せるを見るに足らん。而も其の時機に會はざりしに、東洋逼迫の形勢は、年一年よりも急なり、露國が滿洲に特別の立脚地を造りたることは、明治二十九年、西比利鐵道を東三省に通過せしむるの密約に起り、三十一年に關東半島に根據を獲取して、大

連灣及旅順口に要塞建築の許可を得、露國軍隊は鐵道線の工事掩護を兼ね、地方の要點を防備することとなり、滿洲の命脈は漸次露人の手に歸したり。已にして三十三年七月、拳匪滿洲に波及し、清國官兵之に加はりて暴行を逞くしければ、露國政府は直に攻勢を取り、四軍團、約二十萬人の兵を擧げ、以て東三省一帶の掃攘を行ひ、全く占據の形勢を呈せり。やがて露國は其の滿洲に於ける特別の地位を永久にせんが爲に、清國に迫りて新條約を求めしも、日本の故障に因り暫く敗れたり。而も其の事實上に東三省を保持しながら、更に又詭計を弄し、陽に西藏を占領せんとする意向を示し、列國を動搖せしむ。此計略の目的とする所二あり、清廷をして滿洲問題の解決を急がしむること其の一にして、其の二は日本と英吉利との利害を分離せしむるなり、西藏は新疆に連なり、英領印度の安危に係る、清英二國の戒懼する所にして、日人の知らざる所とす。此間、又日人の歡心を買ひ、其の目的を達せんと欲し、在東京露國公使館參事官バクレプスキーをして、我が元老及び當路の二三者と交際を深厚にせしめ、或は日

露擔保の下に朝鮮を局外中立と爲す議を提出し、或は朝鮮に於ける日本の自由行動を承諾するに代へて、露國が巨濟島を租借するの案を主張せしめたり。然れども、滿洲に於ける露國の經營は、益其の歩武を進め、三十四年一月、滿洲を英獨協商の外なりとする露國の術策成功したる以來、日露の背馳は轉々急となり、間隙將に大ならんとす。當時我邦の議論は二途に分れ、彼のバクレプスキーに交際ある元老及當路者は、露國に抵抗せんよりも寧ろ之と妥協し、彼我共存の道を講すべしといひ、所謂滿韓交換の主義を取り、其の要件として對馬海峡は日露ともに防備せずして可なりと説くに至る。然るに多數の輿論は、固より露國の聲言に信賴するを不可とし、斷然露國の滿洲經營に反對したるも、猶獨力を以て露國に當るを危ぶみ、英米と一致協同せんことを望みたり。

惟ふに、近年に至るまで、英國は久しく他國と同盟せずして、謂はゆる光輝ある孤立を守りたり、是れ彼の邦の政黨内閣の一慣例にして、甲乙相交迭して内閣を組織する關係より推すときは、前の内閣は其の外交方針を以て後の内閣を

束縛し難きに由る。而も清國の領土保全は、英國の獨力を以て支持し難きこと明瞭と爲りたるに因り、三十一年（一八九八）三月、時の殖民大臣チャンバレーンは、我が公使加藤高明に向ひ、極東問題に付き日英同盟の利あるを説き、加藤公使より之を大隈外務大臣に電報したることあり。尋いて北清事變に方り、日本が首相ソールスベリー侯の懇請に因り大兵を出しければ、ヴィクトリア女皇は特に我が天皇陛下に感謝の辭を致され、兩國の情好愈篤し。既にして我が駐英公使林董は、ランスダウン外相の發言に因り、倫敦に於て個人的の意見交換（二十四年四月）を始め、伊藤内閣の加藤外務も之を歡びしが、交迭に會ひて果さず。八月、桂首相は政府の外交方針を此に定め、遂に同盟案の成立を見たり。當時、伊藤侯爵は漫遊して歐洲に在り、別に計畫する所ありしに似たるも、亦中途にして止む。

有賀氏最近三十年外交史云、伊藤侯西遊にあたり、元老中の山縣井上より桂總理に勸諭し、遊歴の次を以て露國に至り、滿韓問題の解決を謀らしむることゝす。而も侯の巴里に到着せるときは、既に林公使の日英同盟の

伊藤の日露
協和案

條件定まる。當時伊藤侯は、假令日英同盟成立するも、滿韓の懸案は是れを別問題として解決する必要あり、然らざれば倫敦同盟は徒に日露戦争を速にするのみと憂ひ、聖都に至り露國の大臣に會ひ、其希望條件を聞き、之を東京に電報せられたりと云ふ。而して、此伊藤案に日露同盟の語を用ひられしは過當にして、今後、滿韓に於ける日露の衝突を避くる方法を求むとまでの事ならんも、桂總理は此に顧みる少く、遂に放棄せられ了りぬ。桂侯爵云、報知新聞、明治三十四年八月、總理拜命の後二月、伊藤侯は金澤より、山縣侯は大磯より、井上伯は興津より、松方伯は鎌倉より、四元老皆來りて、予の逗子の一邸（長雲閣）に會せらる。當時の國情危急を告げければ、予は英國と同盟する必要を感じ、其條項に就て協議する所あり、日英同盟茲に胚胎したり。其後、伊藤侯歐洲に赴き、露國を経て歸朝せられしが、當時侯は更に日露同盟の必要を唱へられたるも、日露の關係は利害の岐るゝ所、早晚破裂す可き形勢を示し居るのみならず、日英同盟は既に交渉の歩を進め、其條項の如きも具體的成案となりたるに反し、侯の齎せる

日露同盟説は、何等形體を具へず、故に予は斷然日英同盟を策成せり。
倫敦タイムス新聞曰、往年日本が清國に加へたる攻撃は、畢竟當時の政府
をして、議會の攻撃を免れんが爲のみ、もし事茲に出でずんば、當時の政府
は、忽轉覆すべかりき。而も一旦戰爭の宣言せらるゝや、議會は其愛國心
の歸する所、一致協合を示したり。已にして戰爭了り遼東を還附せしむ
るや、反對の大多數黨は再び民間に出顯して、事々内閣を掣肘し、内閣は毎
次困頓して之に屈服せり。時に我英國が日本と同盟を約しけるにより、
又形勢を一變せしむ。凡、過去既成の問題に關し、或二三重要の條件存立
せざりしとせば、如何なる事を生したるや、之を推究すること容易なるも
のにあらず、當時、英日間に同盟條約の存在するなかりせば、他年日露の戰
争もなかりしならん。且、日本の外交、其苦闘を維持したらんには、戰爭を
待たずして、韓國に於ける優越權は、必露國の承認を得たりしならん、吾人
は、英日の同盟に憾あり。
之を要するに、英人の尊大にして、而も今異種異教の新興國と互助同憂を約す

るに至る、是れ歴史上始めて見る所にして、宇内形勢の一變、以て徴すべし。是
の歳の三月、露佛の二國は、其の舊誓に依り、更に極東に於ける日英の新盟に對
し、共同防禦を宣言し、翌月露國は又滿洲撤兵の公約を爲したり、蓋皆日英の新
盟に憚る所あるなり。

滿洲撤兵の條約

第一條 全露西亞皇帝は其平和を愛するの念、及び大清國皇帝に對する
交誼の新證據を彰明せんことを願ひ、曩に露國臣民に對する攻撃は、先
滿洲交界の各地より起れるの事實を不問に附し、茲に該地方の復立を
承諾し、露國軍隊占領以前の如く、統治及行政の權を清國政府に還附す。
第二條 清國政府は滿洲に於ける統治及行政權を收復するに方り、千八
百九十六年八月、露清銀行と締結せる契約の期限並に其他條款の堅守
を確認し、又該契約第五條に遵ひ、鐵道及其職員を極力保護するの義務
を負擔し、又均く滿洲在留の一般露國臣民及其創設に係る事業の安固
を擁護するの責務を承認す。

清國政府に於て上記の義務を負担したるに因り、露國政府は、變亂の起ること無く、且他國に妨礙せられざるに於ては、左の方法を以て滿洲駐屯の軍隊を漸次撤退するを承諾す。

- (一) 本協約調印後六個月間に、盛京省西南部遼河に至る地方の露國軍隊を撤退し、且鐵道を清國に還附すること。
- (二) 次の六個月間に、盛京省殘部及吉林省に於ける露國軍隊を撤退すること。

- (三) 又其次の六個月間に於て、黑龍江省所在の露國軍隊を撤退すること。

桂内閣と政友會 三十五年、露人の滿洲東三省蟠踞、朝鮮窺竄の情報、日を経て愈其虚實を審にしければ、桂内閣は海軍第三期擴張の財源に充つるが爲に、地租増徴繼續案を奏請し、卅六年度より四十六年度に渉る十一箇年の繼續費目として、總額一億萬圓を計上し、戰艦、巡洋艦、水雷艇等、約八萬噸の海軍力を増加せむとする豫算を立て、以て第十七議會に臨めり。伊藤侯爵は桂の行動

に慊焉たりしかば、之を聞き窃に政友會總裁西園寺、憲政本黨總理大隈と會見し、政府の増徴繼續案の非を説く。大隈曰く、伊藤侯にして今政府に反對す、政府猶反對者を國賊と呼ぶ乎と故を以て、増徴案は衆議院に敗れ、桂は其の解散を爲す。三十五年十二月

之よりさき、三十五年八月總選舉、單記無名法初めて行はる、開票當選の議員を數ふるに、政友會、准政友會を含む、百八十九名、憲政本黨、准憲政本黨を含む、百五名、帝國黨十八名、三四俱樂部派七名、中立派五十七名といへり。されば、第十七議會に政憲の兩黨二百數十名の合同を以て、政府に反對す、曰く、海軍擴張は之を是認すと雖、地租の増徴は、既定の期限後に、繼續するの必要を認めずと。此間に、田口鼎軒は賛成論者として演説して曰く、日清戰役後の軍備擴張は、諸君の賛成したる結果なり、其結果として戰役前八千萬圓内外なりし歳計は、今は増加して二億五千萬圓の巨額に達す。抑、此増加したる經費は、何人の懐より出てたりとするか、多くは商工家の負擔に歸したるに非ずや、農民の負擔は一年僅に八百五十萬圓の地租に過ぎ

伊藤と桂の
妥協

第十八議會

す、此八百五十萬圓も五箇年間に過ぎざるに非ずや。諸君は曰く、十三師團可なり、二十五萬噸可なり、然れども經費は支出せずと。天下豈斯の如き理あらんや。又、地租條例發布以前に、千三百萬石の正米を納めたる農民が、今日の負擔を過重とする理由何くに在るや。一石を十圓とするも一億三千萬圓なり、而して今日は國稅として三百萬石、附加税を合する七百萬石の代價を拂へば足るにあらすや云々。地租の沿革は第三編なる地租改正の節目に詳にす

既にして桂は伊藤を敵とせる失計を悔い、多方之を誘致せんと欲し、元老調停、策士奔走、兩者の妥協談は漸く其歩を進めければ、桂は俄に容を改め、政府の目的は海軍擴張案の遂行に存するがゆゑに、今其財源の如何に拘泥して地租増徴案を固守せずと云ひ、數次會見の後、終に内閣は伊藤と和親して其舊交を温め、以て政黨の離間を成就す。大隈之を聞きて曰く、凡政治團體の進退去就には、大なる公の責任あり、政友會が僅に三月以前に發したる宣言を、今日に及び忽反古とするが如きは、當に斷して之れなかるべしと。而も伊藤、西園寺は、復憲政本黨に顧みるなし、杳然として去る。此に於て三十六年五月、第十八議會の召

憲政本黨
弄を免れず

片岡健吉

集にあたり、内閣は増徴案固執の前計を翻し、辯して曰く、今や海軍擴張一億五千萬圓は、一日も緩うすべからず、而して之を遂行せんが爲には政府は一方に於て行政を整理し、經費を節略し、一方に於ては鐵道の擴張及改良の財源を海軍擴張に轉用し、鐵道の費目は公債を以てこれを支辨すべしと、院議遂に定まる。憲政本黨は之を争ひて曰く、政府は曩に地租條例中改正法律案を提出し、固執堅持是れより外に財源なしと主張し、之が爲に聖裁を煩して解散を行ひ、今や再び他の財源を提出するに及びては、斷て容易に之を撤回して、恬然顧る所なく、更に他の財源を提出するに及びては、斷て容易に之を撤回して、恬しと、甚

三十六年の夏、伊藤、桂の和平にあたり、政友會員に之を不満とする者あり、片岡健吉の如きは公言して、予は明治初年民選議院論の起りし以來、久しく身を政黨界に投じ、現に衆議院議長の重任を佩べり。而も政友會と桂内閣と妥協の事起るや、不幸病廢に在り、其議に與るを得ず。然れども伊藤侯の黨員に告げたる言に據れば、侯は全く一身上の關係を以て、政友會の全體の主義體面よりも重しと爲し、殆公黨をして私門に殉せしむ。予會、侯が「余は國家元老の地位に在り、一身を擧げて黨に殉する能はず」との言

あるを怪めり、今果して其言を實にす。嗚呼之をしも忍ぶ可くんば、孰れをか忍ぶべからざらん云々、遂に幾多の脱會者を見たり。

第十八議會に、小學校教科用圖書審査委員が、各府縣に收賄の犯跡あること報告せられ、文部省に對し問責の決議案を見たり。文部省因りて該教科圖書の著作をば一切官業に移し、稱して國定といひ、印刷、販賣にも干渉することとなす。

而も桂内閣は、猶伊藤に畏懼する所あり、心未安んせず、七月、桂辭職を奏請す。諸元老密旨を奉し、伊藤桂の間に周旋し、伊藤は政黨を謝絶して樞府に拜し、桂は留任することとなる。政友會は、是より伊藤の指導を離たりと雖、專西園寺侯爵に倚り、大抵桂内閣の施措を容認して差異なし。又、桂内閣は一意に對露政策に因りて、國論の紛錯を制し、事功を自家に收むるに利せんとす。

第十八議會開院後、間もなく伊藤政友會總裁は樞密院議長に任せられ、優詔を賜ひて曰く、朕方今の時局に顧みて、卿が啓沃に頼るを惟ひ、茲に再び卿を煩はして樞府の重職に就かしめ、匡救獎順、以て克く其の終始を完うせむことを望む」と。而して伊藤の覆奏する所に曰ふ、臣先に命を歛み

伊藤樞府に
入りて政黨
と絶つ

伊藤の有終

桂の對露方針

て憲法起草の事に當り、規畫贊襄する所あり、而して其施行日淺く、未、有終の美を成す能はざるを視るや、身を政黨に投し之を指導誘掖して、以て立憲の本旨に副はしめんことを謀る、事未、緒に就かず、乍、本月六日の召命を辱くし、恐懼措く能はず、憤思熟慮、遂に聖意を虚くする能はず、茲に恭く命を拜す」と。○桂侯爵云、伊藤公は露國に遊び、日露同盟の説を爲し、日英同盟を悦ばさりしに似たり。而も卅六年四月に至り、露國はその滿洲より第二回撤兵を爲すべき期日なるに、敢て約を履まざるのみならず、益不穩の行動を取るに至りたるを以て、予は茲に干戈に訴へて最後の解決を求むるの外なきを感じ、偶、大阪博覽會に赴きたるを機とし、京都に於て伊藤侯小村外務と、三人相會して、窃に協議する所あり。結局、韓國に對する我宗主權に就いては、決して露國に歩を譲らざる事等の大方針を定め、以て議會に臨みたり。超て六月二十日に、御前會議を開き、元老大臣相會し、愈如上の大方針に依ることにして、七月廿八日を以て、栗野公使をして正式に露國政府に向ひて交渉を開始せしめたり【報知新聞】

歐米人之日本觀云、日本の立憲政治は、上より下に向ひて行はれたる改革事業ながら、自然の順序により下より上に向ひて發達したる歐米の制度と、同形式を備ふ。然れども今實際を觀察すれば、其運用未、眞正の立憲的と稱することを得ざるなり。重大なる國事、若くは先例なき行政上の施設に至りては、皆元老として世界に知らるゝ老政治家に由りて決定せらる。しかも元老とは自己の真心に對して責任を帯ぶる外、法律上、政治上、何等の責任をも有せざる者也。元老の地位と價值につきては、伊藤公に觀るべし、この人は元老の番宿にして、當時政友會に身を投じたりしが、やがて黨を棄てて復陛下の御召に應じ、元老に列す。是れ一は立憲制度の煩累なき地位に據り、一は政黨首領の責任を帯ぶる危險を避け、以て紛糾混雜なる政局(事實を云へば眞正の立憲的政局)を簡單ならしめんと計れるもののみ。即、憲法の運用甚誤れり、而も事實は之にも拘はらず、平和良好なり。思ふに、此事實は過渡時代に於ける一現象たるに止まりて、永續的のものにあらざるべしと雖、今や日本の立憲政治は、上層に非立憲にして、憲法上何等の責任を帯びざる元老を戴きて、其指導を仰ぎ、官制上の内閣を中間に置くが故に、歐洲に於けるが如く、爲政治家が直接に人民の批評、又は監督を受けて大に戒心し、又啓發するが如き事例少し。(元老は宮中府中に入出入して、常に天威に咫尺し、又閣員を顧使す、世に之を稱して黒幕政治と云ひ、其幕裡に居る者を見姑と爲す)蓋、元老は維新の大業に參與したる政治家中の遺存者、若くは其繼承者にして、謂はゞ新

日本の開祖なり。又、封建制度は、四十年前に廢止せられしと雖、奉公主義の思想影響は、一朝これを根本より除去する能はず、從ひて元老の存在亦避くべからずと爲す歟。○或は論して曰ふ、長人亡びずんば藩閥亡びず、薩長二者の相異なる所果して如何。試に彼等が成効したる維新の大業を見よ、是れ實に薩の西郷大久保ありしが故なり。若、之に代ふるに長の木戸、或は廣澤を以てしたらんには、江戸城は灰燼となり、日本國は血を以て洗はれたりしならん。夫れ薩人は硬性なり、故に挫け易し、長人は軟性なり、故に折れ難し。薩人にして朝に立たんか、時に或は衝突して大波瀾を起し、而も却て自家の挫折を招かむ。長人要路に立たんか、議會までをも籠絡して、私門援護の具に供せんと欲し、甚しきは鶴鳴狗盜の徒を援きて、以て國家を顛弄せしむるに至らむ、長人亡びずんば藩閥は亡びず、云々(民友社人物評傳)。惟ふ、薩人の政治運用、大久保甲東の死後、其の人なきや久し、國會の開けしの後愈衰へ、夫の海陸軍に華人の異材を見ると云ふも、政治の大局には與る所なし、當路の幹材は、一に長岡に由る、亦盛なりと謂ふべし。

三十三年九月、桂陸相は山縣首相と共に罷め去るべかりしに、軍事は特任に出つとの例に由れるにや、留任數月、伊藤總理に拜せし後に及び、兒玉臺灣總督は、桂の奏薦に由り、代りて陸相と爲る。已にして伊藤内閣崩解し、諸大臣辭職したるも、兒玉山本の陸海兩相は、桂總理の下に移り依然たり。

但第十六議會終局の後、兒玉は臺灣專任と爲り、又寺内中將陞りて陸相と爲る。而も第十七議會には、伊藤政友會と桂政府を總の間に確執ありたれば、兒玉は兩者の間を奔走し、頗調停を力めたり。桂は之は因りて大に得る所ありしかば、兒玉を要して内務の重任に移らしめ、文部をも兼攝せしむ。三十七年六月兒玉揚言して曰く「行政整理は武斷の大鉞オウゴウを要す、刀子ナイフの小細工之を能くせじ」と、而も當時の急務は露人の南下を拒ぐに在り、且内務の整理は非月の能くする所にあらず、十月兒玉更に參謀次長に移る。蓋陸軍參謀本部は、薩人川上中將が之に居りて、多年計畫、以て討清の大役を起せし所、川上の死後は、田村中將怡興遺鉢を繼ぐと稱せられ、薩人大山元帥を戴き、久しく薩長對抗の情實を見たり。而も田村の死後、形勢一變し、今や兒玉の入部あり、長人の力一段の伸展を得。總長大山は重厚、固より敏給ならず、出師制敵の籌辨は、一に兒玉次長の才に待つこととなりぬ。

日露の爭端 日本の露國に屈伏して遼東を還附せしより、清韓二國は共に露に依頼し、日本の韓國扶掖政策も頓挫久し。拳匪義和團亂を作し、露人東三

川上山本と
兒玉寺内の
夢照

露人滿洲より
朝鮮に迫
り來る

對露主戰論

省を平定しけるより、占領の形勢已に成り、三十四年、朝鮮の邊境、鴨綠江及び間島圖們江に露人の出入頻々たり。三十五年二月、日英の同盟成り、四月露人は滿洲駐守兵の撤去を唱へしも、期に及び之を行はず。又、露人は鴨綠江に林木伐採の公司を開創し、清韓の官吏を脅從せしめて、益侵奪の地を作らんとす。我國之を見て平ならず、朝野の論策、一に露國の自恣を痛斥して力爭せんとするに在り。

第十八議會に於て、衆議院大石正己の質問、去年以來、露人の鴨綠江伐木、龍巖浦占領は、朝鮮の主權を傷くるのみならず、我帝國に危險を及ぼすこと少なからず、帝國政府は之が豫防救済の道に於て、今日に至る迄實行したる顛末如何。露軍の第一期撤兵は、三十五年十月錦州より退去し、遼河西南部の撤兵を實行し、山海關外鐵道を還附したりしも、第二期撤兵の時に及び三十六年四月、金州牛莊遼陽奉天より吉林寧古塔琿春哈留賓に於ける駐屯は、毫も撤去する所なし。政府は之に對して如何なる措置を取りしか。日英同盟は東洋の現問題に効果を顯はすべき理なるに、外交上今

【今代國勢發展編】
二五〇
に協同の態度を取らざるは、何の因由ある乎。極東の平和を維持し、帝國の勢力利益を増進する爲に、國防の充實最も必要なれども、今日の如き東亞の變態を默視せんか、國防充實の必要何くに在る乎。近來列強が極東を以て世界競争の中心點と爲し、盛に其經營を爲すに當り、我帝國政府は何等の施設なく、又農商工業に對する舉措は、税源を涸渇するの事實あり、當局者の謂はゆる開國進取、民力發展の政策は、事實に於て矛盾するに非ざる乎といふに在り。而も小村外務は明辯する所少し、蓋政府の對露方策は未定なりしなれば也。六月クロバトキン大將(露國陸軍大臣)入京、是時に當り、對外同志會は近衛公を中心として、率先して開戰論を唱へ、大隈伯の主戰論、亦新聞紙上に掲げらる。七月、クロバトキン旅順口に到着し、北京レツサー公使、韓國パフロッフ公使、前後旅順に着し、關東總督アレキセーフ中將は參謀を召集し、茲に鳩首して秘密會議を開く。其結論、鴨綠江採木は、日本を激怒せしめ、戰端を開かしむる恐ありと爲せど、樞密顧問官ペンブラゾフの採木事業は、彼得京の宮中府中に援助多く、クロバトキン

アレキセーフの力も容易に之を覆し難く、露政府の方略、内に官僚の一致を見ず。而も強硬日本に對し、威嚇を以て事を了せんと欲するに似たり。時に我桂内閣、又動搖疑懼の態ありしが、伊藤侯樞府に入り、桂伯留任し、我政府對露の意向稍定まる。民間には近衛公、大隈伯、板垣伯等、對外同志會に聲援し曰く、露國をして撤兵條約を履行せしめ、清國をして滿洲開放を決定せしめ、以て東亞永遠の平和を確保するは、帝國の天職なり。吾人は我政府が敢て懈怠せず、速に之を遂行せむことを期す。又、露國の龍巖浦經營は、日露協商を蹂躪せる者と認む云々。露國には東亞太守府設置の勅を發せられ、關東總督海軍大將アレキセーフを昇進せしめて、之を東亞太守に任命せられ、極東の事、凡て太守を経由せしむることゝなれりと。九月、我艦隊は今や佐世保に集中せられ、對馬海峽の警戒最も嚴なりと傳へられ、其七日、桂首相參内して外交上重要な事件に就き伏奏し、兒玉、小村、山本の三相の往來頻繁を加ふ。露國新に撤兵延期、及び他數箇條の要求を清國に提出せりとの報あり、二十二日、東京駐在の露公使ローゼンは

急行して旅順に至り、十餘日にして歸る。新聞紙は、露國が「日本人の滿洲問題に干渉するを拒絶するも、朝鮮南半部を割取するに妨なし」との覺書を提出せりと報す。十月八日、方に第三回撤兵期に當る、而も依然實行する所なし、此日、兒玉、寺内、小村の三相、及び大山參謀總長は首相邸に參集して、密議する所あり、日清通商條約は上海に於て調印せられ、半年の後に奉天、大東溝の開放を豫定せらる。二十八日、露兵一千名、突然奉天の省城を占領し、増琪將軍を監禁す、是れ清國官吏が、露軍歸順の馬賊頭目を斬殺せる事を詰責すと稱せらるゝも、實は奉天の餘國に開放せられんとするを支障せる者とす。

拳匪善後の北京會議の終るや、英國は清國の領土保全と門戶開放とを首唱して、獨逸之に和し、英獨協商先結ばれ、日本も之に賛して、米國も同一の議を唱へたり。而も米獨二國は既に保護貿易を以て自疆域を守りながら、且、門戶開放を以て他の極東に臨まんとす。古來自由貿易を以て久しく國是としたる英國すら、今や大潮の旋渦以外に超然たるを得ざるの狀あり、即其全殖民地を打して一團となし、以て他の關稅戰爭に對抗せんとす。之を綜合するに、亦皆帝國主義の擴充に

帝國主義

第十九議會
の解散

過ぎず、自家の同胞と伴侶とを庇護し、以て其勢力を國外に恢弘する者也。國各其政策と期圖とを殊にす、而も根柢の意想は相同し、復争ふべからず、帝國主義は二十世紀の根柢意想なるべし。(國府氏現代史)

第十九議會(三十六年十二月)は、對露の事愈迫れるを以て、諸黨は大同して時局の解決を速にせんと欲し、河野廣中を議長に推す。而も、河野の開院奉答文閣臣外交の失措を擧ぐ、依りて内外の物議を招き、進獻に及ばずして解散と爲る。衆議院河野議長は、其開院式舉行後、前例に依りて奉答文の議事を開き、奉答文は議長に於て起草したるものあるがゆゑに、之を諸君に諮るべし」とて一文を朗讀したり、

河野議長の
奉答文

恭く惟ふに、重駕親臨して茲に第十九回帝國議會開院の盛式を擧げ、優渥なる聖詔を賜ふ、臣等感激の至りに堪へず。今や國運の興隆、洵に千載の一遇なるに方りて、閣臣の施設之に伴はず、内政は綱維を事とし、外交は機宜を失し、臣等をして憂慮措く能はざらしむ、仰ぎ願くは聖鑒を垂れ賜はむことを。臣等協贊の任に在り、慎重審議、以て上は陛下の聖旨に答へ奉り、下は國民の委託に副いむことを期す。

初期議會以來、奉答文は常に敬禮を表するに止まりしに、今や閣臣の施設

を非難する文字を挿入す、或は是れ閣臣を彈劾したる上奏案なりやの嫌疑あり。而も議場は多く此に留意せず、拍手を以て案文を迎へ、異議なしと決したり。内閣は之を見て、衆議院にして奉答文を再議改訂するにあらざれば、解散せんのみと論定して、各派の動靜を觀たるに、大勢は再議否認に傾けるを以て、奉答文の進献に先んし、奏請して解散の詔勅を得、十二月十一日なり。

是れの時にあたり、政府當局者の對露意向、並びに施措の大略下の如し、曰く、
 「韓國の獨立及領土保全を維持し、併せて該半島に於ける日本の優越なる利益を擁護するは、帝國の康寧と安全との爲、緊要缺くべからざるものなり、故に如何なる行爲たるを問はず、苟韓國の地位を不安ならしむるものは、帝國政府に於て之を看過すること能はず。然るに露國は、其清國との公約、並に累次列國に與へたる保障の存在するに拘はらず、依然滿洲を占領し、進みて韓國境域に於て侵略的行動を取てするに至れり。若し滿洲にして露國の併呑に歸せんか、韓國の獨立は、素より支ふべからず。故に我政府は速に露國と交渉を開き、兩

日本政府の
露國に求め
商協し

國利害の觸接點たる滿韓兩地に於て、相互の利益を友誼的に調理し、以て東亞の和局を恒久に維持せんことを期し、七月下旬(三十六年)露國政府に向ひて如上の希望を披陳し、其贊同を求めたるに、露國政府も欣びて之に同意する旨回答せり。因りて帝國政府は、更に八月在露栗野公使慎一郎をして、協商の基礎として、大要左の如き條件を露國政府に提出せしめたり。

- 一、清韓兩國の獨立、及領土保全を尊重すること、を相互に約すること。
- 二、清韓兩國に於ける各國商工業の爲に、機會均等の主義を維持することを相互に約すること。
- 三、露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、日本は滿洲に於ける鐵道經營に付き、露國の特殊なる利益を承認し、併せて第一項の主旨に反せざる限り、上記の利益を保護する爲に、必要の所置を執り得ることを、相互に承認すること。
- 四、韓國に於ける革弊及善政の爲、助言及協力を與ふるは、日本の專權に屬することを、露國に於て承認すること。

日本の韓國
に對する優
越權利

五、今後、韓國鐵道を滿洲南部に延長し、以て東清鐵道及び山海關牛莊邊に接續せしめむとすることあるも、露國は之を阻礙せざること。

かくて政府は、交渉進行の便を思ひ、栗野公使をして露京に於て直接に露國當局者と商議を爲さむことを希望したるも、露國政府之を拒みたるが故に、東京に於て之を爲すことに決し、露國政府よりは漸く十月三日を以て其對案を提出せり。而も、清國の主權及領土保全を尊重すること、並に同國に於ける各國商工業上機會均等の主義を維持すること、を我と特約するを拒み、滿洲及其沿岸は、全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承認せむことを求め、殊に韓國に關しては、日本の自由行動權に種々の制限を附し、例せば、韓國に於ける日本の利益保護上必要な場合には、出兵の權あるを認むるも、同時に韓國領土の一部たりとも、之を軍路上の目的に使用することを許さずと云ひ、甚しきは、北緯三十九度以北の韓國領域を以て、中立地帯と爲さむことを提議せり。仍りて我政府は修正意見を提出し、中立地帯は、滿韓境界の兩側に跨り、一定の距離を劃するを至當なりとし、數次折衝の結果、終に十月三十日を以て、我確定修正

露政府は滿洲の事を日本と約するを拒み

韓國の中立地帯を置かんとす

案を露國政府に提出し、其回答を十二月十一日に授受す、是れ議會解散の日に方る。然るに、該回答は全く滿洲に關する條項を削除したり、即、滿韓兩地に於ける、日露の利益を友誼的に調理して、衝突の原因を一掃せんとするの大主旨に反するを以て、二十一日露國政府は、向ひ再考を求むる所あり、^上乃知る、折衝の最難關は、十二月十一日に究極し、兩國が戈を執りて登場するの戒嚴期に移りしは、此際に在り。

あくれば三十七年(一九〇四)二月六日、露國政府の回答あり、而も韓國に關しては依然、上記二項を主張し、滿洲の領土保全に關し、毫も言及する所なく、何等の價値なきものなり。故に我政府は、前度の修正を堅持して易らず、猶十三日を以て露國の再三考を求め、爾來數次其回答を促したるも、露國政府は、嘗に回答を與へざるのみならず、之を與ふべき時間を指定せず。之を要するに、日本政府は終始穩和を尙び、毫も難きを責むることなく、唯露國政府が累次、且任意に聲明したる主義を特に承認せんことを求むるに過ぎざりしも、每次之を峻拒し、且回答を遷延しつゝ、一方に於ては水陸の軍備を充實し、其大兵は既に韓國

露人水陸兩國を壓し來

境土を壓し來る。二月六日に至り、帝國政府は、實に衷心平和を念ふの切なるが故に、隱忍以て今日に至りたるも、露國の行動は日本をして遂に妥協に望を絶つゝの已むを得ざるに至らしめたりとの決絶公書を發布せしむる次第と爲る。

一九〇三年十二月二十四日(露曆)アレキシーフ總督は、露帝に電稟して、日本兵は朝鮮を占領し保護權を設定せむとす、其上陸すべき軍隊は、恐らく一萬五千乃至二萬に過ぎざるべし、然れども日本の全艦隊、及爾餘の陸軍は、東清鐵道に到るの諸道路を扼せむことを謀るべし云々。是の建議に依り、露帝は極東諸軍管、及び旅順、浦鹽に戒嚴を宣言し、爾後兩國の關係愈危殆に陥りしが、露帝は一九〇四年一月二十五日(我二月七日)極東總督に電訓し、日本との外交關係既に破裂したるを以て、貴官は若し之を必要なりとするに於ては、朝鮮に於ける日本の如何なる侵入をも、之を防止することを得べしと云ひ、尙其翌日には更に電訓して、我より之を爲さず、日本をして戰端を發せしめむことを要す、彼等若し卿に對して戰を挑むとも、卿は

半島南方の日本軍侵入を防止するを要せず、但し其艦隊は上陸兵を伴ふと伴はざるとに關せず、既に卅八緯度を通過し來らば、卿は敵の第一彈を待つことなくして、之を攻撃するの權利を有すと云へり、以て敵國の開戰接仗の方略を知るべし。又、當時極東政務委員會長アバザ提督は、當時一種の意見を提出して曰く、露國は宜く挑戰することを避けて、交渉談判を破毀すべし、斯くすれば日本は直ちに朝鮮を占領することあらむ、乃露國は早速此機を利用して、十年前の一博、即ち三國同盟は自然に繰返さるゝならむとなり。此驚く可き計畫は、明かに裁可を與へられ、官報にさへ掲載せられたれば、其の手段と方略亦玩味すべし。

露國ドラゴミロフ將軍以爲らく、日本が滿洲近地に根據を有するは、頗便利なり、而も之に因り假令一二回の勝利を博し占領を遂ぐるも、單に之を防守維持するの上に出づる能はず。極言すれば、日本軍の最近接距離は、鴨綠江口より起算するも實に二百露里なるべし。而して其騎兵は寡少にして馬匹不良なれば、既に利戰にも追撃の力なく、又敗戦にも後殿たる

能はず。歩兵は稍優等なるの觀ありと雖、體格矮弱にして、暖地に勇敢なるを得るも、寒地に在ては到底然るを得ず。其戰術は土地利用の方法に熟せざるものあり、之を北清事變の實驗に徴しても明かなり。其砲兵武器侮るべからざるが如しと雖、眞面目に大戰闘場を経ざる者なり。日清戰爭の如きは、總ての點に於て清軍の劣弱なりしを見るの外、日本軍の精良を徴すべき無し。日本はいかに古來不斷の内亂に依りて好戰性格を養ひ得たりと雖、今や危険を犯して其八個師團の兵を用ひ、我大軍に對抗せざるべからず、其ハルビン以内に進入する事は、到底不可能なるのみならず、戰爭にして其終結を見ること遷延彌久なるときは、自滅の外なからん。日本の總合兵力は、砲一千八百門、要塞砲二十門、將校下士卒三十六萬人、其他臺灣巡查八千人とす。此の中、後備軍十二萬人は既に役務に適せず、加ふるに日本國の地勢、海島沿岸到る處、艦船の侵襲を被むるの憂あらん。(佛國參謀本部曰く、日本陸軍は兵員五十二萬人、馬匹十一萬、砲一千三百門) ○日本諸新聞紙はいふ、日本の常備軍は將校七千五百人と、兵卒

十九萬人より成る、更に之を細別せば歩兵五十二聯隊、騎兵五十五中隊、野戰砲兵十九聯隊、要塞砲兵二十大隊、工兵十三大隊、及び一鐵道大隊、十三輻重大隊なり。而して之に豫備、後備及び其他を加ふれば、戰時に於て約四十三萬の兵士と、千二百門の大砲と九萬の馬匹をも動かすことを得べし。而して露國の東部西伯利亞には已に十數萬の駐屯を見れば、日ならずして二十萬に達すべし。然も二十萬以上の軍勢を滿洲に輸送し、且給養すること能はざるべし、彼れ一億五千萬の人口を以て、四百萬の兵を備ふと云ふと雖、其東征に従ふは幾何もなからん。

第八章 征露の大役

日露の決絶及び海戰 露國の戰備は三十七年一月に入り愈急なり、二十一日には旅順、大連より歩兵二大隊、砲兵若干を鴨綠江に送り、二十八日にはアレキセーフ總督より鴨綠江附近なる露國軍隊に作戰命令を下す。二月一日には、浦鹽知事は在留日本人にハッロフスタへ退去の準備を爲さしめむことを、

日本貿易事務官に要求し、旅順に於ける露國軍艦は盡く外海に出で、其陸兵は遼陽より陸續、鴨綠江へ向ひ進發す、露國の戰意已に明なり。日本政府は事態の切迫此上一日の猶豫を容さざるを以て、六日、決絶の旨を公表し、帝國は露國の爲に侵迫を蒙れる地歩を防護し、且其利權を擁護する爲に、自最良と思惟する獨立の行動を取るべきこと、並に外交關係を斷絶し、公使館を撤退すること、を露國に通告せり。此日、我聯合艦隊司令長官東郷平八郎は、大命を畏み、直に其の第一艦隊第二艦隊を率ひ、佐世保を發し、海上に一敵國船(名ロシヤ)を捕獲し、進みて木浦に到りしに、七日午後一時、たま／＼敵艦今旅順口外、黄金山の下に在りとの報に接す。東郷長官は是より第四戰隊瓜生司令官をして仁川に向はしめ、其夜は專敵偵察に勉めつゝ、主力艦隊を行進せしめ、八日、第三戰隊を挺進せしめ、竊に旅順口に逼迫す。已にして午後六時、東郷長官は其驅逐艇隊に率先襲撃の命を下す、此夕旅順口外の敵艦三列と爲り、戰艦は位置を海岸に取り、巡洋艦は其の外を蔽ふ。我艇隊は夜暗に乘し、敵の陣地に入り、多方水雷を發射し、乍にして其三大艦を損傷す。九日我全艦隊を以て口外に總攻撃

日本艦隊
進旅順口を
蔽ふ

を爲し、又敵の四隻を損傷す、露軍の施措、夙く其の所を失ふ。

露國艦隊の行動は、蓋旅順、浦鹽ともに八日を以て開始し、日を期して對馬海峡を争はんと欲する者とす。而も其の旅順發程の前宵、水雷の奇襲を被り、戰艦は已に日本海軍の先制する所となり、狼狽太し。時に東郷大將は、無線電信に因り、敵の主力は港外に在り、昨夜我驅逐隊の爲に數隻を撃破せられ、二艦は傾斜殆沈没せんとするの狀ありとの通知に接す。因りて我艦隊進みて旅順を望視し、大連灣を伺ひしに、九日早天、一隻の商船來り走るを見る、日章旗を掲ぐる者、是れ該地方を引揚げし我避難民なりと知られたり。正午、東郷大將は全艦隊に總攻撃の命を傳へしむ、午餐未了らず、旅順港外の敵船砲聲早く起り、彼我の相距約七千米。我旗艦の三笠十二吋丸先、彼が旗艦たるベトロパウロウスクに中る。是より火戰一時許、我水雷艇は黄金山の下に到り、隙を覗ひ水雷を發射し、ポルタワ以下四隻を損傷せしむ。而も敵陣は砲臺掩護の中に布かるゝを以て、我海軍は肉薄の不利を知り、交戰久しからずして之を止む。

日本海軍の
先制

制海權

英國新聞紙云、日本水雷艇隊の奇襲は、實に露艦隊の不意に出たるものにして、もと水雷其の物の價値を過重するは危険なりと雖、此奏功に因りては、或は戰爭全局の勝敗を制するも測るべからず。從來、日露兩國艦隊の勢力は、伯仲の間に在りたるものなるを、此劈頭一撃は、露艦をして出戦する能はざるまで劣弱に歸せしめ、又浦鹽を發したる赴援艦隊の航進を中止せしめたり。日本艦隊は、以て海上の死命を制し、之が主人公となりたるのみならず、永く旅順スタルク提督と浦鹽スタケルベルグ提督の協力を阻障せんとす。

日清戰役に於て、我海軍は二十八隻裝帆艦を除く、排水噸數五萬七千噸、水雷艇二十四隻なりしに、三十六年末には軍艦驅逐艦を含む七十六隻、二十六萬噸、水雷艇七十六隻を數ふるに至る。艦艇の増加に伴ひ、軍港、要港の施設も亦大に整ひ、造船廠、造兵廠、下瀬火藥製造所、修理工場等、皆其面目を一新し、兵器船艦ともに自給自用に妨げず。

此日(九日)仁川滯泊の露艦二隻は、我第四艦隊司令官瓜生少將の攻撃に會ひ轟

仁川浦鹽の露艦

沈す。浦鹽守備の露艦一隊(四隻)は、旅順の敗報を知らざるものゝ如く、海上に游航し、十一日を以て北海道に到り、我商船を砲撃して津輕海峡に入り、乍にして引還し浦鹽に退保す。露國海軍の敗戦、失計、劈頭に現呈するも、浦鹽の數隻は、やゝもすれば我を牽制せんとす。

是より先、仁川港には我千代田艦ありて警備し、露國軍艦二隻も亦碇泊し、其一隻は新式武裝(六吋砲)のワリヤードにして、千代田素より其敵にあらず。二月七日、千代田艦は夜陰に乗して逃出し、八日午前、恰途上に瓜生艦隊に合す。此日、在漢城露國公使は、日本の行動に疑悞を抱き、砲艦コレイツをして警報を旅順に致さしめむとす。已にして、瓜生艦隊は千代田を先頭とし、淺間以下六隻及び運送船舳相啣み、午後五時八尾島外に到る、コレイツ之に會ひ出んと欲して能はず。此夜、我陸軍兵は疑懼の間に無事上岸し、九日曉天、運送船は皆其任務を了へたるの後、瓜生艦隊司令官は露艦に向ひ出港を要求す。正午、コレイツ先ッ動きワリヤード之に次ぎ、共に戰鬪旗を掲げて八尾島外に出て、始めて發砲す。瓜生艦隊之に應じ、火

浦鹽艦隊津
經海峽を伴
攻す韓國の存亡
は帝國の安
危

戰凡五十分時、敵艦遂に敗退して港内に入り、將卒皆艦を棄て、逃る。午後六時に及び二艦自爆し、運送船ズンガリー之に殉す。浦鹽守備の露艦は四隻あり、二月八日出戰の命を得、港内の凍氷を破り、先津輕海峽に向ひて伴攻す。十一日午前十時に、我北海道白神崎の上に現はれ、小商船二隻を砲撃し、直に引き退き、十五日浦鹽に歸港す。旅順策應の初計全く破る。是に於て上村第二艦隊司令官は、結氷の漸く解くるを待ち、三月六日、浦鹽東口に達し、砲臺の射界を避けたる位置より、北東陸岸に接近し、午後二時約四十分間の間接射撃を以て、港内に向ひ威嚇したり。當時砲臺には陸兵を見しも應戰せず、東口方面に當り黒煙の揚るを見、敵艦の出て來りしが如くなりしも明ならず。七日再び東口に迫りしも、敵艦見えず、砲臺發砲せず、其西南隣のボシエツト灣を偵察せしも、又敵艦なかりしと云ふ。宣戰の詔書及び日韓攻守同盟 二月十一日、宣戰の詔書出つ曰く、帝國の重を韓國の保全に置くや、一日の故に非ず、是れ兩國累世の關係に因るのみならず、韓國の存亡は實に帝國安危の繫る所たればなり。然るに、露國其の清國と

の盟約、及び列國に對する累次の宣言に拘はらず、依然滿洲に占據し、益其の地步を鞏固にして、終に之を併呑せむとす。若、滿洲にして露國の領有に歸せむ乎、韓國の保全は支持するに由なし、極東の平和亦素より望むべからず。故に朕は此機に際し、切に妥協に由て事局を解決し、以て平和を恒久に維持せむことを期し、有司をして露國に提議し、半歳の久しきに亘りて屢次折衝を重ねしむ。而も、露國は一も交讓の精神を以て之を迎へず、曠日彌久、徒に時局の解決を遷延せしめ、陽に平和を唱道し、陰に海陸の軍備を増大し、以て我を屈從せしめむとす。今や韓國の安寧は方に危急に瀕し、帝國亦將に侵迫せられむとす、事既に至る、平和の交渉に依らむとしたる將來の保障は、之を旗鼓の間に求むるの外なし云々。

露帝の宣戰書に「日本は國交斷絶の知照の外、軍事行動の豫告を與ふることなくして、其の水雷艇をして、旅順口砲臺の外側に在りたる朕が艦隊を襲撃せしめたり」と云ひ、又「朕此の報告に接するや、直に干戈を以て日本の挑戰に應じたり」と見ゆ。而も日本政府は、二月六日を以て知照せる書中

露帝の宣戰
書

明に、獨立行動を取るべきを載せたるにあらずや、是れ即豫告なり。夫の獨立の行動とは、一切を意味す、敵對行為の開始、亦固より其内に在り。假りに、露國に於て之を解すること能はざりしとするも、日本は露國に代りて、誤解の責に任すべきの理由なきことは、勿論なり。將又、宣戰公布は、敵對行為開始の必要條件にあらざることを、國際法學者の悉く一致する所に於て、現に近時の戰爭に於ては、宣戰公布は、交戰開始後に於てするを其常とせり。故に、日本の行動は、國際法上に於ても、毫も非難すべき點あることなく、况、其非難の露國より來るに於ては、寧ろ、奇怪と云はざるべからず。何となれば、露國が自宣戰の布告をなさずして、直に戰鬪行為を行ひたることは、歷史上其例證乏からざるのみならず、千八百八年に於ては、實に外交關係の斷絶前に於てすら、フィンランドに出兵したればなり。〔巽氏日露戰史〕

二月二十六日に至り、日韓の攻守盟約成りて之を公布せらる。

第一條 日韓兩帝國間に恒久不易の親交を保持し、東洋の平和を確立する

爲、大韓帝國政府は大日本國政府を確信し、施政の改善に關し、其忠告を容るること。

第二條 大日本帝國政府は、大韓帝國の皇室を、確實なる親誼を以て、安全康寧ならしむること。

第三條 大日本帝國政府は、大韓帝國の獨立、及領土保全を確實に保證すること。

第四條 第三國の侵害により、若くは内亂の爲、大韓帝國の皇室の安寧、或は領土の保全に危險ある場合に、大日本帝國政府は速に臨機必要の措置を取る可し。而して大韓帝國政府は、右の大日本帝國政府の行動を容易ならしむるため、十分便宜を與ふること。大日本帝國政府は、前項の目的を達するため、軍略上必要の地點を、臨機收用することを得ること。

旅順艦隊は、劈頭我痛撃に會ひ、勢力已に我と均等ならず、マカロフ中將來りて之を指揮するも、其の平素主張の攻勢戰法に出づる能はず。我海軍之に乗し、港口閉塞を強行して、彼の通路を絶たんとす。又、魚雷を航道に浮游して、彼の

出戰を誘ふ。四月十三日、マカロフは旗艦ベトロボウロスクに坐乗し、數隻を率ゐて出港し、忽前宵布設の魚雷爆發に因り、旗艦沈没し、マカロフ之に死す。而も浦鹽艦隊は、出沒機に投し、屢我上村艦隊の虚を擣き、元山津、城津一帶より對馬に至る海上を劫制する所あり。

クラード中佐曰、我旅順艦隊は、二月九日午前八時を以て、朝鮮海岸に向ひ出發する計畫なりしに、未明機先の一撃は、我海軍の進行を沮止し、艦船久しく蟄伏したるが故に、日本軍は其大兵を鴨綠江に集中するを得、加ふるに旗艦ベトロボウロスク水雷に觸れ、マカロフ提督陣歿せしより、日本第二軍は、之に乗して遼東半島に上陸し、金州城青泥窪は其占領する所となり、旅順は此時を以て海陸より包圍せられたり。○日本艦隊は、其の編制の上に於て、諸艦艇各隊を成し、任を別てば皆一齊に攻守對抗の事に堪ふるを期し、組織を慎み總攬を務めたり。而も露國の東洋艦隊は、其造船武裝の初より、諸艦貫一の計畫なし。且、東洋に來航するも、修理補給の便宜を缺き、旅順口の船渠は未成らず、浦鹽の船渠は冬期氷結、其不便云ふべか

らず。又、露國艦隊の將校は、實戰の經驗を有せざるに加へて、彼等の訓練はバルチックに於て行はれたるものなるが故に、士官も水兵も、其經驗と熟達に於て、大に日本に劣るものありしといふ。

日軍遼東に入る。二月八日以来、仁川港に上陸したる日本軍は、追逐して平壤に向ひて進み、三月大同江の解氷せるより、鎮南浦を以て海陸運送の埠頭と定められたり。當時、クロバトキン將軍は、韓半島に上陸したる日本軍を、其數四萬と推算し、其目的は韓國を掩護し、鴨綠江に於ける露軍を牽制するに過ぎずと推定せりといふ。又、鎮南浦に軍艦四十餘隻集合し、魚雷報復の好機ならずやとの言、露京の日報紙に見ゆ。三月二十四日、我第一軍の先鋒、已に定州に斥候戰を爲し、長驅して義州に達し、尋て主力は二方面より之に集中し、三個師團(近衛第二、第十二師團)より成り、黒木大將之が軍司令官たり。又、艦隊より分遣したる砲艦雷艇は龍巖浦に入り、海陸共同の攻撃準備全く成れり。四月二十六日黎明、黒木將軍先、九里島の敵を撃退し、黔定島を占領し、敵は九連城、又虎山高地より發砲し、連日止まず。二十九日午後二時、右翼第十二師團は、水口鎮

の敵を撃攘し、架橋を開始し、翌三十日午前三時之を完成し、直ちに渡河、是より砲戰激烈となり、九里島の架橋は午後八時を以て完成し、諸隊は續々虎山北方の高地に上る。五月一日黎明、日本軍各師團は攻撃前進に移り、展開約二里、鰲河を徒涉し壘を陥るゝもの七、鹵獲砲八門に及び、九連城より榆樹溝北方に亘る高地點を占領す。是に於て、露軍は九連城西北高地に於て、再び殿戰を試み、午後一時五十分より退却を爲す。因て我軍追撃、右翼隊(第十二師團)は十樓房に、中央隊(近衛師團)は蛤蟆塘に、左翼隊(第二師團)は安東縣に向ひ、又總豫備隊は遼陽街道を前進し、遂に午後六時、蛤蟆塘に殘敵を包圍し、鹵獲砲二十門、捕虜五百に及び。其軍團長ザスリツチ、師團長カウルバウルス將軍は負傷し、其他損害二千三百とぞ。

露國參謀總長は、日本の野戰軍隊を以て十五萬六千人と推定し、鴨綠江口附近集中の露軍の側面は、旅順口艦隊に依て掩護せらるれば、日本陸軍が黃海沿岸に上陸すること能はずと考定したりと云ふ。而も、開戰初發夜襲の一撃は、形勢を倒置して露軍に利あらず、日軍の隨所上陸に任するこ

と、なりぬ。○鳥尾中將得庵居士、策略曰、即今の形勢は、我軍鴨綠の天險に據り、十里内外の内線にあり、彼れは哈爾賓奉天、遼陽、牛莊、海城、旅順、鳳凰城、安東縣一帶、殆三四百里に亘る外線にありて、危殆の地を奔命す。彼我を比するに、優劣殆十が一の差異なり、進退運爲、永く此優勝の地位を保持せんには、漫に輕兵を出して浪戰突進する勿れ、必大事を誤るの端とならん。蓋、一勝一敗、兒戲の與奪に過ぎず。而して彼我終局の決勝は、敵兵を殺し盡すにあらざれば得ること能はず。今、敵國三十萬の兵を滿洲に用ゐ得と假定し、其二十五萬は全く戰場に上り來り、彼れより攻勢を取らんとする時機を以て、我初めて一大運動を開始すべきなり。

哈爾賓に

五萬

敵二十五萬、奉天、遼陽の間に

十萬

海城、鳳凰城、安東縣一帶に

十萬

敵國が滿洲の野に大兵を出すは、三十萬以上五十萬、其數の多大なる程、我軍の利なり。大凡物には形勢あり相應あり、其形勢を計らず其相應を察

せず、徒に大兵を以て重地に入らば、進んで用ゆる所なく、退けば自潰ゆるの恐あり、進退是れ谷まらん。されば敵の大兵を滿洲の野に誘出し、之を重地に致して、徐に討伐を謀るを以て、本役の眼目とす。此計策を實行するには、我虚彼實、我輕彼重、總て虚實輕重の形勢を利して、彼れをして知らず、不利の地に大兵を集合せしむる様、牽制すべし。海城以南、鳳凰城、安東縣等に二十萬以上の敵兵を引入るゝは、是れ實に兵家皮肉の術なり。而も今日彼我の形勢を察するに、大局の勝敗に關する大戦を、今より五ヶ月後と假定し、大兵たとへ滿洲に充滿するとも、北韓の防禦には我兵十萬を以て優に餘りあり、咸鏡道に二萬、鴨綠江に五萬、豫備軍として三萬、決して韓境を超えて我れに迫害すること能はざるなり。抑、一系萬世の天子を奉し、國家存亡の道に従事す、實に人間世の最大事、此上なかるべし、一死も報ゆるに足らず、高名手柄などの所談にあらず。萬々一にも、大計方略を誤る時は、再び取返しの出來ぬ敗亡の運を招ぐ、恐れても畏れ慎むべし。斯る大事を行ふに方り、徒に兵數軍器を恃み、遙々海濤を渡り他人の國に

突入し、所謂懸軍萬里、之に續く所の援軍なき者を山野に暴露し、進みて敵を覆すべき深謀もなく、退きて國を全くすべき根據もなく、漫りに敵前を出沒し、一進一退、以て勝敗得失を争ふは、誠に危殆の至りと云ふべし。彼我の國力、及び形勢を察するに、此の戦争の終局迄は、大凡五年に涉るべし。或は是より短日月に終局することあらんも、そは變態にして、決して常勢にあらず。且、もし此自然の大勢に戻り、強て終局を速かならしめんと欲する時は、其畫策自危略となり、輕進方攻、遂に大敗を招くに至るべし。海軍は旅順の攻撃、大功を奏せりと雖、敵の存狀は猶輕視すべからざるものあり。是れに於て、壯烈無比なる港口閉塞の舉を見る、閉塞の第三次は、實に鴨綠江捷戰の日にして、後五日、第二軍(典大將之率、第一、第二、第三、第四の三師團)花園口(遼東)に上陸し、(五)第一軍鳳凰城占領の日を以て、普蘭店を占領し、敵の旅順後方の連絡を斷ち、翌五月七日には、三十里堡に進出し、第一軍、第二軍の連絡成る。第二軍は、十六日十三里臺を占領し、十九日大和尚山西麓に戦ひ、此日野津軍(第十)は大孤山に上陸したり。是より先に、第三艦隊が第二軍の上陸を掩護しつゝあるや、大窟

口の掃海を強行し、宮古艦沈没の厄を見、又旅順の老鐵山下に、戦艦初瀬及八島は機械水雷に罹り、巡洋艦吉野は春日と衝突して沈没するの厄を見たり。然れども、海軍の牽制動作は、畢竟其功を奏し、蓋州角砲撃の如き、間接に野津軍の上陸に資益する所少なからず。二十一日黒木軍の一部は、寛甸縣東北約三里に戦ひ、二十六日奥軍は南山を陥れ、金州大連等の要地を收め、轉じて李家屯に戦ふ。六月七日、黒木軍の一部は、賽馬集を占領し、其一部は大孤山上陸軍と連繫を保ち、岫巖城を取る。已にして奥軍（第一師團を旅順に留めしむ）は、六月十五日、得利寺の遭遇戦に、大に旅順入援の敵を斫り、二十二日熊岳城を奪ひ、旅大連絡の陸路全く絶ゆ。黒木軍の一部は、七月二日敵の逆襲を撃退して、威廠を領し、八日野津軍は分水嶺に戦ひ、黒木軍は摩天嶺に戦ふの時、奥軍は蓋平を略有し、野津軍は仙家裕に至れり。是より中旬に亘り、黒木軍は二たび摩天嶺の逆襲を撃退し、奥軍は夜を以て大平嶺の陣を斫りて之を奪ひ、尋いて右に大石橋左に營口、全く遼河の下游を占領し、野津軍も已に盤嶺を攻め、柞木城を取る。八月上旬、黒木軍は楡樹林子、様子嶺の險に激戦し、敵軍團長ケルレルを斃し、遼

陽の野に降らんとし、奥軍は海城及び牛莊一帶を掃清し、野津軍の柞木城よりするものと策應し、三道並進、漸次遼陽に薄る。遂に八月二十五日を以て攻撃を開始し、九月四日、我軍全く遼陽を占領しければ、クロバトキン奉天に退守す。三十七年の夏、露軍の三大團、其一大團はクロバトキン將軍直率の下に遼陽を根據地とし、其防守線は牛莊より賽馬集に亘れり。二大團は旅順の團中に在り。三大團はリネエツチ統率の下に浦鹽に在り。而て、六月、スタケルベルグ將軍の得利寺に敗るゝや、クロバトキンは急に其兵を分ち、海城より牛莊に南下せしめ、以て其退却を掩護せんとしたりしも功なく、諸道守を失ひて、退却に重ぬるに退却を以てし、乃豫定の退却と稱したり。抑、クロバトキンの聲言は、増援を合し二十五萬の兵力を得て戦はんと欲すと云ふに在り。而も此間五個月、十六回の敗北を爲し、遼陽逼迫の時、已に十八萬を握り、彼我兵力相匹似し、地の利を己に有しながら、遂に敗退したるは、他に其以ある歟。

時に、日本軍は、遼陽の進略の外に、旅順包圍を執行せざるべからず。是に於て

露軍沙河の
攻戦

か、滿洲軍總司令官として候爵大山大將之に任し、兒玉大將總參謀長たり、八月下旬、英人は、出征露軍合十六萬、砲六百門と推算し、露人は大山統率の下に在る全兵力を二十二萬とし、包圍軍を十萬なりと考察したり。露軍は遼陽戦に方り、日軍の多大に駭き、二十二萬とおもひしも、戦後におよび、實數を初計の如く十五萬に過ぎざるを見、且、露帝の軍令、今後は一步も退却すべからず、迅速攻勢に轉し、以て旅順の急を救ふべし」とありしかば、十月中旬、クロバトキンは、九軍團の兵、二十二萬を提げ奉天より南下し、我と沙河に争ふ。其意遼陽の回復に在り。故に、北方より七個師團、東方より六個師團、左右遼陽を壓し、總豫備として黒鳩將軍の麾下に約三師團を把持し、以て一舉日本軍を壓殺して、直に旅順の急に赴かんとす。而も沙河の會戦、露軍に利あらず、謂ゆる攻勢運動も、日を経て頓挫し、漸次に退却して、僅に渾河の一線を保ちて、奉天を庇護するのみ。

旅順の海陸攻圍 旅順の攻圍は、乃木大將、第三軍(第一、第九、第十師團)を率ゐて之に專任し、三十七年六月、先攻めて劍山を抜き、七月敵の來襲を撃退す。次ぎて其前進陣地を攻取し、鳳凰山及び干大山の線に進み、以て敵を本防禦線内に壓迫

要塞の強襲
海上の封鎖

し、我海軍の有力なる共同動作と相須ち、旅順要塞の攻圍を確實にす。八月に至り大孤山及高崎山等を陥れ、連に強襲を行ひ、東西盤龍山の二壘を奪ひ、爾後初めて正攻法を以て進撃を續行し、逐次要塞に肉薄す。此間、敵艦逃竄を謀り、逸出を爲し、者あれど、所在に我海軍に撃滅せらる。

旅順の攻圍は、第二軍の南山(金州)戦に起り、海軍の海上封鎖は、此時より施行せられたり、五月二十六日也。二十七日、柳樹屯、青泥窪等、大連灣の沿岸、皆我軍に歸し、尋いて安子臺子の諸山嶺に守備し、又劍山を扼し、遂に敵を半島の一隅に蹙めたり。是より、海軍は晝夜間斷なく、或は偵察、或は巡警、或は沈雷、或は砲撃、將卒智勇を傾注して之に従事す。六月十五日、浦鹽艦隊突如として對馬海峡に到り、我旅順後援の運送船二隻(常陸丸、佐渡丸)を砲撃し、將卒七百を失ふ。(六月十五日午前、浦鹽艦隊司令官、馬場海峽に出沒し、我の動靜を伺ふ。浦鹽艦隊を急行せしめ、對馬海峡間の水道を警戒し、西方より來る船舶を、浦鹽艦隊に警戒せしめ、命じ、又門司港務部に西航の船舶を停止せしむべきことを傳へたり。時、天候や、險悪となり、暴雨之に伴ひ、浦鹽艦隊は、敵と相失ふ。これより、上村艦隊は、敵と會せしむ、遂に之を發見するを得ずして止めり航) 廿三日、旅順

浦鹽艦隊
運送船を轟
沈す

【今代國勢發展編】

の艦隊出戦、暫時にて敗退、蟄伏したりしも、七月三日、其陸軍は大舉、劍山の奪回を計り、亦成らず。二十六日、我陸軍は營城子を占領し、我掃海隊は龍王灣に苦戦し、翌二十七日、バーヤン、港口外に水雷の爲に傷つく。三十日に至り、我右縦隊は旅順街道以西、中央縦隊は干大山、左縦隊は大孤山、小孤山を占領し、露軍全く要塞の圍郭内に逃退す。八月十日、敵艦大舉、遼東を計り、出口す、我海軍之を山東岬角の洋上に要撃し、其の浦塩に走るを防ぐ。ツエザレキチ以下四艦は離散し、爾餘は僅に歸港すと雖、損傷殆用に勝ふるものなし。

旅順艦隊逃走を計り成らず

露艦の膠州灣に走りし者の報告に曰ふ、八月十日早天、我旅順艦隊は出發し、午前九時に至りて、悉く港外に出づ、其艦隊は戦艦六隻、巡洋艦四隻、水雷艦八隻より成る。日本の第一分艦隊は戦艦朝日、三笠、富士、八島、敷島、及び巡洋艦日進、春日より成り、其の第二分艦隊は巡洋艦八雲、笠置、千歳、高砂より成り、其の第三分艦隊は巡洋艦秋津洲、出雲、松島、最上、橋立、及び戦艦鎮遠より成り、此外に水雷艦約三十隻あり。我艦隊は敵艦の戦列を通過せむと試みたるも、其の間敵の諸水雷艦は、我前面に浮動水雷を布き、我回轉をして極めて困難ならしめたり。午後一時、我艦隊は四十分間交戦の後、敵の戦列内を通過することを得

て、山東方面に向ひ針路を取りしに敵は、全速力を出して我艦隊を追尾し、徐々我を控制せんとす。五時再び戦を交へ、長時間に渉りしに、我艦隊司令長官は戦死し、艦艇皆離散しければ、我一艦は南方に針路を取り、浦鹽に到達せむと企てたり。而も夜間又、敵水雷艦より攻撃を受け、其の遂に浦鹽に到達する能はざるを覺り、翌朝、山東角を望みて走り、夜暗膠州灣に達したり、云々。而て我海軍の通報に依れば、午後五時、山東角の東方約四十海里の地點に於て、彼我先頭、約七千米突に近つける頃、再び戦闘を開始し、約二時間の後、敵の先頭艦ツエザレキチの司令塔に、我十二吋砲弾爆裂し、敵の陣形はより亂れ、四分五裂の状態となりしも、戦闘いまだ終らざるに日は全く没し、我驅逐艦隊、水雷艦隊は漸次敵に觸接し、敵主力が旅順口に退却するを追ひ、襲撃を爲したりしが、其効果明ならず、云々。蓋、潰散の敵艦ツエザレキチは膠州灣に入り、アスコットは上海に入り、ゲヤナは柴棍に走り、ノーウキクは遠くも樟太に逃れ、爾餘は皆旅順港内に逃歸したるものとす。其ノーウキクは、此月二十日我哨艦の發見する所と爲り、コルサコフ港に轟沈せらる。

是より先、浦鹽艦隊はしばしば津輕對馬の兩峽に出遊し、我を劫制する所ありしが、七月二十日、遂に津輕海峡を過ぎ、遠く南下して東京灣口を伺ひ、所在連に商船を捕拿轟沈し、横行人無きが如し。帝國四周の海上、警報響

浦鹽艦隊の一行遂に我れの一撃を免

【第八章 征露の大役】

至す。我海軍之に聞きて、策應する所あるも皆及ばず、敵早く已に海峡に入り去る。八月十日旅順艦隊の出口するや、其の一驅逐艇は、窃に芝罘に到り、十一日浦鹽に電報して照會を悉す。故に十二日浦鹽の三艦、旅順海軍の來投を知り、之を迎へんが爲に出口し、十四日天明、韓國蔚山の海上に到り、我上村艦隊の在るに會ふ。三艦喫驚、倉皇遁走せむとするも、其の殿艦リューリック航走後れ、上村艦隊の集彈する所となりしかば、二艦は之を捨て、遁走す。上村長官はリューリックを撃沈し、其浮泳人員約六百を救助したりと雖、他の二隻を追究せずして止めり、論者之を惜む。

十月、我旅順攻圍軍は多大の損傷を補充し、又重砲の威力漸く加はりければ、十一月下旬より十二月上旬に亘り、陸軍は二百三高地を力攻して、遂に之を奪取し、乃瞰下して港内に蟄伏せる敵艦を撃沈するを得たり。既にして攻撃作業の進捗に伴なひ、其の三堡壘を占領し、直に望臺附近一帶の高地に進出し、將に要塞内に突入せむとするに當り、三十八年一月一日、敵將ステツセル降を請ひ、茲に攻城戰の終局を告げたり。

攻圍半歲

死守不屈

ステツセル
不遂に降を乞ふ

八月十六日、攻圍軍の乃木大將は、降伏を旅順の敵軍に勸告せしも、守將ステツセル納れず。乃、十九日を以て第一回總攻撃を行しに、力戰効なし、二十日僅に盤龍山東西砲臺の占領を見るのみ。第二回總攻撃には、九月二十日、クロバトキン砲臺及水師營南方高地の六壘を奪取せしも、其翌二十一日には、二百三高地(爾靈山)の激戰、其一角を失ふの止むをなきに至る已にして我坑道工事は益其歩を進め、又大口径砲の威力愈加はり、第七師團も來援しければ、十月三十日、第三回總攻撃を行ひ、更に連續して攻撃三旬に亘り、十一月二十六日を以て第四回總攻撃を決行す、而も敵死守屈せず。卅日、朝來大強襲を行ひ、終に二百三高地を奪取す、是れ實に旅順要塞の致命傷にして、有名なる中將コンドラチェンコ之に戰死し、中將フォーク之に負傷す。二百三高地已に我軍の手中に歸し、城中港内皆瞰制を被る。即、全線に亘れる攻撃の歩度驟に進み、二十二日より右翼部隊は連に砲臺を占領し、今や一躍して要塞を蹂躙せむとす。ステツセル其終に爲すべからざるを見、降を乃木に請ふ。三十八年一月二日、乃木大將は降將

を水師營に延見し、開城退去を許可し、衆卒は之を收めて捕虜と爲す。港内の海軍は、二百三高地(爾靈山)の我手に歸しけるより、ポルタワ、レットウキザンは忽に沈没し、ポベータ、ベレスウエート、バルラダ、バヤーン相次ぎ撃沈せられ、獨セバストボリのみ通れて港外城頭山下に碇泊せしも、是れ亦我水雷艇隊の襲撃にせられ、一完船なし。

奉天の大捷 露軍は遼陽を失ひ沙河に敗れたりと雖、努力回復を謀り三十八年一月中旬以來、ミスチエンコ將軍の騎兵團は、我左翼に攻迫し來り、漸次渾河西方に兵力を移動し、下旬に至り其兵俄に倍加す(時に雪は滿面を撲ちて、咫尺の如く、氣温實に零下三十度を示し、傷兵乍にして凍凝、鐵の如くなりしと傳ふ)。黑溝臺は、其の攻襲與奪の焦點となり、激戦數日、ミスチエンコの兵大損害を被りて敗退し、其五百は我捕虜となれり。此會戦は、クロバトキンが我左翼を撃破して頽勢を施轉するの謀略に出ても、我左翼立見中將師團七の逆撃にあひ遂げず。既にして我軍は徐に奉天攻陥の着手に移る。初頭攻撃著く右翼に成効し、其の清河城に逼迫したるは、二月二十二日にして、黒木軍は他の清河占領の日を以て、本溪湖の北方及び西

黑溝臺

兩軍の陣勢

北方の敵を驅攘したり。時に中央野津軍の沙河方面に於ても接仗し、激烈なる砲火は左右に亘り、露軍動搖、今や右顧左眴定まらず。而も奥軍は持滿して未動かす、敵の第二滿洲軍(クリツペンベルグ將軍去り、カウルバウルス將軍之に代る)に對し、黑溝臺戰僅に其鋒鏑を渾河左岸に現出せしに止まる。隱忍の態度を以て敵前に潜伏したりしが、二十八日に至り、遼河に沿ひて忽然乃木軍現出し、奥軍の左翼と連繫して其位置を最翼に取れり。此深沈の計畫は至大なる勇氣と速度とを以て、露軍の右翼を壓迫し、奉天を周圍せむとす。而もクロバトキンの意は、此に顧みる無く他方面に在り、故に左翼及び中央方面は、三月一日より三日に亘り、力戰逆撃して、揚言攻勢を取ると稱したり且、其攻勢は左翼與京に於て一陣一地も回復するなく、黒木軍方面、野津軍方面に於ても、數回繰返されたる龍鬪虎搏、亦何等の効果を收むる能はず。三日、乃木軍、奥軍は、已に相連繫して西南より奉天を壓迫し、四日の朝を以て已に露軍の右翼端に現出し、六日には日本の五軍全線に亘りて猛烈なる突撃を開始す。八日午後、日本軍は奉天の西北に其兵力を集注し、露軍の三面正に包圍せられ、唯其北方の

東西有史以來の大戦

一角を餘すのみ、三十萬の大衆を擧げ、一打網中に投盡せむとするは、曠古無前の事に屬すと謂ふべし。時に、露軍の左翼は渾河に退却し陣を整へ、更に西向して奥、乃木、兩軍に對峙し、右翼の回復を謀る。恰好、此時、九日午前敵の渾河線連繫に破綻ありしかば、日本軍其の隙に投して突入し、要地を占め敵陣を先制す。又、乃木軍は愈北方に進みて、全く露軍の退却線を遮斷せむとす。此に於て露軍總退却の命令は、九日黄昏を以て下されしも、奉天城内外猬集の露軍、血路を失ひ、狼狽奔走す。十日午前、日本軍已に城市に滿つるも、城外村落に散在せる露兵は、窮蹙の餘、抵抗止まず。此夜、乃木軍は蒲河に達し、露兵の退路は全く遮斷せらる。而も此間、リネウキツチ將軍は殿後に立ちて黒木軍に對し、其右翼より雁行して逐次退却せしめ、以て大潰亂を救ひ得たるが如し。十六日、鐵嶺に退けるリネウキツチは、猶潰亂奔竄し來れる敗兵の結束に努めしも、日本軍の前衛は追究して此に至るを以て、鐵嶺亦保つ能はず。之に加ふるに、此日、日本の迂回部隊は、鐵嶺北方の遼河西岸の高地を占領しければ、露軍は開原を去り、十九日昌圖を棄て、二十日其後衛は四平街(鐵嶺の北七十哩)に在り。かくて兩

鐵嶺開原を
救む

軍始めて休養に就くを得たり。凡奉天の一役、兩軍合八十五萬、日本軍大捷、捕獲の將卒四萬人、火砲一百門、東西有史以來の大戦といふ。

乃木大將復命書云、一月中旬、旅順を發途し、二月下旬、遼陽に集中、時に奉天の戰機正に熟したるを以て、直に之に參與し、全軍の最左翼に在りて繞回運動を行ひ、逐次敵の右翼を撃破し、奉天西北方に邁進して、其退路に迫り、連戰十餘日、尙敵を追蹙して心塞子、石佛寺の線に達し、一部を進めて昌圖、及金家屯附近を占領せしめたり。但、此役、故ありて退路遮斷の任務を全うするに至らず、又、敵騎兵大集團の我左側背に行動するに當り、之を粉碎するの好機を逸せしは、臣が終世の遺憾にして、恐懼惜く能はざる所なり、云々。

龔氏日露戰史云、遼陽を屬子の鈔とし、旅順口を左端、鴨綠江を右端に譬ふ可き南滿洲戰局圖は、之を裏返しせば、則、哈爾濱を鈔として、浦鹽と鐵嶺昌圖を兩端とせる扇形の北滿洲の戰局圖となる。故に、南滿洲に於て旅順の攻陥に先立ち遼陽を占領を必要とせる事由は、盡く之を移して北滿洲の戰局に於て、浦鹽の攻陥に先立ち哈爾濱を必要とする事由と爲すを得ん。三十八年三月、日本軍已に奉天を定め昌圖を取る、時に我軍の慮る所は專輸送に在り。我軍一步北進すれば、一步の困を加ふ、故に兩軍對峙、九月に至るも戰機を見ず。當時、龍勳、メイムス通信員モリソン氏が、露國大官ウキツチ氏との對話の一節に曰く、予はウキツチに

奉天敗後の
露軍

向ひ、戦争繼續せば、哈爾濱孤立し浦鹽陷るべき不利ありと云ひけるに、ウキツアは、予も亦之を思はざるにあらず、されど是れ、日本が浦鹽に五萬以上、滿洲に於て更に十五萬以上の犠牲を供したる上に待たざるべからず。哈爾濱にして陷落せば、我軍を西比利亞に退却せしむべし、日本軍は之に隨ひ得べきか、日本軍は莫斯科に進入するを得べきかと云へり。依て予は之に對へ、哈爾濱陷落後の形勢危殆なるべきを説き、軍需秣糧を得るに所なきを論じ、且、土地は冬期數尺の深さまで結氷するの實情を説せしに、彼は答へて、興安嶺に駐屯すべきを説きしが故に、予は更に該地の不毛にして、大軍を駐屯せしめ得ざるべきを詳述せり、云々。

沖島、鬱陵島の海戰露艦全滅す 旅順開城の後、我海軍第二期の計畫は、專ら兵力を整完して、敵の後遣(バルチック)艦隊に備へ、傍ら露領沿海州を封鎖して軍資の輸入を遮断するに在り、捕獲の商船三十餘隻を算す。

バルチック艦隊は、其東航途上、久しく佛國領の馬達加斯加爾に停まり、稱して、公法に背かざる限内に、便宜を得んといひ、三十八年三月、印度洋を横斷し、四月上旬佛國領の安南に着す、又其の港灣を假て出入し、盛に戰備準備を爲す。此に於て日本政府は佛國政府に對し、再三抗議する所ありしに、佛國政府之に答て曰く、我が政府は、安南の官憲に對して、嚴正に中立法規を格守すべしと命令したれば、我國の領水には、露國艦隊の隻影を見ず、我國は實に中立の義務を怠りたることな

後援バルチ
ック艦隊

しと。敵艦隊亦少しく中立法規に顧みる所あり、港内に久泊せず、甲港を出て乙港に入り、乙港を去りて丙港に就き、隱現轉移、其の居る所を一定せざりしと雖、船艦を佛國の領水に托したるは則一なり、其詭辯曲解驚くべし。

東郷大將日
本海口を扼す

五月、敵船の南洋に到るに及び、東郷大將は馬山浦(鎮海灣)に泊して對馬海峡を扼し、必敵を近海に迎撃すべきことを豫料し、之に備ふること愈厚し。廿五日敵の來航益明なり、廿七日の早天、初めて敵船三十八隻の近海に殺到せるを見、午後及び、沖島筑前宗像郡に屬すに砲聲起る。二時、三時の交、轟擊最猛烈を極め、煙焰海を蔽ひ、殆彼我を失ふ。此の間露艦の損傷甚大、陣形全く亂れ、潰散收むべからず。司令長官ロヂウエストウエンスキー負傷し、ネボガトフ之に代り、猶敗殘の主力を以て北走を謀りしも、再び我主力の發見する所となり、損傷を重ねたり。夜に入り、我海軍は水雷の強襲を以て、散逸の諸艦を劫制す。翌廿八日東郷大將は鬱陵島の海上にネボガトフの降伏を受く。凡廿七日午後より、廿八日午後に至る攻戰、露艦二十隻を撃沈し、五隻を捕獲し、二隻病院を押收す。爾餘は逸走したりと雖、其の浦鹽に到達せるは二隻のみ。東郷此役、一舉して

興廢を一戦
に定む

皇國の興敗を決む、絶代の勳業と謂ふべし。

近海の迎撃
恰圖に申る

東郷司令長官の報告に曰く、天祐と神助に因り、我聯合艦隊は、五月二十七日、敵の第二第三艦隊と戦ひ、遂に之を撃滅することを得たり。始め、敵艦隊の南洋に出現するや、上命に基つき、本職は近海迎撃の計畫を定む。果然、二十七日午前五時、南方哨艦の一隻信濃丸無線電信あり、敵艦隊は、計畫圖の二〇三地點に見ゆ、東水道對馬の東水道は或は朝鮮海峡と呼ばれたりに向ふものゝ如しと警報しければ、全軍勇躍、直に豫定の部署に準して對敵行動を開始す。午前七時、内警戒線の左翼哨艦たりし和泉、亦敵艦隊を發見して、敵既に宇久島肥前五の北西二十五海里の地點に達し、北東に航進すと報し、巡洋艦隊片岡中及東郷少將戰隊續き出羽少將戰隊も、午前十時十一時の交、壹岐對馬の間に於て既に敵と觸接す。爾後、沖島附近に至るまで、此等の諸隊は時々敵の砲撃を受けしも、終始能く之と觸接を保持し、詳密に時々刻々の敵情を本職に告知せしかば、此日海上濃氣深く、展望五海里以外に及ばざりしも、數十海里を隔つる橋影、恰眼中に映するが如く

廿七日沖島の戦

未、敵艦を見ざる前、既に其陣形を知る。本職は之に依り、我主力を整へ、午後二時頃、沖島附近に敵を迎へ、先、其左翼列先頭より撃破せむとする心算を立つるを得たり。即、我主力たる主戰艦隊東郷大將直率裝甲巡洋艦隊村上村中將直率瓜生戰隊、及各驅逐隊は、正午頃既に沖島に達し、左舷南方數海里に、始て敵影を目覩す。是に於て全軍に戰鬪開始を令し、又、皇國の興廢、此の一戦に在り、各員奮勵努力せよとの信號を掲揚し、午後二時五分、斜に敵の戰艦を壓迫しければ、先彼より砲火を開始せしも、我は暫く之に耐へて、射距離六千米に入るに及び、俄然敵の兩先頭艦に砲火を集中す。敵は之が爲、漸次東方に變針し、自然不規則なる單縱隊を形成して、我と並航の姿勢を執り、其左翼列の先頭艦たりしオスラビヤ、須臾にして撃破せられ、大火災を起す。已にして旗艦クニャーズ、スワロフ以下、連に火災に罹りつゝ、隊列を離れ敵の陣形愈亂れ、後續の諸艦亦火災に罹れるもの多く、其騰烟は西風に颯きて海上を一面に覆ひ、彼我共に爲に射撃中止の状況なりしが、勝敗は既に此間に決せり。午後三時、敵は俄に我後尾を回りて北走せむとする状ある

廿八日野陸
島の敵艦降
伏

同夜戦

を以て、我艦隊は一齊回頭し、再び敵を南方に壓し、全く之を潰散せしむ。已にして本職は尙北方に追索し、午後五時、敵の敗殘六隻が北走しつゝあるを發見し、直に並航戦を開始し、日没まで之を連続す。敵は大破の餘、其の砲弾減少せるに反し、我沈着なる射撃は、益其威力を逞くし、スワロフ、オストラビヤ及びアレキサンドル三世、ボロチノは已に我の轟沈する所となる。此日、出羽、瓜生の兩戦隊、巡洋艦及東郷戦隊は、敵の後尾に占位せる特務部隊、及巡洋艦を脅威迫撃して多大の損傷を負はしめ、遂に其二三を轟沈せしめたり。(以上五月廿七日の晝) 夜戦は、晝戦の後直に各驅逐隊、水雷隊に依り果敢に開始せらる。其水雷攻撃の猛烈なりしは、殆言語に絶し、連續肉薄、敵は應接に暇なく、且其距離餘り近き爲、備砲俯角の度を過ぎ、照準する能はず。ナワリンの如きは、兩舷に連續二發づつ水雷命中し、少時にして沈没せりと云ふ。二十八日黎明、我主戰艦隊、蔚陵島の南に戰艦ニコライ一世、アリョール海防艦アフラキシン、セニヤーキンを包圍して砲火を開く、須臾にして其四艦は信號旗を掲げて降意を表す、艦隊司令長官ネボガトフは、此降伏船

ニコライに在り。凡二十七日午後より、二十八日午後に亘れる海戦、敵艦隊約三十八隻にして、我の撃滅、又は捕獲に洩れたりと認むるものは、巡洋艦驅逐艦、及特務艦各數隻に過ぎず。而して我艦隊の失ひたる所は、水雷艇三隻のみ。此海戦に於ける敵の兵力、我と大差あるにあらず、而も我の克く勝を制して奇績を收め得たるものは、一に天皇陛下御稜威の致す所にして、歴代神靈の加護に依るものと信仰するの外なく、麾下將卒も皆此成果を見たるに及びて、唯感激の極、言ふ所を知らざるものゝ如し、云々。

ロヤエストウエンスキー提督は、我軍に收容後、電報を露國皇帝に致して曰く、五月十四日(五月二十七日)、午後一時三十分、對馬南端と日本との間に於て、十二隻より成る日本艦隊主力、及十二隻より餘らざる巡洋艦隊と戦闘を開始し、二時三十分、スワロフは中央位を去るの止むを得ざるに至れり。三時三十分、幕僚の一部及小臣は知覺を失ひたるまゝ、アイヌイに移され、艦隊の指揮權はネボガトフに委せり。アイヌイは夜間艦隊と相失せしが、翌朝驅逐艦ベドワイに遭遇し、小臣はベドワイに移されしに、夕刻ベドワイは二隻の日本驅逐艦に降伏せるを知れり云々。ネボガトフ提督の電奏には曰く、前夜の激戦の後、五月十五日(二十八日)戰艦ニコライ一世、セニヤーウイン、アブラキシン、アリョール、及巡洋艦イズム

ルードは、浦鹽に向け進行の途次、二十七隻の日本軍艦（水雷艇を算入せず）に包圍せられたり。而も彈丸の缺乏、大砲の破損及、アリヨールの戦闘力喪失の爲に、敵艦隊に抵抗を試みるは、絶對に不可能なる状態に陥る。且、此上に二千四百の人命を失ふは、無益なるのみならず、亦避くべからざりしを以て、高速度を利用して逃走したるイズムルードを除くの外、他の四隻は降伏するの已むを得ざるに至る云々。

樺太の占領を確實にす

北韓軍

陸軍は奉天戰の後、彼我の戦線には、絶えず斥候の偵察戦行はれ、各自隊伍の補充と陣地の利便を力め、以て戦機の熟するを待つ。五月廿八日、海軍露艦を全滅せしより、海上の運送愈安く、七月、海軍は樺太の略有並びに露領沿海州の威迫に従事したれば、陸軍は之と共同し、樺太薩哈噠島占領を確實にしたり。又朝鮮の北東境（咸鏡北道）は、浦鹽に毘連し、圖們江上の間島は、無主の棄地たり。露將リネウキチは、夙く是等の地に着目し、琿春、穩城、鐘城、會寧に守備し、機を見て南下せんと欲す。而も奉天戰後、リネウキチは、クロバトキンに代りて總指揮官と爲る。我朝鮮守備の軍務は、長谷川大將之に専任せしが、八月三好大佐行成別に一隊を率ゐて咸鏡北道に入り、直に鏡城、富寧に至る。之を北韓軍とい

休戦停仗

露人敗後の迷惘

ふ。九月一日、北韓軍出て、會寧の敵を撃つ地險峻にして、進路太艱難也。此日、ポーツマウス媾和會議に休戦を議定し、十三日に至り、其休戦令遍布せられ、所在の接仗停止せらる。即、兩軍の中間を以て離隔地帯とし、兩軍に一切の關係を有するものは、如何なる口實を以てするに拘はらず、之に入るを許さず。凡、雙厖子より沙河子に至る道路を、兩軍の共用通路と定めらる。

四十二年、露國ノ「ゴエブレシア」新聞紙曰、極東に於て確然たる世界的の威力は、現時唯露西亞及日本の二あるのみ。支那帝國は覺醒し始めたるも、猶第二階級の地位を占め、此の三隣國間に於て、同等に行動すべき重要な新生涯に入らず。斯くて現今、露國と日本は直接に各自の債務を計算すること、なり居れるを以て、此問題を定むるは單純なり。前年、我國の無法なる大計畫の不成功は、實に慘酷なる破滅を來たせり。曩に此政策にして宜しきを得ば、實に露國の利益のみならず、全世界の利益たりしならん。然るに、此政策は、固より寛恕すべからざる大誤謬あり、日本の實力の何者をも、又大陸に於ける日本の利益の一だも毀へず、以て露國の破滅を招ける者とす。抑、露國にして、夙く朝鮮に於て日本と分界を立てたりせば、露國は無益に二十五億の費用と十萬人の犠牲を供せずして、彼戰爭を避け得たりしなるべく、又、今の如く南滿洲に於ける自家の勢力をも、全然没

媾和の際の
兵力

追せらるゝなくして維持し得たりしならん。斯くて、事物の自然的經過に伴ふ露國の發展は、妨礙を受けずして、唯單純なる第三國との競争に出會するに際して、縱に黃海の直通鐵道を敷設し得たりしならん、然るに夫の戰役後、此形勢は劇然一變、十九世紀末に於て可能なりし事柄も、二十世紀の初頭に於て、現に空想と化し去れり。而して日本の勢力範圍、たゞ朝鮮は、軍用鐵道並に日本の兵士を以て覆はれ、軟弱なる手にありたる南滿洲は、剛強なる手に移されたり。又、黃海への出口は堅く鐵門にて閉鎖されたり。此關門たる、將來の遠きに於て、我工業の非常に發達し、機會均等の下に世界の工業と競争し得るの状況を呈したる時、或は劍戟の力に由らずして、文明の鍵鑰を以て開扉し得可しと云はる。されど、是れ、黃海に出でんとしたる從前の計畫を再興せんとすると同様、絶對不可能なる事明かなり、云々。又曰ふ、千九百五年媾和の日に於て、露國の陸軍は、漸く完好に精銳の兵を輸送し得たるばかりなりしに、日本軍は既に衰弱の極點に薄りつゝあり。而し、最終の勝利が戰鬪力にあらずして、外交手腕にあることは、日本善く之れを知り居たるを以て、專心、狀況の變化を來さずして媾和せんことを努力したり。當時、もし繼續の戦争に於て、日本が撃破せられんが、最早日本は從來の僥倖を再び利用する能はず。他方に於て、露國も已に海軍を有せざるが爲、日本の國境に於て其死命を制する能はず。此に於てか、露日双方の政治上の計算に基づきて、軍事的編成に係る總ての危險を除却するの條件を發見し得たる

なるべく、而して平和を鞏固に且永久に維持するの條件を設定し得たるなるべし。されど斯かる條件は、理想界に到るにあらざれば、之を見る能はず。日本は正當に鮮血の代價を受領したることを確信し、爾來其の利益の爲、全力を擧げて、自己の獲得を鞏固にせんとして、努力しつゝあり。是れを、全然何事をも爲す能はざる露國の権力と對比し、日本の活動は確然たる侵襲の意味を呈する者とす。吾人は今彼活動を停止せしめんとするに非ず、されど其避く可からざる結果に對して、默認する能はざるなり、又、吾人の屈辱的狀態は、吾人之人に忍ぶに勝へず、云々。

第九章 露國と媾和成り、東洋の 事定まる

ポーツマスの媾和會議 三十七年二月の接仗以來、日本軍連捷の功を奏し殊に奉天府、日本海の二大戦を以て、勝敗の局既に決し、我國は最も優勝なる地位に立てり。時に米國大統領ローズベルトの日露兩國に對して、媾和を勸告するありて、我政府も深く國家の利害と世界の人道とに顧み、速に平和を恢復するを可とし、露國亦大統領の勸告に應じたるを以て、茲に兩國政府は、各其全

米國政府の
勸告

權委員を派し、米國ポーツマスに於て媾和會議を開くこととなれり。仍て帝國全權委員小村は、去年己むを得ずして戰を爲すに至りたる所以と、其交戰の結果より生したる事實を考覈して、大要の條件を校定したり。第一、露國は日本が韓國に於て政治上、軍事上及經濟上に卓絶なる利益を有することを承認し、且日本が韓國に於ける必要と認むる指導、保護及監理の措置を取るに方り之を阻礙又は干渉せざることを約すること。第二、露國は一定の期限内に於て、全然滿洲より撤兵し、且同地方に於て清國の主權を害し、又は機會均等の主義と相容れざる何等領土上の利益、又は專屬的讓與等を拋棄すべきこと。第三、日本は改革及善政の保障の下に、遼東租借地以外の滿洲南部を清國に還附すること。第四、日露兩國は、清國が滿洲の商工業を發達せむが爲、執るべき一般の措置を妨礙せざるべきこと。第五、薩哈噠島を日本に割讓すべきこと。第六、旅大租借地及び之に附屬する一切の權利を日本に讓渡すべきこと。第七、哈留賓以南の東清鐵道及之に附屬する一切の權利を日本に讓渡すべきこと。第八、滿洲橫貫鐵道は、露國に於て之を保持するを許すも、將來は單に商工

小村の提議

キツテの應對

業の目的に限り之を使用すべきこと。第九、露國は戰爭の實費を日本に支拂ふべきこと。第十、中立港に於ける押留軍艦を、日本に引渡すべきこと。第十一、露國は其極東海軍力の制限を約すべきこと。第十二、沿海州に於ける漁業權を、日本臣民に許與すべきこと等にして。八月十日、日本全權委員より、之を露國全權委員ウキツテに交附せり。右に對し、露國全權委員は、翌々十二日を以て回答を爲したるが、其内に於て、日本の提出條件に全然同意を表したるは、單に第四及第八のみにして、第五、第九、第十及第十一に關しては、絕對に不同意を表し、其他條項に對しては大體に於て同意なりと云ふも、皆多少の條件を附せざるはなし。例せば、露國は韓國に於ける我卓絶なる利益と自由行動權を認むるも、韓國の主權を侵害せざることを條件と爲したるが如き、或は遼東租借地及東清鐵道の讓與に關しては、當時日本軍の占領中に屬する部分のみに限り、而も清國をして之を買收せしむることを提議したるが如き是なり。是に於て小村は更にウキツテと數回の會商を重ね、反覆討議の末、戰爭の目的に關する條件に付ては、大體に於て我提案の通り満足なる協定を得たるも、戰爭の結果

戰爭の結果たる條件

より生ずる條件中、薩哈連島割讓、軍費償還、抑留軍艦引渡、海軍力制限の四條項に付ては、露國全權委員は其先例なきこと、或は露國の威嚴に關することを理由とし、絶對に我要求を拒絶せり。之を以て小村は抑留軍艦引渡、及び海軍力制限の二條件を撤回し、更に大統領に謀り、兩國全權委員に於て一の妥協案を立て、即ち日本は薩哈連島の北部を還附し、露國は之に對する報酬として、一定の金額を仕拂ふべしとの案を具し、兩國政府の訓令を請へり。然れども露國政府は牢乎として右の妥協案に應せず、結局、薩哈連島の南部をば日本に割讓することを諾するも、軍費又は報酬金は全然之が仕拂を拒絶し、調和の氣味を滅却せんとす。乃ち大統領と兩國全權委員は、正式會議のみならず、數回の秘密會議を開き、反覆丁寧を盡したるも、勢の決する所、妥協に歸するを得ず。此上最早、平和の交渉を繼續するの餘地なきに至れり。此に於て、日本政府は以謂らく、上の如く戰爭の目的に基く條件は、既に我希望の通り協定せられたるに拘はらず、今や單に戰爭の結果より生ずる條件の數者に付き、尙彼我の確執あるが爲、此談判を破裂に歸し、再び戰爭を繼續するが如きは、帝國の眞正なる

日本はサガ
レンの一半
を返すも露
國は之に露
毛を酬へに
ず

利益に非ず、將又、人道平和を重する所以に非ず」と。因りて、日本は軍費又は報酬金の要求を斷然拋棄し、以て極東の平和を永遠に回復することを急なりとし、九月五日、媾和條約の調印を見ることとなる。

露國波羅的艦隊全滅の後數日、六月二日、合衆國大統領ルーズヴェルトは駐米露國大使カシニーに向ひ、日露の間に周旋を試みんとする意志を表明し、六月六日、露都の御前會議に於ても之を容るるに決し、七日、駐露合衆國大使は露帝に謁して陳述する所あり。十日、東京並に聖比得堡の合衆國代表者は、各本國政府の公書を進出し、兩國の同意を得たり。既にして日本全權は、初め樺太領收、軍費索取等の條項を具して提案したるが、是れ即ルーズヴェルト大統領に謀り、其忠告を基礎としたるものなり。而も露國全權は既に之を探知しければ、其本國皇帝に内奏し、償金は何等の名義を以てするも、厘毛も承諾すべからずとの至嚴なる勅電を得たり。此を以て日本全權に向ひ、融合の別案を求めんと欲し、先づ我露國にして薩哈連島全部を讓與せば、貴國は金錢上の思想を一切拋棄するや否やを問

小村は大統
領と謀りて
露帝にたる
拒も露取ら
せらる

日本の折衝
に失敗あり

折衝の細説

ふ。日本全權は之に答へて、承諾する能はずと斷言しければ、露國全權は又一切拒絶を聲言す。大統領驚き、更に薩哈連北部還附の代償を説き、露國の應諾せんことを勸告したり。然るに、露國皇帝は頑として前案を固持し、俘虜給養費を外にして、一錢の支出を爲すを拒み、僅に薩哈連島南部の割讓を諾したるのみ。時に、日本政府は、八月二十八日を以て御前會議を開き、慎重に利害を講究し、遂に樺太北部、並に金錢問題を放棄することに決し、之を在外全權に訓電す。日本政府及び全權員の談判の掛引に於て、機宜を失し、操持を二三にせし跡、掩はんとするも能はず。

露國マキシムコソレウスキは、一九〇八年に至り、ポーツマス實録を發刊して曰く、ウキツテは、其應接に先んじ、日本政府の意向を探究して以謂らく、日本は償金問題を以て最後まで露國に迫るべし、然れど斯は償金に非ずして、日本の内意は今や現に占領せるサガレン島の北部を我に買はしめ、其代金として十億圓(十二億圓)を取らんとするにあり」と、是れ第一回談判中止の事實なり。中止の翌日、米國大統領はウキツテを経て、今予は陛下の必予が言はんとする所を信せられんことを熱望す、予は日本がサガレン島の北部、及露兵にして日本に捕虜となりたるものに

ルーズウキ
ヤットの縱横
談論

對し相當の代金を仕拂ふは、決して露國の耻辱とならずと信す。惟ふ、戦争繼續せば、日本の財政は破壊的境遇に陥るやも測難しと雖、露國には浦潮は勿論、東部の要地を失ふや必然なり、故に予は雙方の利益を思ひ、予の意見に同意せられんことを望む」と宣言せり。ウキツテ之を皇帝に打電せるが、附記して曰く、「サガレン島北部賣却を名として、日本は十億圓を公然要求せり、尙日本の心底は金を得んとして、戦争繼續の準備を爲し居れり」と。而も露帝は固執して動かさず、サガレン南半の讓與を聽けりと雖、他は一切謝絶すと答示し、ウキツテに歸國を訓電す、乃八月十日なり。此に於て、大統領は日本政府の駐米大官金子子爵に、互讓の義を勤む、曰く、今回の戦争、日本にして徒に金錢を獲んと欲する者ならば、恐らくは日本は其の金錢をも獲る能はず、必、米國民及び他國民の同情を失はん、故に日本の爲に謀るに、今日斷然戦争を終了するを利とす。已に朝鮮滿洲を支配し、露國艦隊を破滅せしめて、自己の艦隊を二倍し、樺太を占領せる今日、戦争者として闘争を終結するは、則日本の賢明なる所以也。殊に道徳的見地より言はんか、日本は平和を熱望する全世界に對し一の義務を有す、幸に、其戦術のみならず、其道徳に於ても優勝者たるを示せ、余は高尚にして尊嚴なる總ての物の名を用ひて之を乞ふ、此言を聽かんことを云々、十三日也。而も此日、大統領の更に露帝に勸告せる所は、「サガレン北半に當つる賠償金(十二億圓)は、余敢て其額數の多寡を言はず、余は唯皇帝の誤解なからんことを希ふのみ。日本は償金を放棄すれば、必や多

大の犠牲を辭せず、哈爾濱浦鹽等を占領して、サケレン及び滿洲鐵道全體を得、悉く之を留保せん。是れ則、東部西北利亞の割讓に同くして、局外者の觀測、實に然りと爲す。日本は目下我米國に軍費公債五千萬磅を有し、戰爭繼續の準備を怠るものにあらず云々。時にウキツテも、日本の讓意なきを慮り、結局破裂に及ぶべきを認定したり。而もウキツテは、此間に處して、日本に對する列國の同情好感を減削せしむるやうに、談判を進行せしめしかば、日本は遂に、金錢の爲に戦ふ者なりとの汚名を被らんとす。日本は此境地に陥りて後、俄に退讓して條件の協定を了りたり。されば和約成るの後、露帝は或種の米國物産の輸入税を減し、以て感謝の意を表したり。ウキツテ之を大統領に通し、又露帝に復奏して曰く、大統領は余に對し、其日本に壓迫を加へたること一回のみならざりしを語り、自己の所見によれば、米露兩國は自然的親友たり、従ひて各種の手段を盡して、西國間相互の研究及知識の交換を謀るを要すと聲明したり、云々。蓋、ポーツマス條約は、該戰役中、露國唯一の勝利にして、歐洲人は皆之を認定せり。此認定には多大の眞理を含めるを覺ゆ、我海陸軍は日本人より弱かりき、然も我外交は彼の外交に勝てり」と、是れ恐らくは、談判の瞬間に於て、我は外交家に依りて指導せられず、舊式ながらも、眞成の政治家により指導せられたる爲なる可し」と思はる。

有賀氏外交史云、ポーツマスに於ける兩國全權折衝の巧拙は、今措きて問

はず、唯欽差其人の威望に關し、露國の派遣したる所よりも、更に重き人物を、我國より派遣するの利なりしは、争ふ可からざる所なり。平生無用の場合にも、舅姑の干渉を敢てして憚らざる當代の元老中、此の大事に臨み、其の威望を以て日本全權の輕きを補はんとする者なかりしは、誠に遺憾とする所なり。又、兩國の情意に大差異あり、日本は連戰連勝の後なれば、戰勝者の態度を以て要求する所あらんとするも、露國は未敗亡者を以て自居らず、媾和の希望亦露國の獨發したるに非ず、尙其の大國たるを恃み、戰爭を繼續する意志あり。夫れ、日本軍は未一步も露國の領土に入らず、露國の失ひたる所は、或は清國より假借し、又は前年日本より得たる土地に外ならざるなり。此情意の差異は、最も明に償金の問題の上に顯はれ、日本は戰捷者として多額の償金を要求したるも、露國は敗戦を自認せざるに、償金を納るゝ理由なきを以て之を拒み、且今や、日本の壯銳既に盡きたるを以て、事を議する毎に、ウキツテの提供する所、小村、高平の要求する所と、相距ること遠し、折衝の我に利あらざる想ふべし。而も幸にして、此

の戦争に依り日本は他國をして極東に於て自國の承諾せざる所を行はしめざる實力あることを證明し、歐洲の頭等六大強國が其の承諾せざる所を歐洲に於て行はしめず、北米合衆國が其の承諾せざる所を兩米大陸に於て行はしめざるに因り、世界の頭等國たると同一理由に依り日本も亦一等國の列に入ることを得たり。此の大なる効果は、遙に條約以上に在りて、何人も之を奪ふことを得ざるべし。ただ此の上は、日本國民が果して永く此の地位を維持するに堪ふるや否に在るのみ。

和約に對する國民の感情及批准宣布 八月下旬、ポーツマスの折衝、日本の挫折に歸すとの報漸く至るや、人心動搖し、日を遂ひて激昂を加ふ。已にして和議の始末、大要を詳にするに及び、民間の志士悲憤して曰く、「永く屈辱を忍ぶの苦は、戦争の慘を忍ぶよりも苦し、屈辱を取りて一時の安を偷まんよりは、寧ろ汚辱醜惡の和約を破棄して、更に戦争を繼續せんに若かず。」又曰く、「身命と軍資の如きは、有らん限りを犠牲に供ふべし、生きて汚辱を蒙らんより、死して正義の鬼たるに若かず。則ち早く現講和約案を破棄して、更に戦争を繼續せんこ

とを期す。現内閣員及有責元老は、速に處決して罪を上下に謝すべし」と、更に在外全權に打電して、會商拒絶を勸告し、又滿洲軍總司令官に對しては、屈辱條約の破棄は、國民必これに當るべきを告げ、軍隊の飽く迄敵國を膺懲せんことを望みたり。然れども、政府は敵國に畏るゝ如く、軍隊は戦陣に倦みし如く、共に弛廢復起つの色なし。此に於て、在京の有志、及び諸新聞紙は和約破棄、戦争繼續を説き、其の筆舌の効なきを覺り、多衆呼嘯を謀るに至る。政府も之を見て警戒を初め、先、九月五日の國民大會を未然に解散せんことを期し、其の發起者を檢束し、次に木柵を以て日比谷公園の六門を閉鎖す。一些事、忽都下人民の憤怒を買ひ、警官巡查と來集老少の闘争を激成す、衝突は先口論に始まり、鐵拳相搏ち瓦礫齊く舞ひ、人民は刀劍に殺傷せらるるあり。警察署は已に人民の怨敵と爲り、東京官民の秩序、一朝にして紊敗す。彌次馬之に乗して飛揚し、愈打壞を試み、火を放ち物を毀ち、遂に全都潰亂、收拾する能はざるに至る。火光皇城に耀き、喊聲宮闕に震ふ。政府狼狽、兵力を以て民衆を壓せんと擬し、五日の夕、急に近衛兵を動かす、諸官省諸官邸、及び各大臣、各元老等の私邸を護

衛せしめ、延いて妾宅に及ぶ。而も民衆は固軍隊と相抗争するを好まず、却て伍を分ちて各方面の警察署、分署、派出所に放火し、市内より郡部に及ぼし、一夜にして其大半を焼夷したり。凡、五日午後、内務大臣官邸前の争闘に始まり、翌曉に至る迄の間、民衆中に死傷を出したる約六百人、警吏の負傷者亦五百人に及ぶ。六日、血氣暴行の徒已に散すと雖、夜に入りて又嘯集せんとす、政府の戒心いまた止まず。桂首相は緊急上奏を爲して、俄に戒嚴令を布き、軍隊をして市街を巡邏せしめ、苟形迹の疑ふべきものは、皆之を引致して假借せず。蓋民衆は二晝夜の暴動を以て、聊自甘心したるものゝ如く、戒嚴に違犯するもの少し。五、七日にして市中全く靜穩に歸す、芳川内務大臣、安立警視總監、因りて引責辭職す。

九月二日、政友會總裁西園寺は、和約賛成の意見を表白す、曰く、償金の要求を放擲し、及び樺太の一半を還附したるは、遺憾に堪へずと雖、此一事たまたま以て我國の宏量を示し、世界の人心に好印象を與ふるの利益鮮からず云々。印象の好惡疑ふべし、究辭苦衷を免れず。惟ふに、五日、六日の府

要求の放棄
は宏量を示
す

國民大會を
凶徒嘯集に
擬す

批准拒絶の
論

下騷擾の事、もと政府が之を招きたる者のみ、而も内閣は其失態の責を引かず、厚顔にも民間二三子の陰謀に出つると爲し、警視廳をして該罪跡を搜索せしめ、國民大會の發起者河野廣中、大竹貫一以下を以て、凶徒嘯集の巨魁に擬して、之を檢舉拘引す、而も審理の結果、河野以下の冤を明にしたるを奈何。又、帝國大學教授某々の、批准拒絶の上奏を宮中に請ふ者あり。其文に曰ふ、批准拒絶の事、濫に之を尋常の時局に施すは、固より不可なりと雖、國家の存亡禍福に關する重大の事態に際しては、斷して之が適用に躊躇すべきにあらず。按ずるに、帝國今次の條約を破棄し、更に戰爭を繼續するも、經營其宜を失はずんば、我經濟上の實力は、戰費を辨して綽々餘裕あらむ。而して、今次の條約を甘諾し、苟安姑息の平和を招徠せば、人心沮喪し、財力萎靡し、風教弛廢し、名節地に墮ち、其弊必續戰に倍するものあらむ。况、數歲ならずして再び敵國と難を構ふるの已むを得ざるに至るあらば、恐らくは、國運の發展永く望みなきに終らむ云々。

露國ノワエウレモヤ新聞曰く、今日の講和は、稍長時間の休戦に過ぎざるべし。

何となれば、講和條約とは、本來、交戦國の一方が力竭きて始めて成立すべきものなるに、今回の如きは否らず、太平洋沿岸より露國の勢力を掃蕩すべき日本の計畫は、未其成功を見ざるにあらずや。又、他日露國が哈爾濱に堅固なる要塞を築かば、日本は傍觀し得るや否や、日本も亦大陸に保壘を設くるの必要を感ずべし。之に加ふるに、樺太の境界は、全く人工的にして、彼我の境界は、地勢及人種上の基礎を有せず、紛擾を醸し、衝突を招くべき虞多々ありとす。○倫敦スタンダード新聞曰、今や強力を誇る所の露國にして、ポーツマス條約を破らんとするも、日本は兵力を以て之を争ふに足らむ。露國の極東に於ける海上權は、全然破滅したるが故に、政治的眼孔より之を見れば、日本は英國の海軍援助をも求むる必要なきなり。則、陸上に在りても、日本は露國と對峙して、其地位を守るに足るの實力を發揮したるにあらずや。

九月、帝國大學教授にして、又講和の非計を唱ふる者ありければ、文部大臣久保田讓、大學總長山川健次郎之を抑ふる所あり。此に於て教授は合議して、政府に詰問し、學問の不羈、言論の自由を害する莫きやを論ず。十二月、久保田、山川、前後職を罷めて、事の平ざるを得しも、亦一波瀾たり。

十月四日、樞密院講和條約案を議す、滿廷衣冠の耆宿、隻語の異議を發する者なく、徒聲を吞み、即座に之を可決して、闕下に奉答す。蓋、内外の形勢に反省し、驕

泰は殃を招ぎ、多殺は武を瀆す」と爲して、自裁抑する者也。仍りて十四日を以て條約を批准あらせらる(露國皇帝も同日を以て之を發布す)。詔書に曰ふ、交戦二十閱月、帝國の地歩既に固く、帝國の權利既に伸ぶ、朕の恒に平和の治に汲汲たる、豈徒に武を窮め生民をして永く鋒鏑に困ましむるを欲せむや。嚮に亞米利加合衆國大統領の、人道を尊び平和を重んずるに出て、日露兩國政府に勸告するに、講和の事を以てするや、朕は深く其好意を諒として其忠言を容れ、乃全權委員を命じて事に當らしむ。爾來彼我全權の間、數次會商を累ね、我れの提議する所にして、始より交戦の目的たるものと、東洋の治平に必要なものとは、露國其の要求に應じて、以て和好を欲するの誠を明にしたり。朕全權委員の協定する所の條件を覽るに、皆善く朕が旨に副へり、乃之を嘉納批准す。朕は茲に平和と光榮とを併せ獲て、上は以て祖宗の靈鑒に對へ、下は以て丕績を後昆に貽すを得るを喜び、汝有衆と其の譽を偕にし、永く列國と治平の慶に頼らむことを思ふ。今や露國亦既に舊盟を尋ねて、帝國の友邦たり、茲に善鄰の誼を復して、更に敦厚を加ふることを期せざるべからず。惟ふに、世運の進

歩は頃刻息まず、國家内外の庶政は、一日の懈なからむことを要す。假武の下、益兵備を修め、戦捷の餘、愈治教を張り、然して後始て能く國家の光榮を無疆に保ち、國家の進運を永遠に扶持すべし。勝に狙れて自裁抑するを知らず、驕怠の念従ひて生ずるが如きは、深く之を戒めざるべからず。汝有衆、其れ善く朕が意を體し、益其の事を勤め、其の業を勵み、以て國家富強の基を固くせむことを期せよ。

第一條 大日本國皇帝陛下と全露西亞國皇帝陛下との間、及兩國並びに兩國臣民の間に、將來、平和及親睦あるべし。

第二條 露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て政事上、軍事上、及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護、及監理の措置を執るに方り、之を阻礙し、又は之に干渉せざることを約す。

韓國に於ける露西亞國臣民は、他の外國の臣民又は人民と同然同様に待遇せらるべく、換言すれば、最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし。

兩締約國は、一切誤解の原因を避けむが爲、露韓兩國の國境に於ては、露國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上措置を執らざることと同意す。

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

- 一 本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ、遼東半島租借權が、其効力を及ぼす地域以外の滿洲より、全然、且同時に撤兵すること。
- 二 前記地域を除くの外、現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し、又は其の監理の下に在る滿洲全部を擧げて、全然清國專屬の行政に還附すること。

露西亞帝國政府は、清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益、又は優先的、若くは專屬的讓與を、滿洲に於て有せざることとを聲明す。

第四條 日本國及露西亞國は、清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲、列

國に共通する一般の措置を執るに方り、之を阻礙せざることを互に約す。

第五條 露西亞帝國政府は、清國政府の承諾を以て、旅順口、大連並びに其の附近の領土、領水の租借權及該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利、特權、及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す。露西亞帝國政府は、又前記租借權が其の效力を及ぼす地域に於ける、一切の公共營造物、及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。兩締約國は、前記規定に係りては、清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

第六條 露西亞帝國政府は、長春(寬城子)旅順口間の鐵道、及其の一切の支線、並に同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産、又同地方に於て該鐵道に屬し、或は其の利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑を、補償を受くることなく、且清國政府の承諾を以て、日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。兩締約國は、前記規定に係りては、清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

第七條 日本國及露西亞國は、滿洲に於ける各自の鐵道を、全く商工業の目

的に限り經營し、決して軍略の目的を以て經營せざることを約す。但し該制限は、遼東半島租借權が其の效力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るべし。

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は、交通及運輸を増進し、且之を便易ならしむるの目的を以て、滿洲に於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲、成るべく速に別約を締結すべし。

第九條 露西亞帝國政府は、薩哈噠島南部、及其の附近に於ける一切の島嶼、並に該地方に於ける一切の公共營造物、及財産を、完全なる主權と共に、永遠日本帝國政府に讓與す。其の讓與地域の北方境界は、北緯五十度と定む。(以下省略)

(ポーツマウス條約の中、清國の承知を得べき條項は、別に協商を北京に行はれ、東三省の商工業につき、委細の約款を定めたり)

東亞及印度に對する佛英との條約 露國との和成ると相前後して、英國との同盟又成る。英人此の新盟を解説して曰く、今の再度の日英同盟は、日露媾

和條約と明確なる關係を有す、是れ兩者締結の時期同一なるを以て證するを得べし。日英同盟は八月下旬に於て兩全權に調印せられたれば、日本國皇帝がポーツマス全權に令して、夫の世界を驚倒したる最後の讓歩を容さるゝに當り、早く既に新同盟條約を手になせられ、而して新同盟は牢乎として邦家安泰の保障を提供したるが故に、露國より更に一層の保障を得んとして、償金の索取、又は樺太の回收を主張するが如きは、露國の全然之に應ずる能はず、最早其必要を見ざるに至りたるなり云々〔倫敦スタンダード新聞〕。該條約は、前度の清韓の局面を廣めて、印度の地域に及ぼせしなれば、日本に於ては其負擔を加ふるも、戦後の保障を要する切なるが故に、尙忍びて如上の同盟を爲し、なり。

日本政府及大不列顛國政府は、一千九百二年一月三十日、兩國政府間に締結せる協約に代ふるに新約款を以てせむことを希望し、

(イ) 東亞及印度の地域に於ける全局の平和を確保すること、

(ロ) 清帝國の獨立及領土保全、並に清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし、以て清國に於ける共通利益を維持すること、

(ハ) 東亞及印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し、並に該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護すること、

を目的とせる、左の各條を約定せり。

第一條 日本國又は大不列顛國に於て、本協約前文に記述せる權利及利益の中、何れか危殆に迫るものあるを認むるときは、兩國政府は相互に充分且隔意なく通告し、其侵迫せられたる權利、又は利益を擁護せむが爲に、執るべき措置を協同に考量すべし。

第二條 兩締盟國の一方が挑發することなくして、一國若くは數國より攻撃を受けたるに因り、又は一國若くは數國の侵略的行動に因り、該締盟國に於て、本協約前文に記述せる其の領土權、又は特殊利益を防護せむが爲、交戦するに至りたるときは、前記の攻撃、又は侵略的行動が、何れの地に於て發生するを問はず、他の一方の締盟國は、直に來りて其の同盟國に援助を與へ、協同戰闘に當るべし。其媾和も亦、雙方合意の上に於て之を爲すべし。

第三條 日本國は韓國に於て政治上、軍事上、及び經濟上の卓絶なる利益を有するを以て、大不列顛國は日本國が該利益を擁護増進せむが爲、正當且必要と認むる指導、監理、及び保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認す。但し、該措置は、常に列國の商工業に對する機會均等主義に反せざることを要す。

第四條 大不列顛國は印度國境の安全に繋る一切の事項に關し、特殊利益を有するを以て、日本國は前記國境の附近に於て、大不列顛國が其の印度領地を擁護せむが爲、必要と認むる措置を執るの權利を承諾す。

再次の日英盟約は、東亞、及印度の地域に於ける、全局の平和を確保すべき大主義を以て同盟の目的と爲せば、舊協約の極東に於ける現狀、及び全局平和の維持を主とするに比し、地域著く廣きを加ふ。而も舊協約の如く、韓國の獨立、及領土保全に關し、記する所なき所以は、日韓の關係的地位に、至大の變更ありしことを認めたるに因る。而して國際法學者の解説に因れば、英領印度が他國に脅かされたる場合に、日本の負擔すべき任務とは、蓋東方に於ける露西亞の領土を攻撃し、以て牽制を爲すにあるべしといへり。

佛蘭西人の批評によれば、新日英同盟は、亞細亞の歴史に一紀元を開きたるも

のなり、何となれば、今や東亞の一國が世界八大國の伍伴に入り、亞細亞の運命は、其新興國と大英國に依りて支配せらるゝに至りたれば也。即此兩國は相協同して清國の保全を擔保し、以て東亞に於ける歐米列國の野心を防止し、東半球にも西半球の新モンロー主義を適用せむとす。此に於てか、獨露の兩國も、最早近年の如くに、其野心を遂行するの機會なかるべし。且、日本は之に依りて露國の復讐的挑戰を免れ得べく、則日本がポーツマスに條件を輕減して、露國と和議を講したる眞因は、蓋亦此所にあらんか。然らば、該新日英同盟は、又露國を極東の禍難より救ひたるものと云ふべし。而も更に一方より見れば、該同盟は露國に對して一大打撃を與へたるものなり。何となれば、露國も極東亞細亞、又は中央亞細亞に於て、侵略的政策を行はば、忽此兩國同盟と衝突するの危險あるべく、又該條約中に云へる「特殊の利害關係」なる文字は、其意義甚廣漠なれば、假りに「露國が外交手段に依り波斯に鐵道敷設權を得たり」とせんか、英國は、之を以て其特殊の利益を侵害せられたるものと看做すことを得なければなり云々。已にして、佛國政府も極東の平和に願念する所ありて、

日佛協約

二年の後に(一九〇七年六月)日佛協約をば結ぶこととなる、即、佛領安南の保障なり。

日本國政府及佛蘭西國政府は、清國の獨立及領土保全、並に清國に於ける各國の商業臣民、又は人民に對する均等待遇の主義を尊重することに同意なるに依り、且、兩締約國が主權、保護權、又は占有權を有する領域に近邇せる、清帝國の諸地方に於て、秩序及平和事態の確保せらるゝことを、特に顧念するに依り、兩締約國の亞細亞大陸に於ける相互の地位、並に領土權を保持せむが爲、前記諸地方に於ける平和及安寧を確保するの目的に對し、互に相支持することを約す。

太平洋に於ける對米國の關係 征露戰役の後、北米合衆國人の間には、日本が、其臺灣と一衣帶水なるフ、リピン、呂宋を奪はんとするの意志ありとの流言連に行はれ、無智の輩爲に疑懼の念慮を懷きしに、會、明治三十九年十月、サンフランシスコ港の學務局は、突如として日本學童を其公立學校より排斥せることあり。次いで又同港に日本勞働者移民排斥の運動を起す小民あり、延い

北米合衆國の日民排斥

日露の領土保全契約

て在留邦人に對し暴行を加ふる者あり。是れ蓋、布哇に在る邦人勞働者の、轉して合衆國に入るもの甚多く、白人勞働者は、爲に其職業を奪はるゝに由ると云ふ。既にして此排斥運動は、廣く太平洋沿岸に及び、遂には大英國領加奈太にも傳へたり。我政府之に對して屢抗議を試みし後、更に交讓の態度に出て、我より移民渡航に制限を加へ、以て此繁争を緩和せしめむとす。露國に對しては、兩國の關係を一層良好ならしむる必要あるを以て、四十年七月、更に協約を締結したり。「日露兩國は相互の現在の領土、保全を尊重し、ポーツマス條約より生ずる一切の權利は互に尊重すること。清國の獨立及び領土保全を約し、該國の商工業に對しては機會均等主義を承認し、各其執り得べき平和手段によりて、現状の維持存續に勉むること。」次に、兩國は通商航海漁業に關する商議を爲しければ、其交情、戰役前に比して親密を加ふ。

伊藤侯曰、宇内人類の生存競争、日に益激烈を加へ來れる今日、我帝國の僅々四十年間に、斯かる長足の進歩を爲したるは、吾も人も均しく豫期せざりし所なり。其に就けても、寒心に堪へざるは、今後の状態なり。日本人は、或は、小成に安んじ

て、遠大の志望を缺くに非ずや。大和民族なるものをば、人間盛衰の原則以外に立てる一種特別の邦國の如く心得、或は他國の正當なる權利と言論とを無視して、傍若無人の行爲に出でん乎、其途に我國を誤るは、火を見るよりも明なり。古より、騙る者久しからず」とは、實に個人に就きてのみならず、國家に於きても亦動すべからざるの眞理なり。凡史書を讀きて興亡の跡を見るに、國家の滅ぶるは他之を滅すにあらずして、概して躬自滅すものなり。我日本國民の如きも、此道理を充分に理解し、上下協力、事々物々に利害得失を打算し、其措置を誤るなくんば、激烈なる生存競争場裡に立つも、尙國家を泰山の安きに置くを得べし。我國民の注意すべき警語は、喬木風多しの一句なり。（藤公餘影）

露國には、滿洲戰役後、二派の論策を生じ、一は、全力を盡して東方に於ける勢力を回復し、以て戰敗の汚名を雪がんと主張し、一は、全然日本と親和し、復讐戰の如きは之を忘却して、全力を歐洲政策に注ぎ、以て獨逸に對し、バルカンに對して、威力を復活せんと主張せり。而して、露國民は多く復讐戰を可とせんとする有株なりしが、イズヴォルスキ外務大臣となり、日本と和親するの政策を執り、軍隊も多く之を東方に駐めずして、西遷せしめ、以て歐洲に於ける其威權を回復することに力を盡せり。即、第一次西園寺内閣が露國と相接する政策を執れるは、此時に在り。（然るに、幾干もなく、比得京の軍人黨と親獨派と宮中の官吏とは、相謀りてイズヴォルスキの地位を奪ふに至りしが、更に米國の支那政策に動かされ、露

國の親日情意は、依然として持續せらるることとなる。

北米合衆國は、近年、海軍を擴張し、其威力を以て太平洋面に雄飛するの計畫あり、洋心には、布哇の日本移民地を警戒し、東洋に近接してマニラ新附地を保護せむとす。殊にパナマ運河の開通に因り、形勢の變化は、數年の後に在らむとす。此を以て、日米兩國政府は、太平洋平和政策の一致を希望し、今後、現状維持、機會均等の主義を危くする事件發生するときは、兩國政府は、其有益と認むる措置に關し、必協商せむと欲する所あり。

西園寺内閣は、四十一年五月、米國政府と仲裁條約を結びたり。是は、一八九九年、海牙の萬國會議に決定したる、國際紛争平和的處理條約に依り、各締約國は、仲裁に付することを得べしと思料する一切の問題を、該裁判に付せんが爲に、協定を締結するの權利を保留したること、に鑑みたる者にして、且、兩締約國の緊切なる利益、獨立若くは名譽に關し、又は第三國の利益に關係ある場合は、此限に在らず」と附言せられたれば、効力固より大なるものに非ず。桂内閣の成りて後、同年十月、米國太平洋沿岸商業會

議所代表者約五十名の來遊あり、續いて米國艦隊の來訪あり、皇室始め官民上下の歡待、慰懃を極む。十一月三十日に至り、更に日米覺書の交換あり、彼我隔意なきを表するに過ぎざるも、時偶、清國皇帝、太后の崩後に當りければ、合衆國が我の意中を疑ふに因れるかを思はしむるものあり。其文書に曰く、

- 一、太平洋に於ける、兩國商業の自由、平穩なる發達を獎勵するは、兩國政府の希望なり。
- 二、兩國政府の政策は、何等侵略的傾向に制せらるることなく、前記方面に於ける現狀維持、及清國に於ける商工業の、機會均等主義の擁護を目的とす。
- 三、從ひて、兩國政府は、相互に前記各方面に於いて、他の一方の有する所領を尊重するの強固なる決意を有す。
- 四、兩國政府は、又其權内に屬する一切の平和手段に依り、清國の獨立及領土保全、並びに同帝國に於ける列國の商工業に對する、機會均等主義を支持し、以て列國の共通利益を保存するの決意を有す。

或は曰ふ、「之よりさき、清國政府の王大臣は、日本の強盛に畏怖し、北米合衆國及び獨逸に依頼して、日本と露西亞を抑へんとする計畫を爲し、唐紹儀を米國に簡派したり。我政府は、之を聞き、駐米大使に訓令して、彼國官民の疑を解かしめ、遂に此公文を交換し、且發表するに至りし也」と。

第十章 朝鮮の位地亦定まる

統監府を韓國に置く 三十八年十一月、樞密院議長伊藤侯爵、勅旨を奉し、韓國に赴く、是れ日露の事既に了るを以て、益、隣弱扶掖の大義を伸べて、國際法例に謂ふ所の保護條約を明徴にし、宗主權の實を擧げむとする者也。十月、伊藤大使、韓皇に謁見し、先、親書を呈す、時に漢城物議沸騰、安危存亡の頃刻にして決

朝鮮一進會

まるを想ひ、怒哭相雜る。宋秉峻は、年來内外の事情に揣摩し、遂に韓國獨立は必、日本の保護に須つと爲し、其統率する所の一進會、今や所在に呼號し、同志一百萬、勢焔十三道に揚る。十五日、伊藤又韓皇に内謁し、宗主權の勸説を爲す、韓皇は今專決し難きを告げられしも、伊藤は大體の裁斷に就きて、可否如何を問ひ、遂に其の許可を得たり。即、條文の事は外部當局の大臣の委細協商に任せむとの結局を得たり。十六日、林公使權伊藤の命を承け、別に外部大臣朴齊純に條約案文を示し、其要領を敷衍して曰く、「上古以來、彼我兩國には共通したる利害關係あり、此關係に由りて、近時隣誼を重ぬると雖、韓國の政治、紛亂して理せず。殊に外交其機能を缺き、爲に東亞の平和を擾り、屢國家の危急を告げたり、是れ日本の傍觀し能はざる所也。茲に此禍災の源因を杜絶して、平和の永遠を確保せむが爲に、四條の約款を提議す」と、朴外部之に應せず。十七日、八大臣、日本公使館に來り、齊く謝絶を請ふ。林公使反覆問答、到底論談効無きを見、宮中に電請して、即時入謁し、一言の親裁を賜はらむことを要め、八大臣を罷め去らしむ。此夜、伊藤、林、及長谷川大將駐韓軍司令長官儀仗を整へ入宮せむとす。諸

伊藤大使の
韓王進謁

大臣先んじて在り、君臣謀りこと究まり、皆含黙して所出を知らず。李完用奏して曰ふ、「今や已むを得ず、寛弘の量、日使の要請を容れむ哉。而も其條款に就きて、句語を添改せば、稍濟ふ所あらむ」と。韓皇之に従ひ、即時下教して添改を試み、以て日使の入るを待つ。伊藤等至り、内官に由り不時陸見を請ひしに、忽、好様協商の下教を得。即、伊藤、八大臣と會議、先、御前奏言の光景を問ひ、條款添改の討議を聴き、其の改稿を韓皇に進呈し、允可を蒙る、時夜半を過ぎたり。

日本帝國政府及韓國政府は、兩帝國に結合する利益共通の主義の鞏固ならしめむことを欲し、韓國の富強の實を認むる時に至る迄、此目的を以て、左の條款を約定せり。

第一條 日本國政府は、在東京外務省により、今後、韓國の外國に對する關係及び事務を監理指揮すべき日本國の外交代表者、及び領事は、外國に於ける韓國の臣民と其利益を保護すべし。

第二條 日本國政府は、韓國と他國との間に現存する條約の實行を全くするの任に當り、韓國政府は、今後、日本國政府の仲介に依らずして、國際的性

韓政府の外、
交機を收む

質を有する何等の條約、若くは約束を爲さざることを約す。

第三條 日本國政府は其代表者として韓國皇帝陛下の關下に、一名の統監(レジデント、ゼネラル)を置く。統監は專其外交に關する事項を管理する爲、京城に駐在して、親く韓國皇帝陛下に内謁するの權利を有す。日本國政府は、又韓國の各開港場、及び其他日本國政府の必要と認むる地に、理事官(レジデント)を置くの權利を有す。理事官は統監の指揮の下に、從來在韓國日本領事に屬したる一切の職權を執行し、並に本協約の條款を完全に實行する爲に必要とすべき、一切の事務を處理すべし。

第四條 日本國と韓國との間に現存する條約及約束は、本協約の條款に抵觸せざる限り、都て其効力を繼續するものとす。

第五條 日本國政府は、韓國皇室の安寧と尊嚴を維持することを保證す。

明治三十八年(韓曆光武九年)十一月十七日

有賀氏保護國論曰、三十八年、日露海陸の戰勢定まりければ、日本政府は韓國保護監督の權を、永久に收むるに決せり。即、之を以て日英同盟の一條

件と爲し、八月の新協約に於て、初めて韓國指導、監理及保護の語を用ゐ、九月、日露和約成るに至り、露國は日本の韓國保護を承認したり。

露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て政事上、軍事上、及經濟上の卓絶なる利益を有すること承認し、日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を取るに當り、之を阻礙し、又は之に干渉せざることを約す、と、

是に於てか日本は、明治九年江華條約以來の精神を、三十年の後にして、始めて發揮することを得たり。韓國の扶掖は、實に我が維新中興の一大事業にして、之が爲に邦家の存亡を賭して強國と兵を交ふること二回、財を散し人を損ふこと幾千萬なるを知らず。將來の日本國民たらん者は、宜しく此の遺産を尊重善用して、以て大陸に於ける我が國民の運命を開くの基礎となすべきなり。抑、統監條約は、正文に一も保護の字を用ひたる所なし、而も之を目して保護條約と爲す所以のものは、近時列國の保護制度に、其類例多きに因る。即、歐洲の典例には、日韓協約に比し稍綿密なる條章にも、尙且、保護の名を避けたるもの尠からず。惟ふに是れ、形式に拘泥して、爲に被保護國の感情を害することを避けし手段に出し歟。海外

壓伏に因れる條約

事情の急迫と身體の強割

【今代國勢發展編】

三三〇

の論者、或は今次漢城の報三十八年十一月を得て、皮肉の批評を爲し、日本の保護條約は、文明國人に有るまじき精神上、及肉體上の強制を、朝鮮政府の上に加へて、之を得たるものなり。即、日本全權伊藤侯及林公使は、兵を以て朝鮮國王及其大臣を強壓し、大臣等二日間抵抗したる後、止むなく署名したり云々と。然れども、今日の國際法例に於ては、事情の強制と、身體の強制とを區別し、夫の條約締結者の一身上に危害を加へんとして之を恐喝し、以て調印せしめたる條約は、無効なるも、事に迫まられて止むなく調印したる條約は、之を無効とせず。而して十一月十七日の事、固より事情の強迫に會ひたるは、確實なるべきも、何人も、韓國の皇室大臣に迫りて、之に調印せざるものは拘禁し、殺戮せんと脅したるを聞かざるなり、誰か之をしも無効といふ。抑、保護關係を以て、弱國をのみ庇護するものと爲すは、其の意は嘉すべくして、實は偏見たるを免れず、孰れの國も其の保護關係を作るは、依て以て自國の權力を擴張せんとするなり。則、其の征服に代ふるに後見保護を以てするは、固より強國の權内ならずと言ふべからず。

保護の意義

獨立國の名實

又此に、保護關係に重要な問題あり、日本は韓國の利益を標準として保護を行ふべきか、日本の利益を標準として保護を行ふべきか、或は兩者の一致か、如何。今や形式上、韓國は完全に主權を具有すれども、之を行使するの能力不足なるが故に、富強の實を致すまで、日本に於て之に代り主權の一部分を行使せんとするものなれば、一に韓國の利益を謀るか、如何。然れども、韓國を保護するは、日本政府の外交事務なり、斷して外國の爲に自國の利益を犠牲にする義なし。すなはち、兩帝國を結合する利益共通の主義を鞏固ならしめんことを欲しと云へるにて、之を調和するを得べし。或は疑ふ、小村全權の見解に依れば、韓國の獨立は、事實上、最早完全なる状態に於て現存せざるに拘らず、日本が韓國に對し行ふ所の保護手段が、韓國の主權を侵害するの體裁に出てんとする時は、韓國政府の同意を求むるの義務を負ふものなりといへりと。惟ふに、各國の保護條約の成文に就き之を見るに、事實上、皆盛んに被保護國の獨立を制限したるに拘らず、尙且、條約の明文を以て、其の自主獨立を證言するもの少しとせ

【第十章 朝鮮の地位亦定まる】

三三一

す。被保護國は、不完全なる獨立國なりと謂ふべし。其の不完全なるが故に、能保護國の主權を以て之を補成し、被保護國の單獨行使する能はざる所の權利を、能保護國の監理指導の下に於て行使せしむる者なれば、斯く補成したる上にて、第三國より之を見るときは、被保護國も亦完全なる獨立國と異ならざる觀あらん。されば、韓國が日本に對する關係に就ては、之を完全なる獨立國と爲すは事實に違ひ、之を屬國と爲すは法理と違へり、故に唯之を以て保護國と稱する一種特別の關係と爲すの外なし。かくて、十二月、伊藤大使復命し、三十九年一月、統監に拜任せられければ、又渡韓して、扶掖する所あり、以て宗主保護の實を擧げむと謀る。而も彼の君臣心服せず、干格を免れず。

漢皇の背信、及び其讓位 四十年(一九〇七年)歐米列國、海牙に第二回平和會議の開くの時、當り、韓帝は私に洋人某某等の進言に聞き、密使を海牙に遣はし、其會議に日本の壓迫を訴へ、以て我保護權を覆さむと企つ。

韓帝切に使
者を萬國に遣
す和會議に遣
す

歐米列強の間に、交讓の道に由りて、戦端を避け紛議を理せんとする氣運は、第十

九世紀の末期に於て僅に其の微光を認め、第二十世紀の初より漸く顯著なる趨勢と成れり。而も是れ仁義道德の觀念の上進したるに因るに非ず、唯、各國競争の結果として、富貴已に増殖し、其資本の力を以て戰機の動くを制するに到りたるなり。此の氣運の始めて外形に顯はれたるは、實に一八九九年、露帝發企の平和會議とす。其の趣意書に曰く、「一般の平和を維持し、總べての萬國民をして、負荷に苦める過分の兵備を成るべく減省せしむるは、現時世界の狀態に於て、各國政府が極力實行を務めべきの理想なり。今の時を以て、國際討議の途に由り、平和の慶福を保證し、競進擴張の中途に在る現在の兵備をして、底止する所あらしむべき、最も有効の方便を探究せん」云々。而も第一平和會議に於て、國民の負擔を軽減するため、各國相約して軍備擴張を中止せんとする眼目は、未、決する能はず。之を實行するの方便として、露國の提出したる二個條件(常備兵額及軍費豫算の制限)には同意する者少く、或は之を評して曰く、露國にして平和を説かんとするは、三犯四犯の専門強盜が、警察費の過大を理由として、巡查減員を主張すると一般なり」と。但し、三種の條約及三條の宣言案を議定して、若干の成功あり。

(一)國際紛争平和的處理法に關する條約案。(二)陸戰の法規慣例に關する條約案。(三)一八六四年シエネーヴ條約、赤十字條約の原則を、海戰に應用するの件に關する條約案。(甲)投射物及爆發物を輕氣球より投下するの禁、(乙)人を窒息せしめ又毒殺する瓦斯を散する投射物の禁、(丙)人體内に入て容易に開展し、又は扁平となる

【第十章 朝鮮の位地亦定まる】

べき彈丸、例へば硬質の外被を以て彈核の全部を蓋包せず、又は彈核の一端に鉛刻を施したるものを使用するの禁など、是なり。則、後來の發展に、大に觀るべきものあらん。(有賀氏外交史)

我政府より參列の都筑六大使は、之を見て抗議する所あり、韓人參列の希望は該會議長に峻拒せられ、其一切の企圖、悉く畫餅に歸す。然も我が宗主權を覆沒せむとしたる策士の陰謀は、いまだ全く息まざるを以て、六月中旬、伊藤統監は、都筑大使より報告を受領するや、直ちに協約改訂の準備に着手し、我政府にも元老大臣の會議(七月十日)となり、外相林董の渡韓となる。韓皇は、我政府の態度容易ならざるを見て、俄に狼狽して辯疏に努むと雖、固より以て其責を逃れ罪を償ふに由なし。かゝる間に、李完用、宋秉畯等の諸大臣は、事或は李氏の安危に關せむことを虞れ、百方韓皇に諫争して、林外相の徐伐羅に入るに先だち、禪位を敢行せしむ(七月十日)。伊藤統監又至り、是等の情を知るも、漫に其間に容喙せず、七月二十日讓位式の舉行せられし後、徐に新協約の提議を爲し、即日韓國政府の同意を得、夜に至りて調印を了る。前王光武帝は、太子子次に讓位し、更

韓帝の讓位

韓政府の内
治大綱を收
む

に季子英王を其儲宮と定め、光武十一年丁未を改め、隆熙元年と爲す。日本國政府及韓國政府は、速に韓國の富強を圖り、韓國民の幸福を増進せむとする目的を以て、左の條款を約定す。第一條、韓國政府は施政改善に關し、統監の指導を受くること。第二條、韓國政府の法令の制定、及び重要なる行政上の處分は、豫、統監の承諾を経べきこと。第三條、韓國の司法事務は、普通行政事務と之を區別すること。第四條、韓國高等官吏の任免は、統監の同意を以て之を行ふこと。第五條、韓國政府は、統監の推薦せる日本人を、韓國官吏に任命すること。第六條、韓國政府は、統監の同意なくして、外國人を備聘せざること。

是の新協約は、内治の政務大綱を擧げて、統監の手に收むる者にして、日韓の關係は、更に緊密を加ふ。而も論者は、多く混同融合の期望あるを以て、猶之に不満なり、或は他日に待つべきのみといふ。後間もなく韓國軍隊解散の斷行ありて(八月)、京城侍衛隊と我駐劄軍間に小戦闘を見、爾來、各地方に舊兵士の劫掠暴動、連發す。之より前、我陸軍省は、萬一に備ふる爲、駐劄一師團の外に、一旅團

韓國軍隊を
解散す

の混成部隊を増派し、警戒に任せしめたるも、今や十三道匪徒の巢窟定まらず、起伏常なく、良民と火賊匪徒の區別辨し難きが爲、官兵一擧にして匪徒を剿滅する能はず、頗る奔命に疲る。然れども、大體に於て鎮壓して遺さず、統監府新協約の各項は、着々實施せられ、列國の之を見る敢て異むなし、殆ど日韓一邦(合併)の實を呈せむとす。

十月、我皇太子嘉仁親王韓國に巡遊したまふ、海外行啓は是を嚆矢となす。文武の諸員之に従ひ、韓皇及び太子は仁川浦に出で、之を迎へ、京城敦徳殿に入りて、大饗あり、深く遠來の勞を謝し、善隣の誼を申ぬ。十一月、韓皇は伊藤公を太子太傅に任して、託するに太子英王の教養を以てし、東京に遊學せしむ。我朝廷は英王を優遇するに皇親の禮を以てし、日韓は一家の親を成すの端、此に啓く。

四十一年七月、伊藤公爵韓國京城の演説にいふ。韓國の獨立自主は、一に日本の主張に係れり、過去數百年間、朝鮮未曾一人の獨立を唱へたる者あらず、而も或は今日の日韓協約を以て、朝鮮の獨立を破壞蹂躪せんとするかの如く思ふは、抑

日韓一家の

親韓合併の

何の心ぞや。獨立は僅々三十年來、日本が彼等に與へたる空名に過ぎざる也。然れども、日本は決して併呑せむとするものに非ず、合併は日本に取りて、寧ろ迷惑の至りなり、日本は已に確實に韓國を保護す、何を苦みてか併合するの要あらんや、云々。又四十二年四月、東洋協會演説の中に曰く。日韓兩國の關係如何、今は兩國互に利害を同くし、共に同一目的に進み、更に進みて一家とならんとするの境遇にあり、而も此理を解せずして、徒に種々の流言を放ち、兩國の人心を阻礙せんとする者多し。殊に韓國國民の多數は、世界の情勢に通せず、否、遠き世界のみならず、接近せる日本の事情にも分曉せず。勿論、多少、世界の事に通せる學者なしと云はざるも、此學者は却て日韓の關係を阻礙せんとするに似たり。願くは、韓人も日本の情勢を觀察し、兩國利害共通の理を會得し、以て一家の如く相親和し、以て實力を養成するに努めよ。余は三年有半の歲月間に於て、悉くも大命を奉し、兩國の爲に誠意正心、微力の限りを盡したり、今は死すとも瞑し得て餘す所なし。夫の列國の大勢は、合する者は強く、離るる者は弱し、如何なる大國と雖、各同盟の力を借りつゝある現状に非ずや、韓國國民たる者、深く慮る所なからざるべからず、云々。

半島の治平未し 伊藤統監は、隆熙元年の新協約に因り、謂はゆる改善の施政に着手し、其冬、官制の改新、先成り、文武員の大淘汰を行ふ。四十一年隆熙二年

八〇日韓の經濟關係を厚くして、青丘拓殖の實效を擧ぐる爲に、東洋拓殖會社の設立を見、兩國官民の共同投資に因りて成る。又、白銅貨の濫行と、李王家財産の假冒は、至急の處置を要するを以て、迅速に惡貨の交換回收を濟し、謂ゆる李王家財産、亦之を政府に返移して、國有の處分に從はしむ。

明治四十年、韓國新主受禪し、伊藤統監の威望愈、加はる。從來、伏魔殿と目せられし宮内府も、時運の進轉につれ、十一月、服務規律を發布せられ、幾百の冗員は淘汰せらる。次いで十二月、新官制の發布あり、韓國の政務機關は、其新局面に順應するの必要上、殆、其全部の更改を見、日本人の任命せられたるもの多し。時に、青丘十三道の富源を増し、遺利を收むる機關を具備して、日韓兩國の親和を厚くし、ますく國民の經濟的關係を發達せしめんとて、英國東印度會社に倣へるものを設立するの考案ありしが、東洋協會の建議、日本政府は之を容れ、東洋拓殖會社を設立するの案を立て、帝國議會の協賛を経たり(四十一年三月)。

四十一年八月、新法に據れる裁判所の開廳あり、司法・行政の分離始めて實

拓殖會社

白銅貨處分

現す。北米合衆國は、日本の韓國に於ける法權に服し、其治外法權を拋棄する意を表し、韓國に於ける發明、意匠、商標、及び著作權の相互保護に關する新條約の公布あり。十二月、日露戰役以來五年間、韓國駐劄軍司令官たりし長谷川(好道)大將轉補し、大久保(春野)大將其後を襲ぐ、また東洋拓殖會社成立し、陸軍中將宇佐川一正、其總裁となる。

韓帝は、造幣の利を進言せる者に聞き、往年、白銅貨濫發の擧あり。果然、其實價の低落甚しく、延いて半島貨幣の信用を失ひ、物價の變動、頗、官民の患を爲す。故を以て、目賀田(種太郎)其財政顧問として任に就くや、先、之に着目し、明治三十八年七月より、白銅の惡貨交換回收を始め、爾來絶えずこれを續行して、四十一年二月迄に、國庫に收納せるもの三億二百萬枚に達したるが、その成績亦案外良好にて、一時暴落せる價格は漸次本復し、三十八年末には、已に法定價格に達し、物價の變動も稍鎮靜に至る。かくの如く、法貨の信用も加はり、人民の交換を求むるもの次第に減すと雖、なほ該惡貨の韓國市場に流通するもの、一億五千萬枚を下らざるべく、疑惧尙多

し、故に斷然、其流通を禁止すべしとの議を決せらる。即、本年(四十一年)十一月限、其流通を禁止することとなる。三十八年の交換開始以來、交附額は七百餘萬圓に達するも、其回收の地金代價は百萬圓に過ぎず。但し、其方策、今後之が補填として、新貨の需要を加ふべく、其新鑄造の利益より、漸次に此缺損を償還する豫定なり。斯くて、十一月末日に至りて、白銅貨引上高八百四十萬圓、其交換濟とならざるもの二百二十五萬圓は、散布して歸らず。

近年、李王家は、連に帝室財産の集積を爲し、種々の名義を假りて、官公の土田、及び山野、河海の利を占斷す。其形、政府に對峙して、利得を争ふ者に似たり。日本官吏の韓國財務の整理に從事する者、宜く宮中、府中の別を去りて、之が整理を遂げんと請ふと雖、聽さず。宮内の諸官は、固く交渉を拒みて、假冒を是勉め、檢按を恐るる者の如し。伊藤統監の聲望と權威とを以てするも、容易に手を下す能はず。既にして、時運の推移は局面を變轉し、宋秉峻内閣に入るに及びて、宮内府所管の鑛山を農商工部に移屬せし

め、やがて宋を委員長とせる帝室財産整理委員會設置せらるるに至る。而も、委員の調査は漸く歩武を進め、帝室財産、及び收税の大部分は、之を政府に移ししかど、宋が日本に往ける間隙に、再び宮内府に還附する等、紛更定まらず。宋は又、歸り之を争ひ、忽に帝室所有財産の全部を擧げて、國有と爲すの案を提出し、韓皇の裁可を經(六月)たり。此に於いて、度支部は、臨時財産整理局を新設して、一切之を調査し、財産の性質に従ひて、或は内
部、或は度支部、或は農商工部に引續ぐこととなれり。

時に、排日の頑黨は、其京城に在る者は、陽に溫和を粧ひて時機を待ち、其諸道に散歸せる者は、往々兵を執りて起つ火賊。是又、露領の隣境に避け、米國の遠地に居る者あり。而も、洋人の此黨與と謀を共にし、又援助を爲す者ありて、其淵底に禍機の潜伏せること、豫料に餘りあり。此間、日本軍駐屯の威と統監府施設の徳は、夫、彼妖雲を散して、霽日を見せしむるに足らざりしにや、京城外部顧問、スチーヴンス、凶徒に擊殺せられたり、四十一年三月なり。或は中樞院の排日議案、或は英文申報記者、ベッセルの告發、或は諸道觀察使の罷免と爲り、動搖ゆがみ、數な

り、半島の治平未し。

四十一年三月、久しく日本の推薦によりて韓國外部顧問たりし、北米合衆國人スチーヴンス氏、賜暇歸國の途に就き、桑港に着するや、在米韓人團體代表と稱する者の毆打を受け、やがて華盛頓に向はんとして出發するに及び、三四の韓人に襲はれ、其狙撃の爲に斃れたり。而も、此慘禍急電の翌日、韓國中樞院は、突然召員して、排日建議案を議決す、其大要に曰く。

- 一、日本軍隊をして、韓國民を剿討せしむるは不可なり、之を撤退せしむること。
- 二、觀察使及郡守は、更に各地方に民望あるものより選叙すること。
- 三、各府部院廳に、日本官吏を多く聘置するは、本來の意思に非るを以て、高等官數名を聘する外、爾餘の者は一切除汰すること。
- 四、日本政府補給金の半額を限り、地方民にして、家産を焼かれ、身體を毀けたる者に分排し、安んじて農作せしむること。

これ蓋、日韓の宗屬關係の破壊を企て、統監府と駐屯軍に反抗するものな

スチーヴン

るを以て、副統監曾福荒助は、韓國大臣に警告を與へ、中樞院正副議長、及び其提案者をして辭職せしむ。(四月、伊藤統監の歸任に當り、暴徒の釜山鐵道線を破壊せるあり、これ統監暗殺の目的に出でしと雖、途を仁川に取りし爲に、其厄を免る)

ベッセルは、大韓毎日申報の外に、コリアデーリーニュースを京城に發行して、排日の言議を以て、中外の指目を被むりしが、スチーヴンスの奇禍に至りて、筆鋒益危険なり。因りて、京城なる日本の官憲は、自國の利害の爲にベッセルを告發し、英國官憲はこれを受理し、審議の末、ベッセルを輕罪犯人として、三週間の禁錮を言渡し、上海に送りて英國監獄に於いて刑を執行せらる。其の判決文に曰く。被告の發行せる新聞紙は、「スチーヴンス暗殺」といふ題下に、暗殺下手人等を以て、愛國の志士、誠忠の義人と認むべきものなりと論じたり。又、「メッテルニッヒ」といふ題下に、朝鮮の現狀を以て、前世紀中葉の伊太利に比して、伊太利の愛國の志士等は、終に群を成して興起し、或は正義の旗幟を立て、或は自由の警鐘を鳴して、メッテルニッヒに反抗せ

ベッセル

り。是を以て惡鬼狐狸の如き彼も、故國を脱走せざるべからざるに至れり」と論じ、また「十七學生の流血」と題する文章に於いては「吾人は、斷然、吾人の韓國を回復せざるべからず、古來の英雄にして、何人か血を流さずして、光榮ある偉業を歴史に遺すものある」と言へり。是等の所説の、韓人を煽動して日本人に反抗せしむるものなることは、韓國の現狀に鑑みて、本官の疑ふ能はざる所也、云々。

當時、日本人の手に成る新聞は、十三道中、重要な都市には刊行を見ざる無しと雖、皆在留日本人の購讀を目的とせり。韓人相手の新聞は、京城の國民新報、帝國新聞、皇城新聞、大韓毎日、中報等あり。中にも中報は、ベッセルの主幹に由りて、興韓排日の毒筆を揮ひ、頗、韓人の意向を迎へしが、ステーンズの奇禍以來、益、激烈の言論を敢てし、凶行、暗殺を獎勵するが如き文字を載するに至る。而して、米國桑港の共立新報、大同公報、露國浦潮の海潮新聞等、在外韓人の韓國に輸入する新聞も亦、極力、日韓關係、破壊するを目的とし、申報と内外相呼應す。因りて韓國政府は、此等の取締を嚴重

にせんが爲に、新聞紙法に改正を加へ、内部大臣は、外國新聞と雖、内國に於ける發賣頒布を禁止し、該新聞紙を押收するを得と定めたり。これによりて、申報、及び桑港、浦鹽より輸入の新聞は、屢、其發賣頒布を禁止せらる。排日風潮の現象は、是に止まらず、四十一年六月初旬、觀察使會議に於いて、日本人官吏を非難するの諍論あり、延いて内閣大臣の更迭、觀察使の罷免を見、韓帝特に新觀察使に勅して、「善隣の厚誼に辜負し、東洋の大勢を潰裂せしむる勿れ」と警告するに至りぬ。又、是より先、韓國到る處に興韓の運動起り、國家の獨立を冀は、先、外債を還濟せざるべからず、老弱男女皆喫煙を斷禁し、其代錢を集め、以て日本に負ふ國債一千三百萬圓を還濟せむ」と唱へ、義捐金を集むること一年有餘、豫期の百一にも達せざるに、早くも何人にか詐取せられぬ。而も、其義捐金を募集保管せるは、多くは申報社なりければ、主筆梁起鐸は、詐偽取財の刑事被告人として、檢擧せられしかど、裁判の結果、證據不十分の故を以て、無罪の宣告を受けぬ（九月）。

蓋、統監府が京城政府を指揮して、施設に従事、此に年あり、京畿の文武の官衙は、

面目を一新するの概あり。而も失意免職の徒輿は、走りて諸處に嘯集し、儒生兩班等の時政に不平なる者と謀り、排日の氣勢を鼓舞せむとす。謂はゆる頑迷論し難し、末路哀むべき者歟。則亦其形勢の止むを得ざる者に由ると謂ふを得。殊に、丁未禪讓の事ありて、文武の改變罷免頗多し、遂に所在の邑里に暴徒草賊の蜂起を見るに至る。日本守備軍は、固より其急に應ふるの布置を爲したれば、大小の討伐隊は、一警一報ある毎に、臨機の防守征行あり、不逞無頼をして、其凶逆を縦にせしめず。但、その鳥散して蟻集、日兵の視聽を避けて、山野に潛み邑里に掠む。之を以て、四十一年の夏に至るも、火影砲聲を絶たず、冬に至りては、燄む。然りと雖、一進會に對抗する大韓協會の如きは、猶筆舌を以て鼓舞を爲し、頹勢の維持に勉むる者あり。

排日興韓の黨輿は、明治四十年の秋冬に凶焰を揚げしも、隨ひて起れば隨ひて伐たれ、巨魁大衆皆散亡す。而も其草賊となり、鼠盜となる者は、年を越ゆるも尙所在に出沒して、掠奪を事とす。良民は自衛を教督せらるゝも、豪酋の奮起して此盜匪に當るもの少し。四十一年の春より、匪徒の力

盡きて、守備隊に歸順するもの漸く多し。八月末日、韓帝勅を下して、頑凶に諭し、十月を限りて歸順を命じ、十一月以後は、自首原罪を許さず、不赦の犯罪者として處置することゝ爲す。乃、秋冬の間に及び、諸道の火賊平定す。當時、咸鏡南道の甲山に據れる匪徒より、我守備隊に送れる乞和書に曰、「這般の義擧や、敢て我安山のみに非ずして、十三道に亘りて總て然りとす。而も是、天の一進會徒を誅せんとして、我をして義を安山に擧げ、會徒を剿滅し、以て國運を回復せしむる者のみ。嚮に、會徒砲殺の擧あるに當り、日軍來りて我を襲ふ無くんば、何ぞ相戦ひ相殺すことあらんや。以後、日軍我を襲ふ無くんば、我亦日軍を襲はずして歸化すべきなり。噫、彼一進會徒は、真に兩國間の蝙蝠のみ。前に、露軍勢力を得たる時は、建議員と稱して之に阿附し、今や即、日軍に附き、遂に無益の戦鬪を生せしむ。然りと雖、日軍にして我と相和せば、また鵝蚌の争を爲すこと無かる可し。但し、國賊一進會徒にして、前習を改めず、依然悖行を爲すが如くば、義軍更に起りて、咸其黨を滅すべく、此條約は直に破棄せらるべし云々。亦、彼徒

の意氣を想ふべき歟。

親日主義なる一進協會に對峙せる大韓協會は、四十一年九月、政府に警告して、東洋拓殖會社設立の説の國內に傳播せられて後、京郷の輿論は沸騰し、各自疑懼の念を抱く。或は曰く、我國の遺利を沒數し、該會社の占有に歸せしむ。或は曰く、全國の田土は、漸次該會社の掌中に落ち、吾人は住居するに地無からんと。而も今回、裁可頒布せらるゝ所の法令は、利益を彼我均霑し、恩澤を中外に普及すとあるも、法文は死物の如し、此を運用する人の如何に由りて定まる云々。其中立の態度、知るべし。之と前後し、該大韓協會長金嘉鎮は、我國有識者の日本帝國に對する感念といへる一文を、京城日報に寄せて曰く、「大要、左記三種の思潮が、大韓國民多數の腦底に流行するを見る。其一、日本の商人、役夫が、我國人を輕侮し、殆ど馬視して、敢て傍若無人の行動を爲すを憤慨し、遂に日本帝國全體に對してまで、増惡の念を激生するに至りたること。其二、日本人の來住、日に増加し、起業行商の月に盛大に赴くを見て、或は種族の滅亡せんことを憂慮するの

餘り、日本人全體を嫉視するに至りたること。其三、政治方面より立論する者にして、日韓當初の條約は、相互對等なりしに、日本は、自己の強大を恃み、各種の口實を設け、漸次壓倒して以て、我國を併呑するの素地を作るごとし。而も我は四千年の舊國、三千里の疆土、一千萬の民衆、豈一朝一夕に倭人の臣僕たるを甘受せんや」と激語する者あるに至りたること、以上三類あり。然りと雖、有識者は之に雷同せず、殊に二三倭人の行爲を怒り、直に日本全體を排斥せんとするは、斷じて不可なり。又、日本人の移住と起業行商の盛大なるは、これ競争時代の常にして、決して怪むに足らず、反りて我國民を獎勵し、日本人と競ひて進歩すべきを勸諭すべきのみ。我種族の滅亡を杞憂するが如きは、殆ど愚の極なり。且、數回の條約に因り、漸次國權を縮少したるは、實に争ふべからず。然れども、東洋の形勢上、日本が我國を他手に委すべからざるは、實に其自衛の必然に出づ。則、我國も亦日本を排斥して、能く獨立を維持すべからざるは、自明の理ならずや。則、兩國の結合を鞏固にするは、雙方當然の理勢に基づくのみ。從來、我國の

今の勢は日韓の結合に在り併呑に非ず

【今代國勢發展編】

三五〇

當局者其人を得ずして、不權衡、不利益の條約を締結したるの悔は、到底免れ難し。希ふ所は、今後、韓日兩國の結合を善くすること、是のみ。其併呑を恐怖する者の如きは、全く杞憂に屬す。我國人、如何に愚昧なりと雖、事苟宗社に關すれば、永遠に反抗を繼續して、止まず。賢明なる日本政治家は、亦明に察し、決して此等の策を取らず、況んや、併呑は日本數次の宣言に反するに於いてをや。然らば則、今の實權を握る者は、當に人に親疎の別を立てず、其事實に依りて可否を定むべし。彼の争ひて權勢の下に趨く者は、多くは薄志弱行の徒なり、而も、毅然として衆望を負ふ者を指し、これを誣ゆるに排日派なり、頑冥黨なりと中傷す。日本官憲も、時に或は其言に惑はさるゝにあらずや、もし國士を以て自任する者を以て、一切排日派なりと唱へば、我國當代の人物は、悉皆其排日派、頑冥黨中に在りといふも、不可なき也、云々。

隆熙帝巡幸

隆熙三年、明治四十二年一月、韓帝、首相大臣以下を隨へて、南韓を巡幸し、釜山浦に至る。日本天皇、艦隊を派して、之に慶辭を贈らせたまふ。更に西韓を巡幸

して、平壤、義州に至る。伊藤統監之に扈從せしが、二月、還幸の後、統監官邸に臨幸、其勞を謝す。西韓巡幸の際、陪乘の内部大臣宋秉峻と、侍從武官魚某と口論を爲し、互に佩刀を抜けるあり。伊藤歸朝の際に、宋を伴隨し來り、二月、遂に其官職を去らしむ。宋は一進會を率ゆるを以て、大韓協會と並び競ふを免れずして、毎に人に仇視せらるゝ多し、之に加ふるに、首相李完用と合はざるものありしとぞ。六月、伊藤統監は樞密院議長に還補し、副統監曾禰子爵(荒助)其後を襲ぐ。

宋秉峻免官

四十二年、宋秉峻が西幸列車に陪乘中、魚某と争ふの事あるや、大韓協會は、長文の建議書を李首相に送りて、宋の暴舉を責め、更に質問書を宮内府大臣に送りて、日本人官吏の參内して署名するに、臣の文字を用ゐざるの不敬を責め、以て排擠の端を啓かんとしたり。宋は、此に於いてか痛言、大韓協會の奸謀、基督教徒と結托して、統監の政治を妨ぐることを説き、特に米國宣教師の行動を非難す。新聞紙之を載せ、爲に係争を生して、統監と米國大使との間の問答、往復となり、宋も終に罷免せらる。

【第十章 朝鮮の位地亦定まる】

三五二

四十一年の春、韓人の主幹する皇城新聞は、該國の宣教界の形勢を述べて曰く、「今我韓國、宣教界を以て之を觀るに、年前、海西各郡、天主の勢力、最も盛長と爲す。其理由を問ふに、則、觀察使と各郡守との貪饕侵虐に由り、哀むべき人民は、籲告する所無く、歸依する所無し、惟是れ教會一門は、生命を保全するの計を爲すに庶幾し、先を争ひて匍匐以て之に入ると。近年以來、耶穌教會は、逐漸發達し、油然として雲の起るが如く、沛然として水の潤ふが如し。今聞く所に據れば、長老教會は四十萬以上に達し、其他美以と監理の兩教會も、亦盛況を極むと。失意不平の徒衆が、其頼るべを尋ねて米國宣教師に依附し、以て目前の抑塞を伸べんとせるは、智愚果して如何を知らず。大抵、各挾む所ありて、暫く相合ふ者に似たりと雖、其心情境遇亦省察を要す。

外交時報曰、韓國の頑冥派中には、伊藤公爵を以て、鬼の如き暴官と思惟する者、固より無きに非ずと雖、概觀すれば、上下の大多數は、公爵の爲す所に服したり。又、此政治家が、初代の韓國統監たりしことは、世界に對し大なる

る安心を與へたり。惟ふに此公爵は、今にして韓國上下の歡心を買ふの必要もなく、日本政治家の喝采を博せむとも努めず、唯恐るる所は、世界の批評者と、後世歴史家の論難に在るが如し。外國の高等批評家は曰く、日本は、日本自にすら咀嚼する能はざる程の、文明式政治を、韓國に行はむとす、これ大なる誤謬なりと。此言の當否はとにかく、公爵が私を棄て公に就き、一意、日韓兩國の爲に盡さんとの心事は、敬慕と感謝とを値せずんば、あらざる也。公爵の統監たること三年有半に及ぶ、而して協約七條の締結を以て一線を劃し、前半後半に分つを得べし。前半は、前老王對公爵の舞臺にして、後半は、公爵の獨舞臺なり。而も、新韓皇の南巡、西狩を終幕とし、萬人に惜まれて、今や統監の任を辭し去りぬ。

倫敦タイムズ曰、日韓兩國は、英國と埃及との關係よりも、一層密接なる關係の上に立つものなるが故に、統監更迭が、日本に於て甚大なる注目を惹けるは、不思議に非ず。從來、列強は自己の行動に能はざる程の高き標準を以て、日本の行動を批判せんとするの傾ありと雖、日本は、縱令、列國の批

判を俟たずしても、尙常に被治者の利益を伸長するを目的として、韓國に臨みたるなるべし。何となれば、伊藤公が最初の統監として京城に赴きしは、實にこの政策を行ふに最も適任なりしが爲にして、公の性格に於いて、殊に秀でたるは、聰明、忍耐、及び濃厚篤實なる點にあり。公は、説得の手段が全く盡くる後に非ずば、決して武力を用ふるを欲せざることは、普く世人の認むる所ならずや。然も、公の在任中、必しも常に溫和なる政策のみ行はれたるに非ず、常備軍隊解散の措置の如き、これ也。やがて、解散せる兵士は、統監政治反對の中堅となり、暴動を起し、數千の生命と、巨萬の財産を犠牲に供したり。傳ふる所に據れば、公の此唯一の常規を逸したる行動は、武斷派の意を迎合したる結果なりといふ。茲に於いて、吾人の恐るる所は、新統監曾禰子が、武斷派の跋扈を抑制して、斯公傳來の穩和策を行ひ得るや否やに至り。

第十一章 韓國併合

西園寺内閣の戦後経緯 桂内閣は、英露の訂盟、及び韓國の處置に一段落を告げ、出征の將士凱旋し來るを待ち、三十九年一月解職、西園寺侯爵代りて内閣に總理す。政友會の原敬、松田正久等、隨ひて大臣に任せらるゝも、謂はゆる政黨内閣にあらず。伊藤井上、松方等、元老の援助に待つ所多し。戦後の急務は、財政の節約に在り、而も需用多端、二十億の公債を負へる國民も、依然戦時の非常特別の重荷、第二十、第二十一議會に由る、を減する能はず。已に官營、專賣等の特占法を以て、國庫の歳入を謀る、亦苦辛と謂ふべし。○西曆一九〇六年

論者或は云ふ、桂内閣が三十四年の夏より三十八年の冬迄、比較的長期の内閣を維持したるは、實に戦争に起因したる自然結果なり。然れども、桂首相の智略は、一面に於ては巧みに元老に奉事すると共に、一面に於ては亦巧みに政黨をも操縦したり。其妥協を議員に求むるに方り、常に談笑の間に情意を交換し、議會の外に更に一種の委員會を架し、之を官邸に設け、その委員會を以て、本院に協賛を求むるの準備所と爲したり、是、柔を以て剛を制するの秘訣を悟れる者とす。但し、人を待つに論理を以てせずして、一に權略を以てしたるは、其長所にして、短所なりけん。殊に戦後の經營につき、責任の難を西園寺内閣に譲りしも、功業の名を已に自家に收めしは、餘りに兵家奇正の數理に明かなるに似たり。

征露軍費は
大半を外國
公債に仰ぐ

或は曰く、我明治の政府は、維新廢藩の後、外征の論起りしし、政事は此に出て、力を内治の改善に注ぎ、之を行ふ十年にして西南の亂あり。而も其亂定まりて、民力休養の方針は變ずる所無し。爾來、國力民情は、兩つながら刮目すべき發達伸張を遂げたり。乃、十餘年にして征清の役を起し、一も外國の援助に依らずして、能く歳餘の大戦を支へ、終に最後の勝利に達し得たるも、所以あるにあらずや。然れども、一回の大戦は、國家年來の蓄積を灰土に歸せしめ、戦熄みて後の方針は、斯民の休養に在り。已にして、三國干渉の不祥事ありたるのみならず、忽又、前例なき巨億の債金を得。是に於て上下共に軍備擴張の議を認容し、政府は國力を培養すべき時に於て、却て應、増租を斷行し、人民の負擔は急速に重加し來り、議會は年々之が爲に紛争を絶たず。而して風雲頗急なるが故に、十年ならずして日露の間に空前の大戦争起り、國力復之を支ふるに能はずして、軍費の過半は之を外國に仰ぐに至る。惟ふに、國に不變の善政あることなく、又恒久の惡政あることなし、要は時勢に妥貼せんを欲するのみ。日清戦争以來、國家の力を軍備に費消したるも亦久うして且多し、偏武政策は、今に於て始見したるにあらず。而して、日露戦前に其聲頗高きを致すに至らざりし所以のものは、當時の國情、夙薪警膽……人をして之を首肯せしむるものありたるが爲なり。但、今の如く、時勢一變し、國情休養を思ふの日に至りて、依然として舊套を改むるなく、偏武を以て、善政と爲すは、時勢に昧し、云々。

第廿二議會

第廿三議會

西園寺内閣の第二十二議會三十九年一月に臨むや、桂内閣立案の豫算遺策を踏襲して、無事に閉了したるが、其鐵道國有法は、經濟上に利害の説あり。第二十三議會四十年一月に至り、政府は積極政策と稱し、益豫算を増大して、歳計六億に餘らしめ、又之を通過するを得。而も國力の負荷には限りあり、第二十四議會四十年四月の豫算立案に、閣員の意向一致せず、果然、内外に種々の論争を生じ、政府及政黨の形狀に、變遷を免れざる場合となる、亦止むを得ざるの勢なり。之を數年前の事に照らすに、伊藤の政友會を起すや、板垣退避し、復黨事に與らず、已にして伊藤は再び官府の人と爲り、政友會は、中間の地位に在りて衆議院を制したり。而も今、西園寺内閣に及び、實は政友會獨力自持の概なし、動もすれば左右に顧みて假容を爲す。此に於て、在野の反對黨憲政本黨及び藩閥官僚の一派は、各之に乗する所あらむとす。而も大隈は久しく在野黨員の指揮に任したりしが、所感ありと稱し、忽退身して自潔くす、則、今後の消長いよ、明かなるに似たり。十四年十二月

明治政府が軍備のために支出せし歳計は、初め十五年までは一千萬圓内

外に止まりしが、十六年師團と艦隊の編成を更張してより、國會創開までには漸次之を倍加し、日清戦後に至りては一億圓以上の巨額に上れり。三十七八年戦後は、更に急激に膨大して、已に二億に近づく。之を總歳出に比例するに、明治初年より十五年頃までは軍事費は總歳出の百分の十六、乃至十九に過ぎざりしに、十六年後に於ては、二十乃至三十に上り、日清戦後に於ては、常に總歳出の半を占むるの有様となれり。さて、近時の軍隊の編制は、三十九年に、政府は近衛師團並に在來の十二箇師團の外に、八箇師團を増設せむとせしも、之を實行するを許さざる事情あり、減して六箇師團を新設し、三箇師團を一軍團とし、總べて六箇軍團を編成すると共に、兵役を二年に短縮し、所要の大兵を充實せむとす。又、海軍は、從來の第二期の擴張は、明治二十九年より初まりて三十八年に終了せるが、引續きて第三期の擴張は、戦時中に起り、其船艦豫期の如くに進水、若くは回航し來り、之に戦利艦の加はるありて、（交戰中、初瀬、八島、高砂、吉野の各艦以下、約四萬七千噸を失ひしに拘らず）三十九年度には、約五十二萬噸の大勢力となれり。而も、此勢力の充分か不

足かは、時務政策に因れる對敵計畫の如何に考へて、別に可否論決せられんとす。

或曰、西園寺内閣は、政友會より見れば、自家の内閣なるが如く思はるゝかは知らざれども、局外者より之を見れば、殆ど官僚内閣と異なる所なきに似たり。且、其一舉一動、總て桂前相の遺蹤を踏み、諸元老の意向を窺ふが如き、畢竟、官僚者の利用する所となるにすぎず。憲政本黨（進歩黨）に至りては、既に其首領大隈を失ひたるのみならず、四十年十二月其警告を忘れ、軍備擴張計畫に漫然たる協賛を與ふるに至れり。惟ふに、此憲政本黨にして、官僚長閑に降服せむとせば、其時機は今日までに既に幾たびも到來したるなり。今や官僚者は、最早其爲すべきものを爲し終り、若くは其準備悉く成れり、又何ぞ憲政本黨の向背に得失を感ぜむや。今や諸政黨を過考するに、曾て藩閥の打破を絶叫したりし當年の意氣、毫も見らばきなく、政權爭奪の野心すらも消磨し果て、現生なる金錢授受に浮身を棄して、其他の大望を忘れし状あり。大隈これにあきれて、憲政本黨に告別したるも、亦時運といふべし。海内之に因り、或は抗爭の氣を絶ち、以て太平の安息を得んとす、亦吉兆と謂ふべき歟、之を後年に問はんのみ。

大隈伯云、我黨の近狀、勢の振はざる久し、是は畢竟するに、余が微力爲す無きの致す處、定に慚愧の至りに堪へず。今、余は諸君に請願す、總理の職を辭せしめ